

第3期 群馬県教育振興基本計画 (2019年度～2023年度)



平成31年3月
群馬県



表紙の写真

地域の七夕まつりに
参加する園児（群馬
大学教育学部附属幼
稚園）

青少年ボランティア
養成（東毛青少年自
然の家）

意見を交わしながら
学ぶ生徒（館林市立
第三中学校）

2020オリンピッ
ク・パラリンピック
フラッグツアー

外部指導員による部
活動指導（沼田市立
白沢中学校）

地域の人たちと交流
し学ぶ生徒（県立渡
良瀬特別支援学校）

利根沼田地区いじめ
防止フォーラム

ワクワク子育てトー
キング（東毛青少年
自然の家）

大人のためのおはな
し会（県立図書館）



群馬県のマスコット
「ぐんまちゃん」

目 次

I 総論	1
第1 計画策定の基本的な考え方	1
(策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間、計画を定める範囲、計画の構成、 計画の推進)	
第2 群馬県の教育を取り巻く状況	3
1 人口減少社会の到来	3
2 気象状況の変化や自然災害の多発	3
3 グローバル化や技術革新の進展	3
4 先人から受け継がれてきた歴史文化遺産への関心の高まり	4
5 経済の状況	4
6 児童生徒や教職員の状況	4
(学力の状況、生活習慣・生活規律の状況、体力・運動能力の状況、 特別支援教育の状況、外国人児童生徒の状況、公立学校教職員の状況)	
7 家庭の教育力と、学校・地域の連携・協働の状況	6
8 生涯学習の状況	7
第3 今後5年間の群馬県の教育施策が目指す方向	8
1 基本目標	8
2 基本目標を具体化するための視点	8
II 各論	9
第1 具体的な取組の展開	9
(現状と課題、取組の方向、主な取組、指標)	
第2 「施策の柱」の構成	9
第3 施策体系	10
第4 具体的な取組	12
基本施策1 時代を切り拓く力の育成	12
柱① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する	13
取組1 時代に応じたキャリア教育の充実	14
取組2 より実践的な職業教育の推進	14
取組3 主権者教育等の充実	15
取組4 特別の支援を必要とする生徒への就労支援の充実	15
柱② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する	16
取組5 文化芸術や尾瀬等の郷土資源を活用した学びの推進	17
取組6 古代東国文化や世界遺産をはじめとした郷土の文化遺産を活用 した学びの推進	19
柱③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する	21
取組7 国際理解教育の充実	22

取組 8	豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進	22
基本施策 2	確かな学力の育成	24
柱④	基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、学びに向かう力を育む	25
取組 9	身に付けた知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成	26
取組10	しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立	27
柱⑤	探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育成する	29
取組11	ものづくり産業等へつながる理数教育の推進	30
取組12	プログラミング教育の充実、情報活用能力の育成	30
取組13	地域を発展させる大学の充実	31
基本施策 3	豊かな人間性の育成	32
柱⑥	自他を大切にできる心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める	33
取組14	ボランティア活動や体験的な活動の充実	34
取組15	人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実	34
取組16	自らの態度や行動につながる人権教育の推進	35
柱⑦	いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する	36
取組17	いじめの正確な認知に基づく適切な対応	37
取組18	いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援	37
基本施策 4	健やかな体の育成	40
柱⑧	児童生徒の体力向上を図る	41
取組19	体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実	42
取組20	運動部活動の推進と適正な運営	42
柱⑨	児童生徒の心身の健康を保持増進する	44
取組21	健康な心と体づくりを目指す健康教育・食育の推進	45
取組22	感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理	45
基本施策 5	信頼される学校づくり	48
柱⑩	教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する	49
取組23	大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上	50
取組24	児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした様々な課題への対応力の向上	50
取組25	教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康の保持増進	51
柱⑪	特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実する	52
取組26	特別の支援を必要とする児童生徒への適切な対応と交流及び共同学習の推進	53
取組27	特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実	54
柱⑫	特色ある学校づくりを推進する	55
取組28	家庭や地域と一体となった地域とともにある学校づくり	56
取組29	高校教育改革の推進	56

取組30	私立学校の振興	56
基本施策6	安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成	58
柱⑬	安全・安心な教育環境を確保する	59
取組31	学校施設の長寿命化の推進	61
取組32	I C T環境の整備と情報セキュリティの確保	61
取組33	就(修)学、多様な教育機会確保のための一層の支援と 外国人児童生徒の教育の充実	61
柱⑭	災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を 地域ぐるみで推進する	63
取組34	学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進	64
取組35	学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実	64
基本施策7	家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進	66
柱⑮	幼児期の教育の充実を図る	67
取組36	質の高い幼児期の教育の推進	68
柱⑯	家庭教育支援を推進する	69
取組37	市町村や民間団体等との連携・協働による家庭教育支援の推進	69
柱⑰	学校と地域の連携・協働を推進する	71
取組38	学校・地域の連携・協働による地域の活性化	72
基本施策8	生涯学習社会の構築	74
柱⑱	生涯にわたる多様な学びを推進する	75
取組39	多様な課題に対応した学習機会の充実	76
取組40	社会教育施設の有効活用	76
取組41	読書活動の充実と県立図書館の機能強化	77
柱⑲	社会教育を推進する	78
取組42	地域の学びを支える人材づくり	79
取組43	青少年教育の推進	79
第5	各施策を効果的に推進するための群馬県教育委員会の取組	82
第6	指標一覧	83
Ⅲ	資料編	87
第1	人口の動向	87
1	年齢別人口の動向	87
2	小・中・高等学校の児童生徒数の動向	87
第2	公立学校の環境整備の状況	88
1	耐震化の状況	88
2	空調（冷房）設備の設置状況	89
3	ブロック塀等の安全点検等の状況	90

第3	グローバル化の状況	91
1	県内企業の海外進出の状況	91
2	県内の外国人住民数の状況	91
第4	文化財の状況	92
1	群馬県内の指定文化財一覧	92
第5	経済の状況	92
1	雇用情勢	92
2	生活保護世帯数の状況	93
3	高校生等への就学支援金の支給及び奨学のための給付金給付実績	93
第6	児童生徒や教員の状況	94
1	学力等の状況	94
(1)	公立小・中学校	94
(2)	高等学校	96
2	生活習慣・生活規律の状況	97
(1)	朝食の習慣	97
(2)	家庭でのコミュニケーション	98
(3)	マナーやルールを守る意識	98
(4)	児童生徒の携帯電話・インターネット利用の状況	99
(5)	いじめの状況	100
(6)	不登校の状況	100
(7)	問題行動の状況	101
(8)	中途退学者の状況	101
3	体力・運動能力の状況	102
4	特別支援教育の状況	103
(1)	特別支援学校の配置状況	103
(2)	特別支援学校、特別支援学級及び通級指導の状況	103
(3)	就労の状況	104
5	外国人児童生徒の状況	105
6	教職員の状況	106
(1)	教員の年齢構成	106
(2)	教職員の病気休職者の状況	106
第7	学校と地域の連携の状況	107
1	学校支援センターの実施状況	107
2	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況	107
3	放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施状況	107
第8	生涯学習の状況	108
1	生涯学習センターの利用状況	108
2	県立図書館の利用状況	108
3	ぐんま昆虫の森及びぐんま天文台の入園（館）者数	109
4	県立博物館・美術館の入館者数	109

第9	平成30年度県政県民意識アンケートの結果（関連項目抜粋）	110
第10	群馬県教育振興基本計画（第2期：平成26年度～平成30年度） の実施状況	110
(参考)	策定の経緯 (策定経過、群馬県教育委員会委員名簿、第3期群馬県教育振興基本計画 策定懇談会委員名簿、同策定委員会委員名簿)	111

コラム

高校生のための農林業チャレンジセミナー	14
上毛かるた	17
移動音楽教室・高校音楽教室	17
尾瀬学校	18
芳ヶ平湿地群環境学習	18
古代東国文化	19
世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」	19
上野三碑	20
はばたく群馬の指導プランⅡ	26
「ぐんま方式」による少人数学級編制	27
ネット被害から身を守るために ～覚えよう！「おぜのかみさま」～	30
群馬県いじめ防止基本方針	38
東京2020オリンピック・パラリンピック	42
全国高等学校総合体育大会（インターハイ）	43
第83回国民体育大会・第28回全国障害者スポーツ大会	43
交流及び共同学習の推進	53
スクールカウンセラーの全校配置	62
ワクワク子育てトーク ～ぐんまの親の学びプログラム～	70
群馬県の社会教育施設（その1）	80
群馬県の社会教育施設（その2）	81

注 本計画書における「障害」及び「子ども」の表記について

- 1 本計画書では「障害」と漢字で表記しています。「障がい」と漢字仮名交じりで表記する場合がありますが、本計画の上位にある法令及び群馬県総合計画における表記に準じました。
- 2 本計画書では「子ども」と漢字仮名交じりで表記しています。文部科学省の文書は「子供」と漢字表記に今後統一するとされましたが政府としての統一的な対応ではなく、また、本県では上位計画である群馬県総合計画や、他部局の計画、施策等において漢字仮名交じり表記が一般的であることから漢字仮名交じり表記としました。

I 総論

第1 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

近年の社会経済情勢を見ると、人口減少の加速化と人口構成の変化に加え、急速な技術革新やグローバル化の進展等により社会全体が変容し、また、家庭環境の多様化による子どもの貧困や地域間格差等の課題も顕在化している中で、教育をめぐる状況も大きく変化しています。

学校現場では、平成29年3月の小・中学校、同年4月の特別支援学校及び平成30年3月の高等学校学習指導要領改訂等により、社会に開かれた教育課程を進めていくこと、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進することが求められています。また、地域コミュニティの弱体化や家庭の状況変化により、地域や家庭の教育力が低下していることから、これらを向上させることが課題となっています。

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を策定し、「人生100年時代」を見据えた生涯学習の推進や、多様なニーズに対応した教育機会の提供など、今後5年間の教育政策の目標と施策群を示したところです。

このような状況を踏まえ、県政の最重要課題の一つである、群馬の未来を担う人づくりを着実に推進するため、教育分野の最上位計画として第3期群馬県教育振興基本計画を策定し、これまで以上に学校と地域が連携・協働し、子どもたちが予測困難な未来をたくましく生きる力を育み、誰もが自己の可能性を高め、豊かな人生を送り、主体的に社会と関わることができるよう群馬県における教育の振興のための施策の基本的な方向性を定めます。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、群馬県が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本的な計画として策定します。
- (2) この計画は、群馬県総合計画の下で、「群馬県の教育、文化、学術及びスポーツの振興に関する大綱」と並ぶ群馬県の教育分野における最上位計画に位置付けます。

3 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間とします。

4 計画を定める範囲

この計画においては、他の分野の計画で取組方針が定められているものであっても、各分野の施策と密接に連携し、教育施策として主体的に取り組んでいく必要があるものについては取組方針を定めます。

5 計画の構成

この計画は、総論と各論で構成しています。

(1) 総論

本県の教育を取り巻く状況を踏まえ、今後5年間の教育施策の基本目標及び基本目標を具体化するための視点を示しています。

(2) 各論

基本施策及び施策の柱に沿って具体的に推進する取組について、その内容や数値目標等を示しています。

6 計画の推進

この計画を着実かつ効果的に実施していくため、各取組に沿った事業計画を毎年度当初に「教育行政の主要施策」としてまとめます。また、毎年度終了後、取組の効果や課題等を点検・評価し、その結果を広く県民に公表するとともに、次年度以降の取組に反映させていきます。

なお、当該点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「教育委員会の点検・評価」と併せて実施します。

第2 群馬県の教育を取り巻く状況

1 人口減少社会の到来

群馬県の人口は、2004（平成16）年をピークに減少に転じており、2012（平成24）年から200万人を下回る状況が続き、今後も減少していくと推計されています。

年齢別では、14歳以下の年少人口が2015（平成27）年から2025年の10年間で18%減少し（25万1千人→20万7千人）、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が10%減少する（117万6千人→106万6千人）と推計されています。一方で、65歳以上の老年人口は9%増加する（54万5千人→59万3千人）と推計されています。

こうした状況から、児童生徒数が減少していく中での、学校教育の活力の維持、社会的・職業的に自立し地域社会を支える人材の育成、高齢者を含めた地域の教育力の活用等が今後の課題となっています。また、人口の維持に向け、家族を持つことや親になること、男女が協働して育児を行うことの大切さについての理解を促進していくことなども求められています。

2 気象状況の変化や自然災害の多発

地球温暖化の影響などにより、真夏日、猛暑日の日数が増加傾向にあります。平成30年は記録的な高温となり、学校の管理下における熱中症事故が発生し、他県では児童が死亡する事案も発生しました。また、地震、豪雨や台風などに伴う水害、火山の噴火などの自然災害も頻発しています。平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊による児童の死亡事故も発生しました。安全で快適な学校施設を整備、維持していく必要性がますます高まっています。

群馬県は比較的災害が少ないという意識が強いことから、地震、火山災害、水害等に対する備えや防災意識の向上を一層推進する必要があります。また、防災に関する知識だけでなく、危機を乗り越え、命を守るための判断力や想像力、困難に向かって諦めることなく、状況を自らの確に把握し、考え、行動する力、さらには社会の一員としての自覚を持ち、地域社会、ボランティア等の多様な人々となつなぎ、支え合うことができる力が求められています。

3 グローバル化や技術革新の進展

本県は内陸県ですが、製造業を中心に海外に事業展開している企業も多く、農畜産物の輸出も増加しています。さらに、県内の産業においても海外人材の活用が進んできています。そうした中で本県では、平成28年3月に第2次群馬県国際戦略を策定し、「世界を惹きつける群馬」を目指して、海外に目を向けた施策によって本県経済の活性化につなげていくための取組を積極的・戦略的に進めています。

また、多様な観光資源により外国人観光客の受入れが増加していることに加え、県内の定住外国人も増加しており、県人口の2.7%を占めています。今後、県民が世界と直接関係を持つ機会が一層増えていくことから、群馬県人としてのアイデンティティを高めるとともに、幅広い視野で異文化を理解する力や自ら発信し行動できる力を育成していくことが課題となっています。

また、情報通信技術の発展が目覚ましく、急速に普及していることから、それらを活用した効果的な授業の実施が求められています。一方、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）に起因する犯罪被害やネット上のいじめなどが問題とな

っていることから、情報モラルを身に付けた上で学習や社会生活の中でそれらを使いこなす力の育成が必要です。また、自他を大切にする心や自己肯定感、困難に立ち向かう力を育成するために、SNSに頼らない人間関係をつくることも大切です。

さらに、AI等の技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想されており、県内では自動運転技術の開発などの取組も始まっています。こうした社会の大転換を見越して、全ての人が豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、高齢者の生きがいの創出や社会貢献にもつながるようにする上で、教育の力の果たす役割は大きいと考えられます。

4 先人から受け継がれてきた歴史文化遺産への関心の高まり

県民が心の豊かさを実感し、郷土への愛着や誇りを育むためには、地域の多様な歴史や文化に触れる機会を充実させるとともに、特色ある地域の歴史を学び、本県の素晴らしさを誇りに思う心を育てることが大切です。

本県には、甲^{よろい}を着装した古墳時代の人骨が全国で初めて発見された金井東裏遺跡をはじめ、古代東国の文化的中心であったことを示す数多くの古墳や遺跡があることに加え、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」、世界の記憶「上野三碑」など貴重な歴史文化遺産が豊富に存在します。これらを積極的に活用することにより、郷土への誇りや豊かな心を育成していくとともに、国内外に発信していくことが求められています。

5 経済の状況

群馬県の経済状況は、リーマンショックによる落ち込みから回復し、雇用情勢も改善傾向で推移しています。特にここ数年は、好調な景気状況を受け企業の採用意欲も旺盛で、業種や職種により人手不足感が高まっています（有効求人倍率（平成30年11月）：本県1.78倍、全国1.63倍。新規高校卒業者の就職内定率（平成30年3月）：本県99.7%、全国99.3%）。今後も、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、Gメッセ群馬のオープン等、経済成長の持続が期待されます。

一方で、生活保護法に基づく保護を受けている世帯は増加傾向が続いており（被保護世帯の総数（平成29年12月）：本県12,344世帯）、子どもの貧困も社会問題となっていることから、学ぶ意欲のある者が経済的な制約にかかわらず、しっかりとした教育の機会を得られるようにしていくことも必要です。

また、企業の雇用形態が多様化する中で、その時代に応じた勤労観、職業観を育み、本県のものづくり産業等の将来を担う若い労働力を育成することも必要です。

6 児童生徒や教職員の状況

(1) 学力の状況

全国学力・学習状況調査の結果では、小学校の算数で「知識」、「活用」がともに全国平均を下回っています。一方、中学校では国語・数学の「知識」、「活用」がともに全国平均を上回っている状況にあり、全体的に学力が伸びていると言えます。引き続き基礎基本の確実な定着を図るとともに、知識・技能を活用する能力を育成することが課題となっています。

また、家や図書館で、1日当たり30分以上の読書をしている児童生徒の割合は、小学校、中学校ともに全国平均を上回っていますが、読解力はあらゆる面での基礎となり、学習指導要領にある「言語活動の充実」とも結び付くことから読書活動を推進していくことが今後も必要です。

高校においては、民間の教育研究機関の調査結果によると、全国的に、学校外における学習時間は増加傾向にあり、各教科の理解度も高まる傾向にあります。高校においても思考力、判断力、表現力等を育む観点から、今後も基礎的・基本的な知識・技能の活用を図り、確かな学力を育成していくことが必要です。

(2) 生活習慣・生活規律の状況

全国学力・学習状況調査等の結果では、群馬県の児童生徒の生活習慣の状況や規範意識は全国平均に比較するとよい状況にあると言えます。

一方で、児童生徒一人一人が社会の構成員としての自覚を持つことが必要と考えられますが、それを学ぶための体験的な学習の場が学校や家庭、地域において少なくなっていると言われており、ボランティア活動や体験的な活動の充実に向けた取組が必要です。

さらに、いじめ、不登校、問題行動、中途退学等の問題は依然として発生しています。いじめについては、予防に努め、早期に発見し、学校だけでなく、社会全体で対応することが求められています。また、児童生徒が自分のこととして考え、規範意識や社会性を育み実際の行動に結び付けていくことが課題となっています。

(3) 体力・運動能力の状況

児童生徒の体力については、健康の保持増進のみならず、学習意欲や気力といった精神的な面の充実にも大きく影響します。

全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果では、群馬県の児童生徒の体力は、小学校では男女ともに全国平均を下回っていますが、中学校では男女とも全国平均を上回っています。平成25年度から29年度にかけては、小・中学校の男女とも向上する傾向にあります。また、肥満傾向児の出現率は、小・中学校とも全国平均を上回っています。なお、1週間の総運動時間については全国平均と比べて、小学校では男女とも少なく、中学校では男女とも多くなる傾向にあります。肥満は将来的には生活習慣病等、健康へ影響を及ぼす可能性があることから、特に小学校段階で運動の楽しさを体感させ、運動習慣を身に付けさせることが課題となっています。

また、2020年に、本県を幹事県とする全国高等学校総合体育大会や、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることに加え、2028年には本県で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が開催されることから、児童生徒がスポーツに関心を持って積極的に活動できるように取り組んでいくことが大切です。

(4) 特別支援教育の状況

特別支援教育を受けている児童生徒の数は、児童生徒全体の数が減少している中で増加傾向にあり、今後も特別の支援を必要とする子どもへの支援を充実させていくことが必要です。

また、障害の有無に関係なく、子どもたちが共に生活し、互いに尊重し合う感性を、幼少期から教育の場を通じて育み、共生社会の実現を目指していくことが必要です。

さらに、本県の特別支援学校高等部生徒の一般就労率は全国で上位にありますが、一般就労できる生徒をより増やしていくことが必要です。そのためには、地域社会との積極的な交流による障害に対する理解の促進や企業セミナー開催等に

よる生徒一人一人の希望や障害の特性と雇用を求める企業の業務内容とのマッチング等、障害のある生徒の就労支援を一層充実していくことが求められています。

本県では、平成30年4月、沼田、藤岡、富岡、吾妻の各特別支援学校に高等部を開設したことにより、小学部から高等部段階まで身近な地域で学ぶ環境を整えました。今後は地域に応じて各校の特色を高めていくこと、卒業後の進路先を地域で確保できるようにしていくことが必要です。

(5) 外国人児童生徒の状況

県内には、人口比で外国人の占める割合が全国的に見て高い市町村があります。また、県全体の外国人児童生徒の数は平成25年度以降増加傾向にあり、現在、公立・私立を含め3,000人を超えています。日本語指導が必要な児童生徒も1,000人を超えており、その教育の充実を引き続き図っていく必要があります。また、全ての児童生徒に、広い視野から異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていくための資質や能力を育成し、多文化共生社会への対応を図っていくことが必要です。

(6) 公立学校教職員の状況

本県の公立学校教職員の年齢構成は、第2次ベビーブーム世代が学齢期の頃に採用された50歳代が多く、今後10年間に退職者数がピークとなることから、学校運営の中核となるミドルリーダーの育成等、大量退職への対応が課題となっています。また、病気休職者数が毎年100人を超え、その約半数は精神疾患が原因となっていることから、教職員の心の健康を保持増進するメンタルヘルス対策にも引き続き取り組む必要があります。さらに、教職員の多忙化が問題となっていることから、その対応も求められています。

一方で、新学習指導要領で求められる授業、児童生徒の心のケアの充実、体罰禁止の徹底等に対応するため、教員の資質向上を図ることも課題となっています。

7 家庭の教育力と、学校・地域の連携・協働の状況

近年、少子化や核家族化の進展等の家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

本県では、「ぐんまの家庭教育応援条例」を制定し、地域や社会全体で家庭教育支援を行う機運を高める取組を進めています。県内では、母親クラブ、父親クラブ、子育て支援ネット登録団体、家庭教育支援チームなど、子育てや家庭教育支援に関係するおよそ250の団体が活動しています。しかし、その多くは、乳幼児など幼少期の子を持つ親の支援が中心であるため、学齢期の子を持つ親の不安や悩みの解消が図れるよう、各団体が活動の幅を広げるなどして、切れ目のない支援を図っていく必要があります。

一方、県内の全ての小・中学校には、地域の教育力を取り入れ学校教育を充実させるための拠点として学校支援センターが設置されており、年間9万人を超える多くのボランティアに参画いただいています。また、学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の協力を得て、放課後や週末に様々な体験活動を行う「放課後子ども教室」が23市町村178箇所で開催されているなど、学校と地域が連携・協働した様々な活動が行われています。しかし、これらの活動の多くがそれぞれ単独で行われており、理念や目標の共有を図っていくことなどが課題となっています。

8 生涯学習の状況

平均寿命が著しく伸長し、「人生100年時代」の到来が予測される中で、県民一人一人が生涯を通じて、自らを磨き高め、自己実現を図るための生涯学習が重要となっています。

本県では、県、市町村、高校や大学、博物館などの様々な機関が連携し、県民に対し様々な学習機会を提供する「ぐんま県民カレッジ」を実施しています。近年は毎年300前後の講座を実施し、1,000人以上が入学しています。

県民ニーズに対応した多様な学習機会の提供に加え、生涯学習で習得した知識や学習成果等を地域社会の中で生かすための環境整備が課題となっています。

第3 今後5年間の群馬県の教育施策が目指す方向

1 基本目標

今後5年間の基本目標は、次のとおりとします。

たくましく生きる力をはぐくむ

～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～

その上で、この5年間の社会情勢の変化を踏まえ、次の2つの視点からこの計画に掲げる基本施策を推進し、生涯にわたる学びの中で、たくましく生きる力を育んでいきます。

2 基本目標を具体化するための視点

第1期、第2期群馬県教育振興基本計画の基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ」は、学校教育、社会教育、生涯学習の各領域において、普遍の目標であり、第3期計画においても引き続き必要な理念です。

その上で、教育をめぐる状況に鑑みると、技術革新、グローバル化が進展する中で、生涯にわたり一人一人が持つ個性や能力を伸ばし、可能性を育むために、自ら学び、自ら考える力を育成する視点と、誰もが互いに多様性を認め合い、共に支え合う社会をつくる視点が必要です。

Ⅱ 各論

第1 具体的な取組の展開

「総論」で示した基本目標の達成に向けて、8の基本施策、19の施策の柱に沿った43の取組を、2019年度から2023年度までの間に具体的に推進していきます。

第2 「施策の柱」の構成

「施策の柱」は次の内容で構成しています。

1 現状と課題

「取組の方向」や「主な取組」を定める上で、前提となる現在の状況（客観的事実やその背景）を記述するとともに現状を踏まえて、よりよい教育を提供するために解決すべき課題を記述しています。

2 取組の方向

基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ」の達成に向け、課題を解決していくための取組の方向性を記述しています。

3 主な取組

取組の方向に沿って、今後具体的に進めていく主な取組の内容を記述しています。

4 指標

取組の効果を測定するため「施策の柱」ごとに指標を設定し、計画の最終年度である2023年度における目標値を示しています。

また、取組の効果を測定する指標がない場合であっても、今後の水準等を把握する必要がある場合は参考指標を設定します。

第3 施策体系

2019年度からの5年間に講じる具体的な取り組み ～ 8つの基本施策、19の施策の柱、43の取組 ～

基本目標 たくましく生きる力をはぐくむ ～ 自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う ～			
基本目標を具体化するための視点	1 生涯にわたって一人一人が持つ個性や能力を伸ばし、可能性を育むために、自ら学び、自ら考える力を育成する 2 誰もが互いに多様性を認め合い、共に支え合う社会をつくる		
基本施策	施策の柱・取組		
1 時代を切り拓く力の育成	① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する 取組1 時代に応じたキャリア教育の充実 取組2 より実践的な職業教育の推進 取組3 主権者教育等の充実 取組4 特別の支援を必要とする生徒への就労支援の充実		
	② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する 取組5 文化芸術や尾瀬等の郷土資源を活用した学びの推進 取組6 古代東国文化や世界遺産をはじめとした郷土の文化遺産を活用した学びの推進		
	③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する 取組7 国際理解教育の充実 取組8 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進		
	2 確かな学力の育成	④ 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、学びに向かう力を育む 取組9 身に付けた知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成 取組10 しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立	
		⑤ 探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育成する 取組11 ものづくり産業等へつながる理数教育の推進 取組12 プログラミング教育の充実、情報活用能力の育成 取組13 地域を発展させる大学の充実	
		3 豊かな人間性の育成	⑥ 自他を大切にすることや自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める 取組14 ボランティア活動や体験的な活動の充実 取組15 人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実 取組16 自らの態度や行動につながる人権教育の推進
			⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する 取組17 いじめの正確な認知に基づく適切な対応 取組18 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援
			4 健やかな体の育成
⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する 取組21 健康な心と体づくりを目指す健康教育・食育の推進 取組22 感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理			
5 信頼される学校づくり	⑩ 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する 取組23 大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上 取組24 児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした様々な課題への対応力の向上 取組25 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康の保持増進		
	⑪ 特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実する 取組26 特別の支援を必要とする児童生徒への適切な対応と交流及び共同学習の推進 取組27 特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実		
	⑫ 特色ある学校づくりを推進する 取組28 家庭や地域と一体となった地域とともにある学校づくり 取組29 高校教育改革の推進 取組30 私立学校の振興		
	6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成	⑬ 安全・安心な教育環境を確保する 取組31 学校施設の長寿命化の推進 取組32 ICT環境の整備と情報セキュリティの確保 取組33 就(修)学、多様な教育機会確保のための一層の支援と外国人児童生徒の教育の充実	
		⑭ 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進する 取組34 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進 取組35 学校や通学路、地域における安全確保と安全教育的充実	
		7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進	⑮ 幼児期の教育の充実を図る 取組36 質の高い幼児期の教育の推進
⑯ 家庭教育支援を推進する 取組37 市町村や民間団体等との連携・協働による家庭教育支援の推進			
⑰ 学校と地域の連携・協働を推進する 取組38 学校・地域の連携・協働による地域の活性化			
8 生涯学習社会の構築	⑱ 生涯にわたる多様な学びを推進する 取組39 多様な課題に対応した学習機会の充実 取組40 社会教育施設の有効活用 取組41 読書活動の充実と県立図書館の機能強化		
	⑲ 社会教育を推進する 取組42 地域の学びを支える人材づくり 取組43 青少年教育の推進		

基本施策 1 時代を切り拓く力の育成

AIの発展によって近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘がある時代にあっては、変化に適応するのみならず、自らが自立して主体的に社会に関わり、人間ならではの新たな価値を創造し、将来を創り出すことができる力が求められています。

変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、一人一人が自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能、技術を主体的に身に付けることが一層重要となります。

また、グローバル化の一層の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模の課題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要です。言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、群馬県の歴史や文化を学ぶことで、群馬県民としてのアイデンティティや文化芸術に対する理解を深め、その上で様々な文化を理解し、国内外の様々な場において、外国語で自らの思いや考えを相手に伝え、他者と交流し、共生していくために必要な力等を育成していくことが重要です。

施策の柱1 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する

- 取組1 時代に応じたキャリア教育の充実
- 取組2 より実践的な職業教育の推進
- 取組3 主権者教育等の充実
- 取組4 特別の支援を必要とする生徒への就労支援の充実

施策の柱2 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する

- 取組5 文化芸術や尾瀬等の郷土資源を活用した学びの推進
- 取組6 古代東国文化や世界遺産をはじめとした郷土の文化遺産を活用した学びの推進

施策の柱3 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する

- 取組7 国際理解教育の充実
- 取組8 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進

施策の柱1

社会的・職業的自立に必要な能力を育成する

(現状と課題)

産業・経済の構造の変化や雇用の多様化・流動化が進む中、生徒の進路(進学・就職)をめぐる環境は大きく変化しています。また、社会的自立が遅れる傾向や目的意識が希薄なまま、進学・就職する者が増加していること等が指摘されています。このような中、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた勤労観・職業観を育てるキャリア教育が、これまで以上に重要になっています。

専門高校では、産業現場等におけるインターンシップ(就業体験)や社会人講師の活用等の取組を実施し、地域産業界のニーズに沿った教育の充実に努めるとともに、産業教育に必要な実習設備の整備充実等を図っています。また、全日制公立専門高校を平成30年3月に卒業した生徒の進路状況は、就職50.3%、専門学校等への進学27.2%、大学・短大への進学21.4%となっており、就職者と上級学校への進学者の割合は拮抗し、進路は多様化しています。

また、選挙権年齢の18歳以上への引下げや成年年齢の18歳への引下げのための民法改正により、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなることから、主権者教育などを充実することも必要となります。

本県の特別支援学校高等部生徒の一般就労率(民間企業等への就職率)は、就労支援員による就業体験先の開拓等により、全国的に見ても高い水準(H28 群馬県 35.9%、全国平均 30.1%)となっており、引き続き就労を希望する生徒が一般就労できるようにしていく必要があります。

(取組の方向)

- 発達段階に応じたキャリア教育を充実させ、時代に応じた勤労観や職業観を身に付けさせるとともに、主権者教育などを進め、公共の精神を尊び、地域社会を支えることのできる人材の育成を進めます。
- 特別の支援を必要とする生徒の就労支援を充実させ、自立した生活を目指します。

(主な取組)

取組 1 時代に応じたキャリア教育の充実

- 小学校
特別活動を要として、教科等横断的にキャリア教育を推進し、将来に対する児童の夢や希望を育みながら社会的・職業的自立を図るための基礎を培います。
- 中学校
目指す職業の実像をつかみながら、責任ある生き方について実社会と関わらせて考え、自己の理解を深め、望ましい勤労観・職業観を身に付けることができるように、家庭や地域、企業等と連携してキャリア教育を推進します。
- 高等学校
望ましい勤労観・職業観を育み、自己の在り方や生き方を考え、社会的自立に向けて主体的に自己の進路選択に取り組むことができるように、産業界等と連携してキャリア教育を推進します。
- 特別支援学校
進学や就労への意識を高めることができるよう、障害のある子どもの社会的自立や社会参加に向けて、小・中・高等部等の連携による体制を整備し、キャリア教育を推進します。

取組 2 より実践的な職業教育の推進

- 産業構造の変化、技術の進歩等に柔軟に対応できる人材の育成のため、地域や産業界等との連携を強化し、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術等の定着を図るとともに、職業選択能力や職業意識を育成します。
- 雇用のミスマッチの防止のため、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどのインターンシップの機会を積極的に設け、実践的な職業教育を一層推進します。
- 第一線で活躍する産業界の技術者等を学校に招き、専門分野の最新の知識や技術、優れた技術・技能を習得させるとともに、望ましい勤労観・職業観を育成します。
- 上級学校への進学を希望する専門高校の生徒が多くなり、進路選択の多様化が進んでいる状況も考慮して高大連携を推進します。
- 産業教育設備の計画的な更新及び修繕を行います。

高校生のための農林業チャレンジセミナー



大規模酪農経営を見学する高校生

群馬県では、新規就農者や林業従事者の確保に向け、若者の農林業への興味・関心を高め、理解を深めるため、県内高校生を対象にセミナーを開催しています。観光イチゴ園・牧場(酪農)経営・林業間伐現場の見学、就業者による体験談の聞き取りや県立農林大学在校生との意見交換を通じて、先進的・特徴的な農林業の現状と諸問題、将来像などについて学んでもらい、次代の本県農林業を担う人材確保と育成につなげます。

参加者アンケートでは、「実際に見聞きしたことで農業に対する想いが高まった」「酪農への憧れが増した」「林業就業の難しさを知った」などの意見が多く寄せられています。



コラム

取組 3 主権者教育等の充実

- 選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを踏まえて、群馬県議会や群馬県選挙管理委員会による啓発事業の活用を図り、主権者としての自覚を促す教育活動を充実させます。
- 消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにするため、学習指導要領の趣旨に基づいて消費者教育を推進します。

取組 4 特別の支援を必要とする生徒への就労支援の充実

- 特別支援学校高等部において、生徒及び保護者への進路指導の機会を拡充し、進学や就労への意識を高めます。
- 生徒の職業自立を促すため、関係部局・関係機関の連携を強化して、企業の理解を深めます。
- 地域における生徒の就労支援体制を拡充するため、関係機関との連携を強化します。
- 生徒の新たな職域を広げるため、高等部における新しいコースの設置等について研究します。
- 高校に在籍する特別の支援を必要とする生徒の就労について、特別支援学校高等部や関係機関と連携し、進路指導を充実します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
(義務) ・小・中学校におけるキャリア教育年間指導計画の作成状況	キャリア教育全体計画を基にした年間指導計画の作成を通して、発達段階に応じたキャリア教育の教科等横断的な充実を図るため。	小 47.6% 中 69.3%	小 100% 中 100%	全ての学校で計画的にキャリア教育に取り組むことができるようにする。
(高校) ・公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	インターンシップの推進を通してキャリア教育の充実を図るため。(国立教育政策研究所「インターンシップ実施状況等調査」)	37.9%	60%	平成29年度は前年度比で4.7%増加しているため、同程度の増加を5年間続けることを目標とする。
(特支) ・県立特別支援学校高等部卒業生の一般就労率	社会的自立に繋がる一般就労を推進するため。(文部科学省「学校基本調査」)	31.7%	40%	全国最上位の水準を目標に設定する。
・就労支援員が就業体験先として確保した企業数	多様な就業体験先を確保することで適切なマッチングを図るため。	463件	500件	一般就労する3年生が1人当たり5社程度から体験先を選択できるようにする。

施策の柱2

文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する

(現状と課題)

本県には、全国でも数少ないプロのオーケストラである群馬交響楽団、優れた景観と貴重な生態系を有する尾瀬等、「心の豊かさ」を高める郷土資源があります。

各学校では、音楽、図画工作・美術、総合的な学習の時間等の授業や文化部活動、尾瀬学校等を通して、それらの郷土資源を活用した学びを推進しています。

児童生徒が、多様な文化芸術に触れる機会を提供すること、各教科等と結び付く地域学習や伝統文化教育を充実すること、本県が誇る自然保護の原点である尾瀬のよさを生かした学びを推進すること、身近な環境資源を活用した環境教育を推進すること、高校生の主体的な芸術活動の場である文化部活動の質の向上を図ることなどが課題として挙げられます。

また、群馬県は古代東国における文化の中心として栄えた歴史を持ち、歴史的価値のある文化遺産が豊富にあり、児童生徒が文化遺産に触れる場が数多くあることから、本県の歴史や文化の学びを進め、郷土への誇りを醸成しています。

県内の歴史的価値のある文化遺産に関する学びを推進し、郷土に誇りを持たせること、文化財に関する知識の普及や広報活動等において本県の古代東国文化を積極的に発信していくこと、文化財の一層の活用につながるよう、文化財の保護、指定、調査研究等を計画的に進めることなどが課題です。

(取組の方向)

- 群馬県の歴史や文化を学ぶことで、群馬県民としてのアイデンティティや文化芸術に対する理解を深め、豊かな心を育みます。

(主な取組)

取組 5 文化芸術や尾瀬等の郷土資源を活用した学びの推進

- 児童生徒が、多様な文化や自然、偉人に触れることができるよう、上毛かるたなど、本県の持つ様々な郷土資源を活用した学びを一層推進します。
- 群馬交響楽団の移動音楽教室・高校音楽教室を通して、児童生徒がプロによる音楽を鑑賞することで、情緒豊かな人間形成を進めていきます。
- 児童生徒の豊かな感性や自然保護への意識、ふるさとを愛する心を育むため、尾瀬学校や芳ヶ平湿地群環境学習を推進します。
- 環境に関心を持って自ら学ぶとともに、環境と人との関わりについて正しく理解し、地域の課題解決に向けて主体的に行動できる人を育てるため「群馬県環境学習等推進行動計画」に基づく環境教育を推進します。
- 文化部活動の成果を発表する場や生徒同士が交流する場を設け、生徒の意欲を高めるとともに、文化部活動の質の向上を図ります。
- 県立文書館において、地域の歴史を伝える古文書や県の行政活動の記録である公文書等の閲覧環境を提供するとともに、それらを適切に保存し後世に引き継ぎます。



コラム

上毛かるた

「上毛かるた」は、昭和 22 年に作られました。「上毛かるた」の札には、上毛三山をはじめとした県内の自然や温泉、歴史上の人物や地域の産業など群馬県の特徴が読み込まれており、時代を超えて県民に親しまれています。今でも県内の各地域で毎年「上毛かるた」大会が開かれています。



上毛かるた



コラム

移動音楽教室・高校音楽教室

群馬交響楽団が小・中学生を対象に各地域の音楽ホール等で実施する移動音楽教室は、昭和 22 年から始まり、これまでに延べ 635 万人以上の児童生徒がクラシック音楽の生演奏を鑑賞しています。

また、昭和 57 年からは、高校生を対象とした高校音楽教室も行っており、高校卒業までに生のフルオーケストラ演奏を 4 回聴くことができる仕組みは他に類を見ません。

本物のクラシック音楽との出会いの場を提供し、児童生徒の音楽経験を豊かにすることで、感性を高め、豊かな情操を養います。



移動音楽教室



コラム

尾瀬学校



尾瀬国立公園内で
認定ガイドから学ぶ児童

群馬県では、県内の小・中学生を対象に、尾瀬の素晴らしい自然を体験するとともに、それを守る取組を学び、豊かな感性や自然保護への意識、ふるさとを愛する心を育むことを目的として平成 20 年度から「尾瀬学校」を実施しています。

認定ガイドによる事前学習を学校で実施した後、尾瀬国立公園内で少人数のグループごとに認定ガイドから貴重な動植物や尾瀬の成り立ちなどについて学びます。また近年は、事後学習の充実を図る学校が増加しており、尾瀬学校の振り返りとして俳句大会の開催や尾瀬新聞の発行など、子どもたちのまとめる力や発表する力の育成に生かされています。



コラム

芳ヶ平湿地群環境学習



現地でのグループ学習の様子

中之条町と草津町にまたがる芳ヶ平湿地群は、草津白根山の火山活動の影響を受けてできた特殊な湿地群で、平成 27 年5月にラムサール条約湿地に登録されました。

平成 30 年度から開始した「芳ヶ平湿地群環境学習」は、子どもたちが県内の貴重な自然を体験し、自然に対する興味や探究心などを高めることを目的とし、尾瀬学校と同様、ガイドによる事前学習と現地での少人数のグループによる質の高い環境学習を行うものです。

取組 6 古代東国文化や世界遺産をはじめとした郷土の文化遺産を活用した学びの推進

- 児童生徒が古代東国文化や、「富岡製糸場と絹産業遺産群」、「上野三碑」をはじめ、数多くの歴史的価値のある文化遺産や様々な遺跡について学ぶことで、故郷への誇りと愛着を育めるようにします。
- 文化財を教材として活用するための情報提供を広く県民に行います。
- 広く県民が文化財に親しみ、理解を深めることができるよう広報啓発に取り組みます。
- 市町村等と連絡を密にし、文化財の歴史的価値を明確にして、文化財の国、県指定等に努めます。



コラム

古代東国文化

古墳時代に上毛野国と呼ばれていた群馬県は、東国（現在の関東地方を中心とする地域）をリードする東国文化の中心地であり、東日本最大の古墳大国でした。県では、郷土の歴史や文化に興味を持ってもらいたいとの思いから、群馬がなぜ古墳大国になったのかや当時の暮らし、代表的な史跡などについて、写真やイラストを使用してわかりやすく解説した「東国文化副読本」を毎年作成し、県内の中学 1 年生全員に配布しているほか、小・中学生を対象に「東国文化自由研究」の募集も行っています。

また、県教育委員会では、市町村教育委員会や多くの県民調査員の協力を得て古墳総合調査を実施し、「群馬県古墳総覧」に調査成果をまとめました。地域学習に活用していただけるよう、県内の図書館や学校に配布したほか、書店等での販売も行っています。一般向けにわかりやすく解説した「ぐんま古墳探訪」とスマートフォン用アプリ「ぐんま古墳探訪」も作成し、調査成果のより一層の活用を図っています。



東国文化副読本



保渡田八幡塚古墳（高崎市）



「群馬県古墳総覧」



コラム

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」



学校キャラバン
『上州座繰り体験』

平成 26 年にユネスコ世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、富岡製糸場、田島弥平旧宅、高山社跡、荒船風穴の 4 資産で構成されます。

4 資産はそれぞれが絹産業に関する人材育成・技術革新の場であるとともに、相互に連携し技術交流も行い、これにより開発された生糸の大量生産技術は、かつて一部の特権階級のものであった絹を世界中の人々に広め、絹の大衆化をもたらしました。

県では、県内の児童生徒が絹の歴史や産業・文化を学び、世界遺産の価値を理解できるよう、世界遺産伝道師による講義・上州座繰り体験などを行う「学校キャラバン」や、カイコを飼育してできた生糸で校旗を作る「校旗を作ろうプロジェクト」を実施しています。

上野三碑

コラム

上野三碑とは、現在の高崎市に所在する7世紀から8世紀にかけての古代の石碑3基（山上碑、多胡碑、金井沢碑）の総称で、碑文からは、古代の東アジアにおける文化交流の様子や、漢字や仏教といった最先端の文化が、早くからこの地で受け入れられ定着していたことがうかがえます。平成 29 年 10 月にユネスコ「世界の記憶」に登録されました。

「世界の記憶」には、「アンネの日記」やベートーベン自筆楽譜など 427 件が登録されていますが、日本の関係では7件のみです。そのことから、上野三碑が非常に貴重な歴史文化遺産であることがわかります。



上野三碑

(左から山上碑、多胡碑、金井沢碑)

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)	目標値の根拠
・尾瀬や芳ヶ平湿地群等、身近な地域の資源*を活用した自然環境学習の実施率	尾瀬や芳ヶ平湿地群をはじめ、身近な地域の資源を活用した自然環境学習を実施している学校の割合を増加させるため。	74.7% (H30)	100%	全ての学校で自然環境に係る学習の実施を目指して目標を設定する。
・中学校の歴史的分野の授業において、東国文化副読本を活用した学校の割合	副読本を活用し、郷土学習の充実を図るため。	80.5%	100%	全ての学校現場で活用を図ることを目指して目標を設定する。

※身近な地域の資源: 学校が設置されている地域や児童生徒の身近にある山や川などの自然環境、または地域にある博物館などの施設。

施策の柱3

国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する

(現状と課題)

急激に進展するグローバル化の中で、自らの将来を開拓していく子どもたちは、自国の文化を深く理解するとともに、他国の文化や社会情勢等について、積極的に理解をしようとする意欲と態度を育てることが必要です。本県では、ALT※の積極的活用や、地域に居住する外国人の文化を取り入れた体験学習の実施を推進するなど積極的に国際理解教育に取り組んでいます。

また、国内外の情勢変化を踏まえ、海外に目を向けた施策によって本県経済を活性化するための指針である「第2次群馬県国際戦略」を推進するためにも、学校教育における国際理解教育を充実させるとともに、グローバル化の進展に対応できる人材を育成するため、小・中・高等学校で外国語教育を推進することが求められています。

国際舞台で活躍していくためには、日本の文化に対する深い理解を前提とした、語学力が必要です。言語は、コミュニケーションツールとして重要なだけでなく、その能力を育むことで社会性も培われます。特に、国際共通語である英語によるコミュニケーション能力の育成について、小・中・高等学校が連携し、効果的・系統的に取組を進めていく必要があり、小学校からの積極的な取組が求められています。

※ALT: 外国語指導助手 (Assistant Language Teacher の略) のこと。

主に学校で、日本人教員の助手として外国語授業に携わります。

(取組の方向)

- 児童生徒に主体性や積極性を身に付けさせるとともに、異文化への理解力を高めます。
- 英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。

(主な取組)

取組 7 国際理解教育の充実

- 小・中・高等学校において、外国語を用いて主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度、積極的に異文化を理解し尊重する態度を身に付けたグローバル人材の育成を目的として、国際理解教育を更に推進します。
- 外国語や外国語活動の授業で、英語圏の文化だけでなく、世界の様々な国々や地域の文化を広く取り上げるなど、グローバル人材の育成に結び付く取組を推進します。
- 「第2次群馬県国際戦略」の推進に資するため、関係機関と連携を図ったアジア諸国に関する国際理解教育を推進します。
- 県内高校生の留学及び海外研修を促進します。

取組 8 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進

- 小・中・高等学校において、児童生徒の英語能力の到達目標を明確に設定します。
- 小・中・高等学校において、到達目標の達成度を把握するための評価を充実します。
- 英語教育において小・中・高等学校で連携し、英語を用いたコミュニケーションが図られるよう児童生徒の英語4技能(聞く・読む・話す・書く)を伸ばす指導や評価を推進します。
- 小・中・高等学校の外国語活動担当教員及び外国語科担当教員の英語能力を向上させます。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・公立中学校における英語力がCEFR※のA1レベル相当以上の3年生の割合	文部科学省実施の英語教育実施状況調査における英検3級以上(CEFRのA1レベル以上)の数値。	43.3%	50.0%	国がこれまで目指していた英検3級相当以上の生徒の割合であり、平成29年度末時点で未達成の割合でもある。
・公立高校における英語力がCEFRのA2レベル相当以上の3年生の割合	文部科学省実施の英語教育実施状況調査における英検準2級以上(CEFRのA2レベル以上)の数値。	20.6%	30.0%	H26年度からの5年間で約6%伸びているため、5年間で10%の増加を目標とする。

※CEFR「Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment: 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠」を指す。語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧州評議会(Council of Europe)が発表した。

A1レベルは英検3級程度以上、A2レベルは英検準2級程度以上に相当する。

基本施策 2 確かな学力の育成

一人一人がこれからの時代を乗り越え、新たな価値を創造していくためには、予測困難な状況の中で問題の核心を把握し、自ら課題を立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていく力が重要となります。

そのための、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養^{かんよう}といった新しい時代に必要となる資質・能力を身に付けることの必要性が一層高まっています。

さらに、技術革新に対応するためには、理数・情報教育のすそ野を拓げるとともに、情報分野において、最先端の情報技術を実践的に活用することができる人材育成の推進が重要です。

溢^{あふ}れる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるようにするため、基本的な情報活用能力を身に付けることも重要な課題です。

公立大学においては、地域の発展を担う人材を育成するとともに、県民のニーズに対応した学修機会を提供することが重要です。

施策の柱 4 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、
学びに向かう力を育む

取組 9 身に付けた知識・技能を活用し課題解決を図る力の
育成

取組 10 しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立

施策の柱 5 探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育
成する

取組 11 ものづくり産業等へつながる理数教育の推進

取組 12 プログラミング教育の充実、情報活用能力の育成

取組 13 地域を発展させる大学の充実

施策の柱4

基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、 学びに向かう力を育む

(現状と課題)

小・中学校では、全国学力・学習状況調査の結果等を見ると、教科に関する調査では、共通して、必要な情報を取り出して自分の考えを述べたり、考えた方法や理由を説明したりすることには、課題が見られます。また、全国と比べ家庭学習の状況はよい傾向にありますが、習慣化が必要な児童生徒も見られます。

こうした現状から、児童生徒が主体的に学習を進め、協働しながら課題を解決していく問題解決的な学習過程を重視した授業改善を一層推進していく必要があります。また、家庭と連携し、「早寝・早起き・朝ご飯」等の様々な活動に取り組むことを通して、望ましい生活習慣の定着を図り、児童生徒の学習に向かう力を今後も育てていく必要があります。

高校では、高校生としての基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせるとともに、思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることが課題です。

また、小・中・高等学校に共通して、児童生徒の自己指導能力(児童生徒が正しく判断し行動する力)の育成を目指し、自己存在感を育てること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に留意した指導を行っています。

(取組の方向)

- 児童生徒の思考力、判断力、表現力や読解力、物事を多面的に捉える力、学習を日常生活と結び付ける力などを育成するとともに、「ぐんま方式」による少人数学級編制を通して、学習習慣や規則正しい生活習慣を身に付けさせ、学びに向かう力を育みます。

(主な取組)

取組 9 身に付けた知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成

(小・中学校)

- 全国学力・学習状況調査等、客観的な調査を活用し、各学校における学力向上のPDCAサイクルの確立を推進します。
- 発達段階に応じた少人数学級編制を推進するとともに、各学校の実態や課題に応じた学力向上計画に基づく指導体制を充実します。
- 「はばたく群馬の指導プランⅡ」、「はばたく群馬の指導プラン」及び「はばたく群馬の指導プランー実践の手引きー」を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組めます。

(高等学校)

- 各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験、レポートの作成、論述等、知識・技能の活用を図る学習活動を充実します。
- 主体的に学習に取り組む態度を養う上で、生徒の発達段階を考慮した、思考力、判断力、表現力等を育成する学習活動を充実します。
- 全ての県立高校において、生徒一人一人の学習状況や授業の理解度を把握するなど、個に応じたきめ細かな指導や、生徒一人一人の学習状況等を適切に把握して、指導の改善に生かすための観点別学習状況の評価を推進します。
- キャリア教育を念頭においた教育課程を編成し、生徒が学習意欲を高め、主体的に進路選択ができる態度を育成します。

はばたく群馬の指導プランⅡ

コラム

「はばたく群馬の指導プラン」は、各教科等で伸ばしたい資質や能力とともに基本的な指導法を記載した指導資料であり、「はばたく群馬の指導プランー実践の手引きー」とともに日々の授業づくりや研修等で活用されてきました。

平成 29 年 3 月に小・中学校の学習指導要領が改訂されたことを契機に、県教育委員会では指導資料の見直しを行い、「はばたく群馬の指導プランⅡ」を作成しました。本プランでは、これまで示してきた各教科等の基本的な授業のつくり方を踏まえて、児童生徒が興味・関心をもち主体的に学習に取り組む、確実に学習内容を身に付けられるよう、導入やまとめの段階に重点を当てて内容の充実を図りました。今後、本資料を活用しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、各学校が授業改善に取り組むことで、本県児童生徒の、「たくましく生きる力」の育成を目指します。



主体的・対話的で深い学びを
目指した授業の実践

取組 10 しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立

- 発達の段階に応じた少人数学級編制及び少人数指導や教科担当制による授業により、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行います。
- 道徳科をはじめとする各教科等の学習活動を充実するとともに、学校段階等間の連携や、家庭・地域との連携を通して、学習習慣や生活習慣を確立します。
- 学校図書館の利用を促進し、家庭・地域との連携を深めながら、日常生活の中で児童生徒の読書習慣が身に付くようにします。



コラム

「ぐんま方式」による少人数学級編制

	対象	学級人数
小学校	1・2年生	30人以下の学級
	3・4年生	35人以下の学級
	5・6年生	40人以下の学級
中学校	1年生	35人以下の学級
	2・3年生	40人以下の学級

さくらプラン

わかばプラン

「ぐんま方式」の学級編制

群馬県の公立小・中学校では、児童生徒の発達の段階に合わせた少人数学級編制(さくらプラン・わかばプラン)を実施しています。

「さくらプラン」では、小学校第1・2学年における30人以下学級編制、小学校第3・4学年における35人以下学級編制を実施することで、児童の学力の定着・向上や社会性の育成を図ります。

「わかばプラン」では、中学校第1学年における35人以下学級編制を実施することで、学校生活に適應するための支援体制を強化するとともに、一人一人へのきめ細かな指導を充実させ、学力の向上を図ります。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・毎朝、同じくらいの時刻に起きている小・中学生の割合	家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる。	小6 92.7% 中3 93.1%	小6 100% 中3 100%	文部科学省は「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進し、子どもの健やかな成長のための指針としているため。
・公立高校における中途退学率	しっかりとした学習習慣・生活習慣を確立させることは、中途退学を未然に防止することにつながるため。	全日制 0.7% 定時制 11.0%	全日制 0.5% 定時制 9.0%	中途退学の理由のうち、「学校生活・学業不適應」によるものを半減させることを目標として設定する。
・家庭等での学習時間が1日当たり平均1時間以上の小・中学生の割合	家庭等での学習への取組状況は、自ら学びに向かう学習習慣を客観的に把握する指標となると考えられるため。	小6 66.3% 中3 72.7%	小6 75% 中3 80%	年1%程度の増加を目指して設定する。
・主体的・対話的で深い学びの視点に立った(はばたく群馬の指導プランに基づく)授業改善を実施している小・中学校数	義務教育課が実施する教育課程調査における主体的・対話的で深い学びの視点に立った(はばたく群馬の指導プランに基づく)授業改善を実施している教員の割合が70%以上となっている学校数。	小 292校 (全306校中) (H30) 中 149校 (全161校中) (H30)	小 全校 中 全校	新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善を通じた学力向上に、全ての学校が取り組むことを目標として設定する。
・主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を実施している県立高校数	高校教育課実施の「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の実施状況調査」における「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を実施している教員の割合」が70%以上となっている学校数。	47校 (全62校中)	全校	現状値を踏まえつつ、新学習指導要領に明記されたことから、全ての学校での実施を目標とする。

施策の柱5

探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育成する

(現状と課題)

平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果では、小学校の算数については、知識に関する問題、活用に関する問題ともに、全国平均を下回っています。中学校の数学については、いずれも全国平均は上回っていますが、問題を解決する方法を言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて説明することには、課題が見られます。

理科については、観察・実験を構想したり、実験結果を基に自分の考えを改善したりする力が弱い状況や、既習内容や生活経験をもものづくりに適用することが苦手な状況が見られます。科学的な知識・技能を積極的に活用する能力や態度を育成するために、児童生徒が科学を学ぶ意義、有用性、楽しさを実感できるよう授業改善を推進すること、問題解決的な学習活動を充実させ、科学的に探究する力を育成すること、また、小・中・高等学校の連続性を持たせた理数教育を推進することが課題となっています。

一方、情報通信技術(ICT)の進展により、大量の情報の中から物事の本質を見極めて取捨選択できる力や、表現やコミュニケーションの効果的な手段としてコンピュータや情報通信ネットワーク等を活用する能力が求められています。

あわせて、人口知能(AI)をはじめとする先端技術の高度化に対応する力を身に付けるため、コンピュータを主体的に操作・制御する仕組みを学ぶ発達段階に応じたプログラミング教育が必要になっています。加えて、児童生徒の健全育成の視点から、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信等、情報化の影の部分への対応も喫緊の課題です。

また、大学には地域社会の発展に向け、教育研究活動の更なる充実による人材育成や、「人生100年時代」を見据えた県民の生涯学習及びリカレント教育のニーズに応じる役割を担うことが求められています。

(取組の方向)

- 本県のものづくりを担い新規産業分野に挑戦する児童生徒の知的好奇心や独創性を育成するため、理数教育の充実を図ります。
- 情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていく情報活用能力を高めます。
- 地域の発展を担う人材を育成するとともに、県民ニーズに対応した学修機会を提供します。

(主な取組)

取組 1 1 ものづくり産業等へつながる理数教育の推進

- 科学に対する興味関心を高めるとともに、未知の分野に挑戦する探究心や創造性に優れた人材を育成します。
- 日常生活との関連を重視する授業を推進し、観察・実験等、本物に触れる科学的な体験を一層充実させ、理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会を増やします。
- 科学的に探究する力の育成のため、児童生徒が見通しをもって観察・実験、探究活動等を行う問題解決的な学習を推進します。
- 発達段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能や科学の基本的な見方の確実な定着を図るため、小・中・高等学校を通じた理科の学習内容の系統性(連携)を重視したカリキュラムを編成します。
- 数学的な見方や考え方を働かせ、数学的な知識・技能を積極的に活用する態度を養います。
- 理数教育に係る教員の資質向上のための研修を充実させます。

取組 1 2 プログラミング教育の充実、情報活用能力の育成

- 小・中・高等学校の12年間を見通して、児童生徒の系統的な情報活用能力を育成(プログラミング教育を含む)します。
- SNS等を介したいじめや問題行動、犯罪被害等の状況を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化するネット上の諸問題を教員が正しく理解した上で、児童生徒の情報モラルを育成します。
- 学校では、一斉学習に加え、個別学習、協働学習のためICTを有効活用します。
- 教員の情報活用能力及びICTを活用した指導力向上のため、研修を充実させます。

ネット被害から身を守るために ～覚えよう！「おぜのかみさま」～

コラム

子どもたちの間にスマートフォンなどのインターネット機器が普及したことによって、誰もがネット被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。安全・安心にインターネットを利用するために、県、教育委員会、県警察、市町村等が一体となって、リーフレット・クリアファイルの配付、講話・YouTubeによる動画配信などにより、セーフネット標語「おぜのかみさま」の普及・啓発活動を推進しています。



おぜのかみさま

「おぜのかみさま」は、子どもをネット犯罪から守る7つの約束です

- お：(写真を) おくらない……………自画撮り(児童ポルノ)被害防止
- ぜ： ぜったい会わない……………性犯罪被害防止
- の：(個人情報)を のせない……………ストーカー等被害防止
- か：(悪口などを) かきこまない…ネット上のいじめ防止
- み：(有害サイト)を みない……………フィルタリング設定義務
- さ：(出会い)を さがさない……………犯罪・トラブル防止
- ま：(家庭でのルール)を まもる…依存症防止

取組 1 3 地域を発展させる大学の充実

(県立女子大学)

- 幅広い教養と各分野の専門知識を修得し、その過程で培われる論理的かつ柔軟な思考力、豊かな人間性、そして主体的な問題解決能力を兼ね備えた人材を育成します。
- 地域社会や国際社会に広く関心を持って地域や異文化への理解を深めるとともに、高い語学力とコミュニケーション能力、そして協調性や発信力を身に付け、持続的に社会に貢献できる人材を育成します。
- 県立大学として求められる役割を果たすため、地域の課題解決に資する取組の強化、諸機関との多様な連携や共同研究等の推進、地域文化の振興に寄与する教育研究活動や県民の学修意欲に応える講座の充実等に積極的かつ組織的に取り組みます。

(県民健康科学大学)

- 豊かな人間性と専門知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる看護師、保健師、診療放射線技師となる人材を育成します。
- 大学の研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に貢献します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・理科室で観察や実験をする授業を1クラス当たり週1回以上行った小・中学校の割合	理科室で観察・実験をする割合を高めることで、ものづくりの活動が充実し、学習内容と日常生活や科学技術との関連が図られるようになると考えられるため。	小6 91.6% 中3 94.5%	小6 100% 中3 100%	全ての学校で観察や実験を通して、科学的に探究する能力を育む学習を行うため。
・授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員*の割合	児童生徒の情報活用能力を育成するためには、ICTを使った学習活動に繰り返し取り組むことが効果的であり、授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員の育成に努める必要があるため。	76.1%	100%	全ての教員が指導できる体制を目指して設定する。
・インターネット利用時に守るべきルールやマナーを身に付けている小・中学生の割合	守るべきルールやマナーを身に付けることで、トラブルや犯罪被害等を防止し、適切にインターネットの活用ができるようにするため。	小 95.4% 中 96.6%	小 100% 中 100%	全ての児童生徒がインターネットを適切に活用することを目標として設定する。

※ICTを活用して指導できる公立学校教員:PC やデジタルカメラ等を用いて作成した画像やシミュレーション、図表やグラフなどの資料を、プロジェクトや大型テレビを用いて、効果的に提示したり、分かりやすく説明したりできる教員。

基本施策 3 豊かな人間性の育成

子どもの健やかな成長のためには、確かな学力とともに、豊かな心を育むことが不可欠です。このため、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神等の育成を図るための教育を推進することが重要です。

また、いじめや不登校など生徒指導上の諸課題について、校長がリーダーシップを発揮し、専門家や関係機関・団体、家庭、地域と連携しつつ未然防止と早期発見・早期対応に学校を挙げて取り組むことや、各学校段階を通じて必要な情報を共有すること、さらには、社会体験活動や自然体験活動等も含め、児童生徒の多様な体験活動の機会を充実し、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育成することなどが重要です。

施策の柱6 自他を大切にする心や自己肯定感を育むとともに、
規範意識を高める

取組 14 ボランティア活動や体験的な活動の充実

取組 15 人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実

取組 16 自らの態度や行動につながる人権教育の推進

施策の柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成
する

取組 17 いじめの正確な認知に基づく適切な対応

取組 18 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援

施策の柱6

自他を大切に作る心や自己肯定感を育むとともに、 規範意識を高める

(現状と課題)

群馬県の次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、たくましく生きる力を身に付け、社会の一員として使命と役割をもって自立することは県民全ての願いです。ニート、ひきこもり、不登校、非行など、青少年の抱える問題が深刻化しているなかで、青少年健全育成の取組として、体験的な学習活動やボランティア活動、自然体験活動といった、直接的な体験は大変重要です。

共に支え合う心を育成するため、ボランティア活動を充実させること、児童生徒に生きる喜びや命がかけがえのないことを実感させるための体験的な学習を一層充実すること、家庭や地域と連携し、ボランティア活動や体験活動を通じて、自己肯定感や社会性、規範意識を育成することが課題となっています。

道徳教育は、社会生活を送る上で必要な、自他の生命の尊重、親切・思いやり、自尊感情、規範意識、家族愛等、児童生徒がよりよく生きていくための基盤である道徳性を、道徳の時間を要として全教育活動を通して育成するものです。特に小・中学校においては、「特別の教科 道徳」の実施に伴い、主題やねらいの設定が不十分な単なる生活体験の話合いや、読み物教材の登場人物の心情理解に終始した指導からの脱却が求められています。児童生徒が主体的に自分との関わりで考え、多様な考え方や感じ方と出会い交流する授業へ転換を図る必要があります。

人権教育は、学校教育及び社会教育・家庭教育等の中で、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の理念の理解と体得を目指すものです。学校教育では、学校の全教育活動を人権教育の視点から見直し、工夫、改善を図りながら計画的に取組を進めています。人権の意義・内容や重要性についての理解にとどまらず、自他の大切さを認め、それが具体的な態度や行動に現れるよう指導を充実する必要があります。社会教育では、様々な人権問題の解決のためには、県民一人一人の人権意識を高めることが重要です。また、各市町村では、人権教育市町村協議会等の人権教育推進体制を整備し、人権教育に取り組んでいます。

(取組の方向)

- 道徳教育や人権教育の充実により、一人一人に自他を大切に作る心や自己肯定感を育み、多様な体験活動やボランティア活動への参加を通して、児童生徒に社会性や規範意識を身に付けさせるとともに、自ら考え、行動し、最後までやり抜く力を育成します。
- 全ての県民が人権意識を高め、人権を尊重した考えを持ち、適切な行動をとることができる社会の実現を目指します。

(主な取組)

取組 1 4 ボランティア活動や体験的な活動の充実

- ボランティア活動を充実させるために、学校と関係機関との連携、社会教育団体の活動や地域行事への児童生徒の参加を一層推進します。
- 「社会を生き抜く力」を育むため、「自然体験活動」「社会体験活動」の機会提供を推進します。
- 地域や学校の特色を生かした体験活動や、命の大切さが実感できる体験活動の充実を図ります。
- 自然体験・社会体験活動や地域貢献・奉仕活動を行っている青少年団体を支援します。
- 環境に関心を持って自ら学ぶとともに、環境と人との関わりについて正しく理解し、地域の課題解決に向けて主体的に行動できる人を育てるため「群馬県環境学習等推進行動計画」に基づく環境教育を推進します。【取組5再掲】

取組 1 5 人間としての生き方についての考えを深める 道徳教育の充実

- 小・中学校においては、道徳教育の全体計画及び別葉の作成、活用、見直しを行うことにより、道徳科を要として各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通して効果的に道徳教育を進めます。
- 要となる道徳科の時間では、主たる教材として教科書を効果的に活用し、主体的に自分との関わりで考え、多様な考え方、感じ方と出会い交流する「考え、議論する道徳」を充実します。
- 児童生徒がよりよく生きていく力を身に付けられるようにするために、生命の尊重、親切・思いやり、規則の尊重、家族愛等の学習指導要領が定める各内容項目について、自己の生き方への考え方を深める学習を充実します。
- 高校においては、公民科や特別活動を中核的な指導の場面として、学校教育全体を通して、人間としての在り方や生き方に関する学習を行います。
- 児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域社会との連携を充実します。

取組 16 自らの態度や行動につながる人権教育の推進

- 教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時指導を充実するとともに、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践します。
- 児童生徒の人権尊重の態度を育成するために、人権教育に関わる校内研修を充実し教職員の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図る取組を進めます。
- 地域及び関係機関等との連携による多様な学習活動を推進することで人権教育の充実を図るとともに、保護者に対する人権に関する情報提供を進め、人権意識の高揚を図ります。
- 社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を育成します。
- 市町村が行う集会所等を拠点とした人権教育推進事業に対して支援します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の 根拠
・教職員の人権意識を高めるための研修※に 取り組んだ学校の割合	児童生徒を指導する際 には、教職員の高い人 権意識が不可欠である ため。	小 97% 中 99% 高 68% 特 80%	100% 100% 100% 100%	全ての学校 における研 修実施を目 指して目標 を設定する。
・「児童生徒は、授業では課題の解決に向け て、自分で考え、自分から取り組むことができ ている」と回答した学校の割合(全国学力・学 習状況調査学校質問紙調査「当てはまる」と 回答した学校の割合)	言われたからやるので はなく、自ら考え、行動 する力を身に付けるこ とが大切なため。	小 88.8% (H30) 中 85.1% (H30)	100% 100%	全ての学校 で、同回答 が得られるこ とを目指して 目標値を設 定する。
・母校の小学校におけるボランティアチュータ ーに参加している高校生の人数	ボランティア活動への 参加体験を促進するた め、第2期計画から継 続して設定し、参加人 数を維持する。	241人	280人	おおむね70 校から4人程 度の生徒が 参加すること を目標として 設定する。

※教職員の人権意識を高めるための研修:人権問題に特化した校内研修に加えて、朝会等における県及び市町村教育委員会の研修内容の周知等を行った場合も含む。

施策の柱7

いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

(現状と課題)

平成29年度の本県におけるいじめ認知件数は、小学校1,687件、中学校487件、高等学校348件、特別支援学校69件、合計2,591件でした。SNS等を介したいじめが増加傾向にあることから、各学校において、早期発見のための取組や相談体制の整備を一層推進すること、いじめに対する教職員の対応力を高め、いじめが起こりにくい学級づくりに努めることが課題となっています。

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法により策定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定(平成29年3月)を受け、国の方針や本県の実情等を踏まえた「群馬県いじめ防止基本方針」を改定(平成29年12月)しました。主な内容は、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断することとし、初期段階、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要であることを更に強調したものです。しかし実際は、学校やそれぞれの教員ごとにいじめの概念が作られることで、いじめの基準にばらつきが出て、法律が規定するいじめの定義に照らした認知がされていないケースが見られることが課題となっています。

また、いじめ問題は、学校だけで解決していくことは困難であり、家庭や地域社会と協働して解決を図ることが重要です。いじめの解消については、安易な謝罪をもって解消とせず、最低3ヶ月は様子を見ることとされています。家庭や地域社会との連絡を密にしながら、情報の共有化や連携した活動を行い、学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、県民総ぐるみでいじめに向き合う社会を築いていくことが重要です。児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的にいじめ防止に取り組める集団づくりを進めること、あらゆる教育活動を通じた良好な人間関係づくりを進めることが課題となっています。

(取組の方向)

- 各学校のいじめ防止基本方針に基づく組織的な取組や、児童生徒による自主的な活動を支援することにより、いじめを許さない心を育てます。

(主な取組)

取組 17 いじめの正確な認知に基づく適切な対応

- いじめは大人の目の届きにくいところで発生していることから、学校・家庭・地域が連携して早期発見に努めます。
- いじめが生じたときには、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応を早期に行い、関係する児童生徒や保護者が納得するいじめの解決を目指します。
- SNS等を介したいじめや問題行動、犯罪被害等の状況を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化するネット上の諸問題を教員が正しく理解した上で、児童生徒の情報モラルを育成します。【取組12再掲】
- いじめの早期発見や解消に向けた適切な指導ができるよう教職員の指導力の向上を図り、解決に向けて迅速かつ組織的に学校全体で取り組みます。

取組 18 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援

- 学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童生徒が自らの力でいじめを防止する活動を推進します。
- 学校間の連携を密にして、県内各地域で児童生徒の経験に基づく意見交換を行います。
- 児童生徒のよりよい人間関係づくりを進めるとともに、登校したいと思えるような魅力ある学校づくりを推進します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
いじめ問題に関する校内研修会※を実施した学校の割合	いじめ問題に対する教員一人一人の意識の差をなくすため。	小 53% 中 55% 高 62% 特 38%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%	法に基づきたいじめの対応について理解を図るため。
・児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の間関係や仲間づくりを促進したりした学校の割合	児童生徒の自主的ないじめ防止活動の充実を図るため。	小 95% 中 96%	小 100% 中 100%	オール群馬のいじめ防止活動を全ての学校で推進させるため。

※いじめ問題に関する校内研修会:いじめ問題に特化した研修会に加えて、他の生徒指導等に係る研修会の中で、いじめ問題にも触れて実施した場合も含む。



群馬県いじめ防止基本方針

県教育委員会では、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、「群馬県いじめ防止基本方針」を策定しており、国の基本方針改定や本県の実情等を踏まえ、平成 29 年 12 月に改定しました。

国の方針を参酌^{さんしやく}した内容として、学校として特に配慮が必要な児童生徒（障害のある児童生徒、外国人の児童生徒等）について特性を踏まえた適切な支援を行うこと、けんかやふざけ合いであっても児童生徒の感じる被害性^{ひがいせい}に着目していじめに該当するか否かを判断すること、単に謝罪をもって安易に解消と判断せず2つの要件（①少なくとも3ヶ月間いじめが止んでいる②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない）をもって解消を判断することなどを基本理念に取り入れています。

本県の実情を踏まえた内容としては、県内 12 地区ごとに毎年開催される「いじめ防止フォーラム」を通して各学校のいじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を活性化させることや、重大な事態や緊急対応が必要な場合はスクールカウンセラースーパーバイザーを派遣し学校を支援すること、児童生徒による自主的ないじめ防止活動についてPTAや地域の関係団体等との連携を図りながら保護者、地域に周知することなどの取組があります。



平成 30 年度群馬県
いじめ防止ポスター

基本施策 4 健やかな体の育成

体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。このため、子どもの頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保、食育の充実を図ることが重要です。

2020年には、本県を幹事県として全国高等学校総合体育大会が開催されます。また、同年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やその後を見据え、技術革新やグローバル化への対応による社会の持続的な発展といった観点からの人材育成に加え、スポーツの発展を担う人材を育てることが重要です。スポーツ分野において、優れた才能や個性を見いだし、伸ばしていくためには、子どものうちから専門家による質の高い指導を受ける機会を持つことなどが求められます。

施策の柱8 児童生徒の体力向上を図る

取組 19 体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実

取組 20 運動部活動の推進と適正な運営

施策の柱9 児童生徒の心身の健康を保持増進する

取組 21 健康な心と体づくりを目指す健康教育・食育の推進

取組 22 感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理

施策の柱8

児童生徒の体力向上を図る

(現状と課題)

現代社会においては、幼児期からの外遊びの減少、車社会の進展等の生活環境の変化、睡眠や食生活等の生活習慣の乱れといった様々な要因が絡み合い、結果として子どもが体を動かす機会が減少していると考えられます。

本県の小・中学生の体力は、近年は全体として向上傾向が見られ、中学生は全国平均を上回っているものの、小学生は全国平均を下回っている状況が続いています。

小学校において体育授業を充実するとともに、授業時間以外にも体を動かす時間を増やすこと、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援を充実すること、体力向上に向けた学校の取組に対する家庭や地域の理解を促進すること、指導者(教職員)が適切な指導方法や指導の在り方について学ぶ機会を一層充実すること、学校体育を地域スポーツ、生涯スポーツへ結び付けていくことなどが課題となっています。

運動部活動については、生涯スポーツ、競技スポーツにつながる運動部活動の在り方を検討すること、指導力やマネジメント力の向上を目指した研修機会を充実すること、専門的な能力を持った外部人材を活用することなどが課題となっています。

(取組の方向)

- 学校体育や運動部活動を充実させ、教育活動全体の中で継続的に体を動かすことの大切さを学び、運動したときの喜びや楽しさを体感させながら児童生徒の体力の向上を図ります。

(主な取組)

取組 19 体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実

- 運動する「時間」とともに、運動する「空間」と運動する「仲間」を学校が中心となってつくっていくことにより、運動機会を確保する取組を推進します。
- 就学前児童の運動機能の基礎を育成します。
- 各種調査や運動器検診※の結果なども踏まえながら、学校と家庭・地域が一体となって、児童生徒の生活習慣や運動習慣を改善します。
- 幼児児童生徒の発達段階に応じた指導方法の研究や実技等の研修会を開催し、教員の意識改革と指導力向上に取り組みます。
- 専門的な指導力を有する外部指導者の活用を推進します。

※運動器検診：骨格の異常、バランス能力、関節の痛み、可動域制限がないか等、四肢体幹を検診することにより、運動の過不足による障害を早期にチェックし、早期に介入して、子どもの将来にわたって健康を守ることを目的とする検診。

取組 20 運動部活動の推進と適正な運営

- 東京2020オリンピック・パラリンピック開催や、本県を幹事県として開催する同年の全国高等学校総合体育大会、さらに、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の2028年群馬県開催内々定によるスポーツへの関心の高まりを生かし、運動部活動の加入率向上に向けた取組を充実します。
- 地域や保護者と連携し、各学校が運動部活動に関する学校の取組や各部の活動を評価し、改善します。
- 「適正な部活動の運営に関する方針」に基づき、適正な運動部活動の運営に向けた取組や体罰の未然防止に向けた取組を充実します。
- 指導者に対する研修等により、運動部活動に関する指導力や経営・調整能力の向上に取り組みます。また、研修を通して適正な運動部活動の運営に向けた取組を推進します。
- 学校と地域のスポーツ指導者との連携を支援していきます。また、外部指導者一人一人の指導力向上に取り組みます。

東京2020オリンピック・パラリンピック

「スポーツには世界と未来を変える力がある。」

この大会ビジョンの下、2020年夏に東京2020オリンピック・パラリンピックが開幕します。オリンピックは33競技、パラリンピックは22競技が実施され、日本中、世界中に興奮と感動を呼び起こす素晴らしい大会となることが期待されます。

県内でも東京2020大会を盛り上げるため、2018年12月にオリンピックフラッグ、パラリンピックフラッグが巡回しました。2日間実施するオリンピック聖火リレーでも大会に向けた機運を高め、群馬県の魅力を国内外に発信していきます。

県教育委員会では、県内の小・中・高・特別支援学校からそれぞれオリンピック・パラリンピック教育推進校を指定し、出場経験者等を招いての講演会や、体験教室の実施など様々な取組を実践・発信することで、県内のオリンピック・パラリンピック教育の充実を図っています。



群馬県内で開催された「東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアー」



コラム



コラム

全国高等学校総合体育大会（インターハイ）

全国高等学校総合体育大会(インターハイ)は、規模及び内容において高校生最大のスポーツの祭典として位置づけられています。

2020 年度大会については、オリンピック・パラリンピックと同時期の開催となることから、北関東ブロック(群馬県・茨城県・栃木県・埼玉県)を中心とした全国各地での分散開催が予定されています。

本県におけるインターハイ開催は昭和 44 年以来 51 年ぶりとなり、5競技5種目(新体操・サッカー・レスリング・空手道・登山)の競技種目以外に、幹事県として総合開会式を開催することとなり、出場する生徒だけでなく、関係する学校や地域の住民に対しても活力を与えられる大会を目指しています。



2020 年度大会総合ポスター



コラム

第 83 回国民体育大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会

本県は、2017 年7月に(公財)日本体育協会(現:(公財)日本スポーツ協会)から、2028 年「第 83 回国民体育大会」の内々定を受けました。国体と同年に開催される「第 28 回全国障害者スポーツ大会」もあわせて、群馬県での開催が事実上決定したところです。

両大会の開催は、本県の魅力を発信する絶好の機会であり、スポーツの振興のみならず、共生社会の実現や活力ある地域づくりにつながるよう、群馬らしい大会を目指し、一体的に準備を進めていきます。



1983 年に本県で開催された第 38 回国民体育大会(あかぎ国体)

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)	目標値の根拠
・全国実施している新体力テストの自校の結果から明らかになった課題を解決するために、学校全体で具体的な方策を講じている小・中学校の割合	各学校における組織的かつ効果的な体力向上に係る取組の実施を目指す。	小 91.5% 中 76.1%	小 100% 中 100%	全ての小・中学校において学校全体で具体的な方策を講じるよう目標値を設定する。
・運動部活動における外部指導者の活用状況	運動部活動において専門的な知識や技能を有する外部指導者の効果的な活用を目指す。	中 78.5% (512 名) 高 65.7% (104 名)	中 80.0% (600 名) 高 75.0% (150 名)	外部指導者を効果的に活用するよう目標値を設定する。

施策の柱9

児童生徒の心身の健康を保持増進する

(現状と課題)

厚生労働省の健康寿命に関する研究によると、本県における「日常生活に制限のある期間の平均」は、全国平均を下回っていますが、男性で8.55年、女性で11.71年あります。(出典:厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」より、2016年における推定値)

国の「学校保健統計調査」における本県の肥満傾向児の出現率は、ここ数年、全国平均を上回っています。また、児童生徒の健康課題は、メンタルヘルス、アレルギー疾患等、多様化・深刻化しています。

幼児児童生徒の健康課題を把握して効果的な健康教育を実施すること、児童生徒が生活習慣病や喫煙、飲酒、薬物、性に関する正しい知識と判断力を身に付け、実践できるようにすること、栄養教諭等を中核とした学校、家庭、地域の連携を図り食育を推進すること、学校給食における地産地消を推進することなどが課題となっています。

また、児童生徒の健康診断を保健管理の中核として実施していますが、その中で心臓、腎臓検診の二次検診の未受診を解消することが課題となっています。

食物アレルギー対応については、教職員が正しい知識を持ち、(公財)日本学校保健会が示す「学校生活管理指導表」を基に情報共有するとともに、緊急時に適切に対応できる体制づくり等が必要です。

(取組の方向)

- 児童生徒に健康と食の大切さや健康な心と体づくりを意識させるとともに、教職員が児童生徒の健康状態を的確に把握し、感染症やアレルギー疾患等に適切に対応します。

(主な取組)

取組 2 1 健康な心と体づくりを目指す健康教育・食育の推進

- 幼児児童生徒の心身の健康を保持・増進する生活習慣の定着を目指して、各学校において「体育・保健体育」等との関連を図るとともに「小・中学校における生活習慣病予防対策基本方針」(群馬県教育委員会・群馬県医師会)等を参考に、家庭や関係機関と連携し教育活動全体を通して保健教育を推進します。
- 心身の機能の発達と心の健康について指導し、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成します。
- 児童生徒が喫煙、飲酒、薬物乱用防止や性に関する正しい知識を身に付け、適切な判断や行動ができるようにします。
- 学校におけるがん教育の推進・充実を目指し、教職員の資質向上と各関係機関との連携を図ります。
- 望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等を中核とし、学校、家庭、地域が連携した食育を推進します。
- 教育活動全体で食育を推進できるよう、教職員の食育に関する指導力の向上を図ります。
- 児童生徒が、生産者や食に関わる活動に対する理解や感謝を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、学校給食に地場産物を活用する取組を促し、食に関する指導を充実します。

取組 2 2 感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理

- 心臓、腎臓の疾患は突然死や将来重症化に結び付くおそれもあることから、二次検診の学校における未受診を解消します。
- インフルエンザや麻しん等の感染拡大を防ぐための初期対応に努めます。
- 幼児児童生徒のアレルギー疾患に適切に対応します。特に、食物アレルギーについては、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」(群馬県教育委員会、監修:群馬県医師会)の学校における活用を推進します。
- 感染症やアレルギー疾患等に関する教職員の理解を促進します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・朝食を全く食べない 小・中学生の割合	家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる。	小6 1.2% (H30) 中3 2.1% (H30)	小6 0% 中3 0%	国の「第3次食育推進基本計画」の目標で「朝食を欠食する子どもの割合を0%にする」としているため。
・公立学校における心臓検診の二次検診の受診率	心臓疾患は突然死のおそれがあるため、未受診の解消を目指す指標を設定した。	小 94.93% 中 90.75% 高 88.00%	全校種 100%	未受診の解消を目指す。
・公立学校における腎臓検診の二次検診の受診率	腎臓疾患は将来の重症化に結び付くおそれがあるため、未受診の解消を目指す指標を設定した。	小 82.86% 中 73.72% 高 62.36%	全校種 100%	未受診の解消を目指す。

基本施策5 信頼される学校づくり

学校教育の中でたくましく生きる力を育む際には教職員と児童生徒との信頼関係が重要です。

教員にあっては一人一人が持っている力を高めるとともに、限られた時間で専門性を発揮し、授業をはじめとした学習指導、学級経営、生徒指導等をこれまで以上に創意工夫を生かして効果的に行うことができるようにするためにも、学校現場における業務の適正化を図っていくことが必要です。あわせて、複雑化・多様化する課題に対応しつつ教育の質を保証し、社会に開かれた教育課程を実現していくためにも、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を育成するなど、新しい時代の教育を担う教員を養成するとともに、教員が一人で課題を抱えることなく、教職員や専門家等が連携して取り組むため、チームとしての学校を実現するための体制を構築することが必要です。

障害のある子どもについて、一人一人の障害の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育の推進が必要です。あわせて、地域や社会との連携の推進や多様化する個々の希望を踏まえた進路指導など、適切な指導や支援を切れ目なく提供することが重要です。

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革の実現を目指し、学校指導体制・指導環境の整備を図る必要があります。特に、子どもをめぐる教育課題に学校が適切に対応していくためには、その指導・運営体制を強化するとともに、地域住民との連携、協働を含めた学校運営の改善を図ることが重要です。

また、長年にわたり建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開している私立学校の振興も、大変重要です。

施策の柱10 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

- 取組23 大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上
- 取組24 児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした様々な課題への対応力の向上
- 取組25 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康の保持増進

施策の柱11 特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

- 取組26 特別の支援を必要とする児童生徒への適切な対応と交流及び共同学習の推進
- 取組27 特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実

施策の柱12 特色ある学校づくりを推進する

- 取組28 家庭や地域と一体となった地域とともにある学校づくり
- 取組29 高校教育改革の推進
- 取組30 私立学校の振興

施策の柱 10

教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

(現状と課題)

群馬県の教員の年齢構成は50歳代が多く、平成30年度現在51歳から60歳の各年齢で400名を超えており、今後10年間は教員の大量退職が続きます。教科及び教育活動全体に係る教員の指導力を向上するとともに、特に中堅、若手教員の資質向上等を図ることが課題となっています。

本県の不登校児童生徒数は、全国同様、高水準で推移しており、憂慮すべき状況となっています。特に小学校の不登校児童数が大きく増加し、不登校児童在籍の学校数の割合も増加しています。そうした状況の中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成29年2月に施行されました。国の基本方針の中では、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること、不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮することなどを基本的な考え方としています。

公立高校の中途退学者の状況は、全日制は減少傾向にありますが、定時制では増減を繰り返しています。平成29年度は全日制で0.7%、定時制で11.0%の生徒が中途退学しています。

多様化・複雑化した問題行動への対応や不登校・中途退学等を防ぐための取組を一層進めるとともに、スクールカウンセラーと連携し、児童生徒の心の発達段階に応じた教職員の対応力を向上すること、児童生徒の自ら正しく判断し行動できる力の育成に向けた、特別活動等の授業における工夫・改善を継続することが求められます。

また、通常の学級においても、発達に特性があり、学校生活に困難や不安を抱えている児童生徒が特別の支援を受けられるように、全ての教員が、特別の支援を必要とする児童生徒に対する理解と必要な指導力を高める必要があります。

学校教育をめぐる課題が多様化・複雑化する中、教員は、児童生徒の健全育成のため、学習指導や生徒指導以外にも、各種会議や研修会の資料準備、学校通信等の作成、部活動指導等、日々、多岐にわたる業務に取り組んでいます。

このような状況の中、心身の不調により休職した教職員は年間で100人を超える状況が続いています。

また、教職員による不祥事も発生しており、県民の学校教育に対する信頼が揺らぐ状況も生じています。

働きやすい職場環境づくりを進めること、教職員の心身の健康の保持増進に努めること、教職員としての使命感や倫理観を高め、服務規律の確保を徹底することなどが課題となっています。

(取組の方向)

- 教員の指導力や新たな課題への対応力を高めるとともに、相互に高め合う職場づくりを推進します。また、退職者の急増に備えて、ミドルリーダー等を育成します。

(主な取組)

取組 2 3 大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上

- 教員の指導力の向上を図るために、平成 29 年 12 月に定めた「群馬県教員育成指標」に基づき、教職員研修を充実します。
- 若手教員の研修を体系化し、指導力の向上に取り組みます。
- 教育研修員研修を通して、群馬県の教育活動の推進者を育成します。
- 教員の年齢構成を踏まえ、ミドルリーダーの育成及び資質向上に取り組むとともに、多数の若手教員と少数の中堅教員集団をまとめていく管理職のマネジメント力を強化します。
- 目的を明確にした人事異動を積極的に推進し、学校組織を活性化させるとともに、個々の教員の指導力の向上に取り組みます。
- 人事評価制度の適正な運用を通して、個々の教員の職能成長を促します。

取組 2 4 児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした様々な課題への対応力の向上

- 児童生徒の発達段階に応じた諸課題に対して適切な対応ができるように、学校全体及び個々の教職員の指導力向上に取り組みます。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが相談活動をしやすい環境整備を進めるとともに、子どもの発達段階に適切に対応することができるよう、教員の指導力を高め、学校の教育相談体制を充実します。
- 全ての教員が特別支援教育の理念を理解し、発達障害等の特別の支援を必要とする児童生徒への適切な指導ができるよう、教員個々の専門性を高めます。
- 学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化します。

取組 2 5 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康の保持増進

- 学校の組織運営体制の充実を図り、学校経営上の課題等にチームとして対応できるようにします。
- 教職員同士のコミュニケーションを図る機会を増やし、悩みや不安等を率直に話せる職場環境づくりを推進します。
- 質の高い教育活動や適正な職務遂行を確保するため、ワークライフバランスの実現が不可欠であるとの観点に立ち、総労働時間の短縮を推進します。
- 教職員が健康づくりに主体的に取り組むことを推進するとともに、メンタルヘルス不調等に対して組織として適切な対応を図ることで、教職員の心身の健康の保持増進を推進します。
- 教職員一人一人が教育公務員としての使命を再認識し、県民に信頼される教職員となるよう服務規律確保の徹底に向けた取組を推進します。

(参考指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)
・公立特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有状況	特別支援教育の専門性向上に関する参考指標とする。	66.8% (人数 919 名)
・県内学校における時間外勤務の縮減	教職員の多忙化解消に関する参考指標とする。 1か月の時間外勤務が ①45 時間超の教職員 ②80 時間超の教職員	(H30) [※] <ul style="list-style-type: none"> ①小 61.0% 中 82.0% 高 44.3% 特支 17.3% ②小 13.5% 中 54.2% 高 16.8% 特支 1.3%

※ 現状値 (H30) は、平成 30 年 4~6 月の状況について、全体の約 8% に当たる 44 校 [小 20、中 16、高 6、特支 2] を抽出して調査した。

施策の柱 11

特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

(現状と課題)

特別支援学校において、重複障害のある児童生徒は、平成30年度は全児童生徒数のおよそ30%となっています。また、医療的ケア(痰の吸引、経管栄養等)の対象となる児童生徒数は増加傾向にあります。

各学校における個別の教育支援計画、個別の指導計画を充実させること、特別の支援を必要とする児童生徒に対する理解促進支援、体制の整備及び指導の充実を進めること、特別の支援を必要とする児童生徒をより早期から支援する仕組みを整えること、障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進める取組を充実させること、障害のある児童生徒が、より身近な地域に通学できる体制づくりを進めること等が課題です。

小・中学校においては、発達障害等の多様な障害に応じた特別の支援を必要とする児童生徒への指導の充実が必要となっています。

文部科学省の全国調査結果(平成23年度実施)によると小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別の支援を必要とする児童生徒の割合は6.5%でした。

各特別支援学校のセンター的機能の充実等により、小・中・高等学校等の特別支援教育に関する校内体制を一層充実すること、福祉分野等も含めた関係機関が有する専門性や特徴を生かす連携・協力体制を一層充実すること、特別の支援を必要とする児童生徒について、より早期から支援するシステムを整えることが課題です。

(取組の方向)

- 支え合う共生社会の構築に向けて、交流及び共同学習を推進します。また、特別支援学校のセンター的機能を活用した小・中・高等学校等における特別の支援を必要とする児童生徒の教育の充実や特別支援学校における障害の重度・重複化、多様化への対応を図ります。

(主な取組)

取組 2 6 特別の支援を必要とする児童生徒への適切な対応と交流及び共同学習の推進

- 一人一人の子どもに対する指導及び支援の充実に取り組みます。
- 医療的ケアの必要な児童生徒の安全を確保し、安心して学べる教育環境を整えます。
- 個別の支援計画の活用を通じて、教育、福祉、保健・医療等の各部局間の連携を図ります。
- 共生社会の構築に向け、障害のある児童生徒とない児童生徒との交流及び共同学習を組織的、計画的に進め、相互理解を促進します。
- 全ての教員が特別支援教育の理念を理解し、発達障害等の特別の支援を必要とする児童生徒への適切な指導ができるよう、教員個々の専門性を高めます。【取組 24 再掲】
- 市立特別支援学校の県立移管に向けて取り組むほか、県立特別支援学校の再編整備を計画的に進めます。



交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習を積極的に推進することは、障害のある子の自立と社会参加を促すとともに、将来の社会を担うすべての子どもたちにとって、共に助け合い、支え合って生きることの大切さを学ぶ機会となります。

【居住地校交流】

特別支援学校に在籍している子どもたちが、住んでいる地域の小・中学校等の子どもたちと一緒に活動し、ふれ合います。地域の同年代の子どもたちとの結び付きを深め、将来の生活基盤を整えることにつながります。

【学校間交流】

小・中学校などと特別支援学校が、行事などを通じて相互に行き来して、学校全体、学年、学級などの単位で交流します。共に協力し合うことでお互いの良さを知り、理解を深める貴重な機会となります。

【地域間交流】

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもたちが、地域の人たちと行事などを通じて一緒に活動を行います。子どもたちは、社会の中で生きる力を高め、地域の人たちには障害のある子どもたちへの理解を深めてもらうことが期待できます。



地域間交流の様子

取組 2 7 特別支援学校のセンター的機能をはじめとした 特別支援教育の相談支援の充実

- 特別支援学校のセンター的機能を充実させて、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等にとって相談しやすく、支援を受けやすい環境を整備します。
- 各学校等の特別支援教育に関する校内委員会の体制を充実します。
- 各学校における特別の支援を必要とする生徒への指導を充実します。特に、通級指導など高校における指導を充実します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・特別支援学校の居住地校交流の実施率	地域での積極的な交流を通じて相互の理解を深めるため。	小学部 29.1% 中学部 16.3%	小学部 35% 中学部 20%	年1%程度の増加を目指して設定する。
・小学校、中学校、高等学校等からの特別支援学校または教育事務所専門相談員への相談件数	特別支援学校や教育事務所の相談機能を表す指標として選定した。	新規 5,159 件 継続 9,368 件	新規 5,000 件 継続 6,000 件	相談機能向上による解決により、継続相談件数を年 500 件程度減らす一方、新規相談は現状を維持する。

施策の柱 12

特色ある学校づくりを推進する

(現状と課題)

学校・家庭・地域が連携・協働しながら一体となって児童生徒の健やかな成長を支えていくため、各学校において、信頼される学校を目指した「地域に開かれた学校づくり」、地域の実情等を踏まえた「地域に根ざした学校づくり」を進めています。学校・家庭・地域が一体となった学校づくりに、学校評価・学校評議員制度、PTAとの連携等を一層生かしていくこと、開かれた学校づくりの一環として、コミュニティ・スクールの推進について検討すること(小・中学校)、群馬県学校評価システムをより一層活用することなどが課題となっています。

高校への進学率は、全国、本県ともに98%に達しており、高校は、中学校卒業後にほぼ全ての子どもたちが学ぶ教育機関となっています。一方、少子化の影響で平成元(1989)年3月のピークから減少を続けてきた本県の中学校卒業生数は、現在、ピーク時の55%程度となっていますが、今後も、減少傾向が続き、2028年3月には、ピーク時の45%程度にまで減少する見込みです。中学校卒業生の急激な減少に適切に対応できるよう、高校教育の質的充実を図り、本県の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するとともに、地域と一体となって再編整備を行うことが必要です。

私立学校に在学する幼児児童生徒の割合は、幼稚園で約70%、高校で約25%、専修学校・各種学校で約97%となっています。建学の精神に基づく特色のある教育を展開している私立学校は、本県の学校教育に重要な役割を果たしており、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び経営の健全化を目的とした財政的支援を継続することが必要です。

(取組の方向)

- 開かれた学校づくりや各学校の特性を生かした教育を推進するとともに、建学の精神に基づく特色ある私立学校教育の振興を図ります。

(主な取組)

取組 28 家庭や地域と一体となった地域とともにある学校づくり

- 学校評価や学校評議員制度等を活用して、学校・家庭・地域が一体となった学校づくりを推進します。
- 全ての小・中学校において学校支援センターの成果を踏まえ、コミュニティ・スクール等学校・家庭・地域が一層連携・協働する学校づくりを進めるとともに、そうした学校づくりを通して地域コミュニティの形成に取り組みます。
- 地域住民の学校教育活動への協力と、児童生徒の地域活動への参加という、双方向の交流を推進します。
- 教員の生涯学習・社会教育に対する知識・理解を高め、学校・家庭・地域の連携に向けた意識改革を推進します。

取組 29 高校教育改革の推進

- 新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、高校教育の一層の充実を図るとともに、特色ある学校づくりを更に推進します。
- 今後の中学校卒業者の大幅な減少や社会の急激な変化の中で、活力ある教育活動を維持・発展させることができるよう、地域住民や学校関係者の意見も踏まえながら新たな再編整備計画を策定し、地域と一体となって高校教育改革に取り組みます。また、再編整備に併せて、男女共学化を推進します。
- 中学校卒業者の減少に伴い、全県的な視野に立って、バランスの取れた学校規模の適正化に努めるとともに、高校教育改革の推進に係る課題については、随時検討を行って迅速に対応します。

取組 30 私立学校の振興

- 私立学校における教育条件の維持向上や保護者負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性が高まるよう、引き続き私学助成の充実に努めます。
- 国の私立高等学校授業料の実質無償化の検討状況を踏まえつつ、保護者の教育費負担の軽減に努めます。
- 私立学校と公立学校が連携した全県的な取組を様々な分野で推進します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・年間の学習計画に地域の教育力を生かした学習を位置付けている小・中学校の割合	学習指導要領(平成29年3月改訂)が示す「教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくこと」を表す指標として選定した。	90.4%	100%	学校の教育課程を新学習指導要領に合わせて再構築するためには家庭・地域との連携は必要不可欠であるため。

基本施策 6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所ともなることから、その安全性を確保することは極めて重要です。県立学校施設の耐震化はおおむね完了しましたが、老朽化は深刻な状況にあるため、安全面・機能面の両面における計画的な対応として、学校施設の長寿命化が必要となっています。

情報活用能力の育成や、ICTを活用した効果的な授業の実現及び教職員の業務負担軽減など、授業・学習面と校務面の両面でICTの積極的な活用を推進するとともに、情報セキュリティを確保した上で、必要なICT環境を着実に整備していくことが必要です。

人口減少社会においては、一人一人が豊かな生活を送り、また、公平公正で活力ある社会を実現する上で、障害の有無や、日本語指導の必要性、不登校や高校中退など、多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供が必要です。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒などについても、学校生活に適應できるような指導を行う必要があります。さらに、家庭環境や学校生活に複合的な課題を抱えていたり、不登校や高校中途退学等の背景を持っていたりするなどの、多様な観点からのニーズを早期に発見し、年齢階層で途切れることなく、関係機関・団体が連携して継続的に対応することが重要です。

また、児童生徒等が安全で安心な環境下で学ぶためには、施設面の整備に加えて、自らの安全を守るための能力を育成する安全教育や、安全管理、家庭・地域と連携・協働した学校安全の推進が必要です。その際、大規模な自然災害や、交通事故、犯罪、国民保護等の非常時の対応等、近年の安全上の課題に応じた対策の推進が必要です。

施策の柱 13 安全・安心な教育環境を確保する

取組 31 学校施設の長寿命化の推進

取組 32 ICT環境の整備と情報セキュリティの確保

取組 33 就（修）学、多様な教育機会確保のための一層の支援と外国人児童生徒の教育の充実

施策の柱 14 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進する

取組 34 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進

取組 35 学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実

施策の柱 13

安全・安心な教育環境を確保する

(現状と課題)

(施設・設備整備)

県立学校では、老朽化の進行が顕著となる築後30年を経過した施設が、全体の約67%(平成29年9月1日現在)を占めていることから、児童生徒の安全・安心な教育環境を確保するために、学校施設の法定点検を実施するとともに、老朽化対策工事を実施しています。

また、省エネルギー化、防災機能強化、バリアフリー化、学習内容・学習形態の多様化、ICT化といった社会的な要請に対応する必要があります。教育の情報化に伴うICT環境の整備は、情報セキュリティの確保と並行して進める必要があります。教員及び児童生徒が、学校において、安心してICTを活用できるようにするためには、十分な情報セキュリティ対策を講じなければなりません。

(子どもの貧困など社会経済的な課題)

子どもの貧困については「経済的困窮」だけでなく、学力や生活力をはじめ、人とつながる力の不足など幅広く考える必要があります。平成28年度に群馬県が実施した「子どもの生活実態調査」からは、大人の余裕のなさや経験不足から「親子の関わり」が乏しくなり、基本的な生活習慣の乱れとそれに伴う学力の遅れに影響を与えているという状況が見られました。また、支援を必要とする親子や家庭に支援や情報が届かない「親の孤立」といった問題も見えたところです。

県では、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費に充てる奨学のための給付金を支給しています。さらに、経済的理由により修学が困難な高校生に、無利子で奨学金を貸与しています。生徒や保護者が制度を正しく理解し、支援を必要とする人が漏れなく制度を活用できるよう制度の内容や申請手続について継続して周知していくことが必要です。

(問題を抱える家庭等への支援)

いじめ、不登校、問題行動等の要因・背景は多様化してきています。それらの対応においては、福祉や医療行政等と連携して、保護者を支援する場合や、児童生徒の非行への対応や生活習慣、教育環境の改善のために支援する場合、保護者が子育てに対する自信を失っていたり、就労等の事情で子育てに関わる余裕がなくなっていたりして、支援を必要としている場合などがあります。また、保護者自身に、問題を抱える子どもへの支援に関する情報がなく、対応が遅れている場合もあります。そのため、学校と福祉との連携を充実させることが喫緊の課題と言えます。

(外国人児童生徒の状況)

本県の外国人児童生徒数は、東日本大震災後に一度減少したものの、一定の割合を維持しています。定住化の傾向も見られ、高校生の割合が大きくなっています。伊勢崎市、太田市、大泉町が主な集住地域ですが、最近では3市町以外における割合も増えており、広範囲にわたっています。また、ブラジルやペルー等からの日系人児童生徒だけでなく、アジア諸国からの児童生徒等、多国籍化しています。

(高校中退者等の状況)

高校を中退した者や、進路未決定のまま中学校を卒業した者は、学校を離れることでそれまで学校から得られていた学習や就労等に関する支援情報が得にくくなっています。

(不登校児童生徒等に対する多様な教育機会等の確保)

不登校児童生徒等に対する教育の機会の確保等、就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を受けていない者に対する支援についても課題があります。

近年、若年者の自殺者数の横ばい状態が続く中で、困難やストレスに直面した児童生徒が、誰にどうやって助けを求めればよいかについて具体的かつ実践的な方法を学ぶ「SOSの出し方に関する教育※」を推進し、全ての児童生徒にとって安心できる教育環境の下、それぞれの夢の実現に向かった学校生活が実現されなければなりません。

※自殺対策基本法第 17 条第 3 項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」

(取組の方向)

- 県立学校の校舎等の安全対策・長寿命化を計画的に推進します。
- 学校で学ぶ意欲のある児童生徒が経済的理由により就（修）学が困難とならないための支援等を一層充実させるとともに、外国人児童生徒等への教育の充実を図ります。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携等による「不登校を出さない学校づくり」を進めるとともに、不登校児童生徒等に対する多様な教育機会の確保対策等に配慮した「不登校の改善に向けた組織づくり」も推進します。
- 高校中退者等に対し、社会とのつながりが保てるよう、学校教育からの切れ目のない支援を行います。

(主な取組)

取組 3 1 学校施設の長寿命化の推進

- 県立学校施設の法定点検、日常点検等を実施し、施設の状態を把握します。
- 劣化の進行が顕著な県立学校施設のうち、学校運営上重要度が高い棟から順次長寿命化を実施し、安全対策を推進します。
- 併せて、学校運営に適した県立学校施設の機能集約や児童生徒数の減少に伴う施設のスリム化及び省エネルギー化等の機能改善を進めます。

取組 3 2 ICT環境の整備と情報セキュリティの確保

- 学校における教育の質を高め、児童生徒が適切な教育環境の下で学習に取り組むことができるよう、国から示された整備方針を踏まえて、ICT環境(コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境)の整備を推進します。
- これまで県立学校では行政機関の情報セキュリティポリシーを準用してきましたが、群馬県教育委員会における群馬県教育情報セキュリティポリシーを策定するとともに、これに基づく安全性の高い情報ネットワークシステムの構築と校務支援システムの導入、教職員のセキュリティ意識の向上及び組織的な管理体制づくりを推進します。また、市町村立学校を所管する市町村教育委員会と、情報セキュリティの重要性について共有します。

取組 3 3 就(修)学、多様な教育機会確保のための一層の支援と外国人児童生徒の教育の充実

- 高等学校等就学支援金及び奨学のための給付金について適切に支給・給付します。
- 学校の教育相談体制の充実、自立支援アドバイザーの積極的な活用等を通じた適応指導教室の充実、民間団体等の運営する不登校支援施設等との連携を進めます。
- 外国人児童生徒の教育を保護者との共通理解を図りながら推進できるよう、外国人保護者の日本の教育に対する理解を深めます。
- 集住地域で確立された指導方法を基に、県内全域における外国人児童生徒の教育の充実に取り組みます。
- 子どもの貧困対策について、県や市町村等の福祉部門と教育部門とが連携し、支援体制を強化します。
- 高校中退者等が、本人の希望する再学習や就労を実現できるように、国や県及び市町村の関係機関や民間支援団体と連携し支援します。



スクールカウンセラーの全校配置

コラム

スクールカウンセラーは、学校や家庭で不安を抱えている児童生徒や、保護者等の「心の相談」を受け、解決方法を一緒に考えていく心理の専門家で、いじめの問題の解決に資することも期待されています。主な業務は、児童生徒への面談、保護者への面談、教職員への指導・助言、研修やセミナーの講師等です。

群馬県教育委員会は、いじめ・不登校等に関する学校の教育相談体制の充実などを図るため、平成 19 年度から中学校、平成 24 年度から県立高等学校等、平成 25 年度から小学校の全ての学校にスクールカウンセラーを配置しています。さらに平成 29 年度からは、県立高等学校の定時制・通信制課程へ配置を拡充しました。



児童生徒への面談

スクールカウンセラーの配置によって、多くの学校で教職員の相談技術が向上し、不登校の未然防止等に対応できるようになったり、教育相談体制が充実したりするなどの効果が見られます。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)	目標値の根拠
・県立学校施設の長寿命化を図るため大規模改修工事を実施した棟数	・県立学校施設に係る教育環境の質的改善、ライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を図るため。	3棟 (H30)	45 棟 (2019～2023 の累計)	一定規模(1,000 m ²)以上の重要度が高い管理棟・教室棟・体育館を対象に計画的に大規模改修を進める。 (9棟/年×5年)
・日本語指導が必要な児童生徒に対して、指導についての計画を個別に作成するなどの取組を行っている学校の割合	・小学校学習指導要領(平成 29 年3月改訂)において、「教師間の連携に努め、指導について計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めることとする(第 1 章第 4 の 2 の(2)のイ)」と示された。	小 52.9% 中 55.2%	小 70% 中 70%	個々の児童生徒に応じて学校全体で組織的・計画的な指導を推進するため、H29 年度値から年3%増加を目指す。

(参考指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017 年度)
・スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置状況	教育と福祉が連携した支援体制の参考指標とする。	巡回型SSWと派遣型SSWにより全県をカバー 巡回型SSW: 指定中学校区を定期的に巡回。 (36 中学校区)(H30) 派遣型SSW: 全県の学校からの要請に応じて派遣。

施策の柱 14

災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保 を地域ぐるみで推進する

(現状と課題)

起こりうる自然災害は地域により様々であり、児童生徒等の発達段階によってもその対応能力は異なります。各学校において、地域や児童生徒等の実情に応じた防災管理や、児童生徒等が主体的に行動できる防災教育の実践等、学校防災に対する意識を継続して高める必要があります。

通学路における事件、事故から児童生徒等の安全を確保することは学校及び関係者に課せられた最重要の使命です。本県では、交通事故全体の発生件数が減少傾向にある中、児童生徒に関係する事故は引き続き多い状況にあり、特に自転車事故については、総数に占める高校生の割合が全国で最も高い状況にあります。また、平成29年度の本県における子どもに対する声かけ等の不審者認知件数は666件でした。ここ5年間は600から800件台で推移しています。

これらの状況から、学校内はもとより通学路や地域における児童生徒の安全を確保すること、児童生徒の危機を回避する能力を育成することなどが課題となっています。

(取組の方向)

- 児童生徒が主体的に災害や事件、事故から身を守るための力を育む安全教育を充実させ、地域ぐるみで推進します。

(主な取組)

取組 3 4 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進

- 児童生徒が日常生活においても状況を適切に判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を身に付けさせます。
- 家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を育成します。
- 組織的に防災教育を推進するため、教職員の共通理解及び安全に関する資質向上に取り組みます。

取組 3 5 学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実

- 学校施設内への不審者の侵入・盗難等の防止に必要な対策を実施します。
- 児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全指導を一体的に推進します。
- 自ら交通マナーを実践し、交通ルールを遵守する意識や態度を育成する交通安全教育を推進します。
- 交通安全だけでなく、犯罪被害防止、有害環境(有害図書等)対策の観点からも、関係機関等(市町村教育委員会、保護者、警察、道路管理者、地域の関係者等)と登下校の安全確保に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力するなど、組織的な活動を推進します。
- 組織的な安全教育を推進するため、職員の共通理解及び安全に関する資質向上を目的とした職員研修の実施を推進します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・児童生徒等の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や会議を開催している学校	地域ごとの課題解決を図るため、協力体制整備を進める。	84.5% (H28)	100%	地域によって課題が異なるため、それぞれの地域、学校に合った協力体制が必要であることから全校での実施を目指す。
・避難訓練の実施に際して、「自分自身が主体的に行動する態度」の重要性について指導した学校の割合	児童生徒が自ら状況を判断し、最善を尽くす自助を身に付けさせる。	96.4% (H28)	100%	避難訓練は消防法で実施が義務付けられているため、全ての学校でより実践的な取組を進めることを目指す。
・児童生徒を対象とした防犯教室を実施している小・中学校の割合	不審者の侵入・盗難等の防止に必要な対策を実施する。	91.9% (H28)	100%	全ての学校で児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるため。
・児童生徒等の自転車事故発生人数	自ら交通マナーを実施し、交通ルールを遵守する意識や態度を育成する交通安全教育を推進する。	1,371人	1,000人以下	群馬県交通安全教育アクション・プログラムにおいてH26を基準とし、H32までに中学生20%、高校生30%削減としているため、H29の事故数から全体で30%削減を目標とする。

基本施策7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進

近年、幼児期の教育がその後の学力及び運動能力に与える影響や、大人になってからの生活への影響に関する研究が進展しており、保育所や認定こども園、幼稚園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。

一方、家庭教育は、全ての教育の出発点であり、保護者が第一義的責任を有するものです。しかし、近年、家庭環境の多様化や地域における人間関係の希薄化などにより、家庭の教育力の低下が指摘されており、地域全体で家庭教育を支えていくことが求められています。

また、地域コミュニティの弱体化も指摘されており、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、地域の将来の担い手である子どもたちの学びや成長を地域全体で支えるなど、学校を核とした地域づくりを積極的に推進していくことが重要です。

群馬県では、全ての保護者への家庭教育に関する学習機会の提供と、地域における関係団体の連携促進を通して、家庭の教育力の向上を目指します。また、学校と地域の連携・協働により、地域全体で子どもたちを育てていくための仕組みづくりを進め、地域の活性化につなげていきます。

施策の柱 15 幼児期の教育の充実を図る

取組 36 質の高い幼児期の教育の推進

施策の柱 16 家庭教育支援を推進する

取組 37 市町村や民間団体等との連携・協働による家庭教育支援の推進

施策の柱 17 学校と地域の連携・協働を推進する

取組 38 学校・地域の連携・協働による地域の活性化

施策の柱 15

幼児期の教育の充実を図る

(現状と課題)

本県では、3歳児の約85%、4・5歳児の約95%が幼稚園や保育所に通っており、「ぐんま幼児教育プラン」の下、幼児期の教育の充実に向けて取組を進めてきました。

平成27年4月から、子どもの健やかな成長を支援していくため、全ての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目的に掲げた子ども・子育て支援新制度が始まりました。そして、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の改訂(改定)において、教育・保育の内容に関する整合性の確保が図られました。また、幼児期の教育で培った「資質・能力」を子どもたちが小学校教育の場で思い切りのびのびと発揮できるように、保育所、認定こども園、幼稚園(以下幼児教育施設と表す)における教育と小学校における教育との円滑な接続を図るよう努めることが求められています。

今後、どの幼児教育施設においても同等の質の高い教育・保育が提供されるように、保育者の資質向上のための質の高い研修を引き続き実施すること、幼児教育施設と小学校の連携・接続を推進することが課題として挙げられます。

(取組の方向)

- 質の高い研修を提供し幼児教育施設における教育の充実を図ります。

(主な取組)

取組 3 6 質の高い幼児期の教育の推進

- 幼児教育施設で質の高い教育が可能となるように、「就学前のぐんまの子ども はぐくみプラン」の活用を推進するとともに、保育者の資質向上のための参加しやすく質の高い研修を実施します。
- 幼児教育施設のニーズに応じた研修が実施できるように、各幼児教育施設の研修の支援を行います。
- 子どもの学びの連続性を保障するための幼児教育施設と小学校との連携・接続を推進します。
- 家庭の教育力の向上のため、保護者の学習の機会を提供します。【取組37後掲】
- 子育てへの不安の解消や様々な障害等への早期対応、相談内容の多様化への対応の視点から、保護者が教育関係機関だけでなく、医療や福祉関係機関ともつながりが持てるよう、相談体制の充実や各関係機関との一層の連携、各相談窓口の特徴等の広報を推進します。【取組37後掲】

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・小学校教育との円滑な接続を図るために、保育者と小学校教員が連携*を図っている保育所、認定こども園、幼稚園の割合	・子どもの発達と学びの連続性を確保するために、小学校教育との円滑な接続を図る必要があるため。	65%	80%	各研修等で、小学校教育との円滑な接続のための具体的な手立てを示し、15%の増加を目標とする。

※連携:県内全幼児教育施設を対象とした以下の3項目全てに取り組んでいることをいう。

- ①園所での生活の様子や育まれた資質・能力について等の就学前の情報交換
- ②園所の保育者による小学校の授業参観
- ③教育課程(全体的な計画)の接続についての研修や検討

施策の柱 16

家庭教育支援を推進する

(現状と課題)

近年、家族の形態の多様化や地域社会のつながりの希薄化等により、本来は生活の中で体験を通して学んでいた事柄が身に付いていない親や、地域住民と交流の少ない孤立化した親が少なくない現状があり、家庭の教育力の低下が全国的な課題となっています。

家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが必要です。

群馬県では、「ぐんまの家庭教育応援条例」を平成27年度に制定し、各家庭が家庭教育の意義を改めて認識するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政その他関係者が連携・協働して家庭教育を支えていくため、様々な施策に取り組んでいます。

課題として、全ての保護者に家庭教育について関心を持ってもらうことと、地域や社会全体で家庭教育支援を行う機運を高めていくことが挙げられます。

(取組の方向)

- 社会全体で家庭教育を支援する機運を醸成し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

(主な取組)

取組37 市町村や民間団体等との連携・協働による家庭教育支援の推進

- 家庭の教育力の向上のため、保護者の学習の機会を提供します。
- 家庭教育支援に関わる団体の連携促進を図り、社会全体で家庭教育支援を行う体制を整備します。
- 地域における家庭教育支援の充実のため、家庭教育を支援する人材の養成に取り組みます。
- どの市町村に居住する保護者も必要な子育て支援が受けられるように、市町村の取組を支援します。
- 子育てへの不安の解消や様々な障害等への早期対応、相談内容の多様化への対応の視点から、保護者が教育関係機関だけでなく、医療や福祉関係機関ともつながりが持てるよう、相談体制の充実や各関係機関との一層の連携、各相談窓口の特徴等の広報を推進します。



コラム

ワクワク子育てトーク ～ぐんまの親の学びプログラム～

「ワクワク子育てトーク」とは、親子の関わり方や親としての心構えなどの気づきや、親同士のつながりづくりのため、参加者同士が「ぐんまの親の学びプログラム」を使って、ロールプレイ(役割演技)等の手法で交流しながら、子育てについて話し合い、学び合う学習会です。

ファシリテーター(進行役)が、場を和ませながら参加者のトークをサポートし、参加者は二人一組で親子の会話を演じたり、グループで話し合うことを通して、それぞれが自分の課題に気づくことができます。

参加者からは、「自分に合った『子どもとのかかわり方』、『子育て』に気づいた。」「みんな同じことで悩んでいることがわかり、共感し合えた。」などの声が出ています。



ロールプレイの様子

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・親への学びの場を提供している団体数	地域に根ざした家庭教育支援が実施されている指標である。	64 団体	103 団体	年間 10%増加×5年間として設定する。

施策の柱 17

学校と地域の連携・協働を推進する

(現状と課題)

今日、学校教育が抱える課題は多様化・複雑化しており、学校のみならず社会総掛かりで対応することが必要となっています。一方で、住民同士のつながりの希薄化等により、地域における教育力が低下しており、その充実が必要であることが指摘されています。

子どもの成長を軸として、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につなげていくことが求められています。

群馬県では、平成19年度末には県内の全ての市町村立小・中・特別支援学校に学校支援センターが設置され、地域人材等による充実した学校支援活動が行われています。また、県内各地域において、児童生徒の放課後や休日の居場所づくりや学習支援のための活動、公民館による子どもを対象とした講座、自治会や子ども育成会等による行事など、地域において子どものための様々な活動が行われています。

しかし、これらの活動それぞれが単独で行われており、理念や目標を共有する体制が整備されていない点が課題となっています。

(取組の方向)

- 学校と地域がパートナーとして連携・協働し、地域の将来を担う人材を育成するとともに、地域の活性化を図ります。

(主な取組)

取組 3 8 学校・地域の連携・協働による地域の活性化

- 学校支援活動、放課後子ども教室、公民館における事業等、地域で行われる子どものための様々な活動を通して、子どもたちの地域への愛着を形成するとともに、地域住民のつながりを深め、地域の活性化に取り組みます。
- 個々の活動に携わる人たちが互いに情報を共有するとともに、目標や方向性について意見を出し合うなど、地域全体で子どもたちを育てていくための仕組みづくりを進めます。
- 学校と地域の連絡調整や、地域で行われている各種活動のコーディネートを行う地域学校協働活動推進員の設置について、市町村や学校へ働きかけるとともに、その役割を担う人材の育成に取り組みます。
- 専門高校等において、地域の活性化や課題解決に関わる実践的・体験的な学習活動を充実します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動が行われている小・中学校の割合	学校を核とした地域づくりを推進するために、学校と地域の連携・協働による活動を充実させる必要があるため。	63.7%	90%	現状値に対して、年8%の増加を目標とする。

基本施策 8 生涯学習社会の構築

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、「人生100年時代」の到来が予測されています。「人生100年時代」においては、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められます。

若者から高齢者まで多様な世代が学び始めるきっかけづくりや学習成果の可視化、仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境などの動機づけが重要です。

また、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ機会を充実する必要があります。

一方、少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、今後の社会教育には、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や、全ての住民が地域社会の構成員として社会参加できるような環境づくり、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待されています。

群馬県では、様々な機関と連携し、「まなびねっとぐんま」による学習情報のインターネット発信や「ぐんま県民カレッジ」などによる学習機会の充実、県立図書館を中核とした読書活動の充実、学習活動の拠点となる社会教育施設等の有効活用などを通して、県民の生涯にわたる多様な学びを支援します。また、人権教育や青少年教育など各分野において地域の学びを支える人材を育成し、その成果を発揮できるよう努めるとともに、青少年の健全育成を目指します。

施策の柱 18 生涯にわたる多様な学びを推進する

取組 39 多様な課題に対応した学習機会の充実

取組 40 社会教育施設の有効活用

取組 41 読書活動の充実と県立図書館の機能強化

施策の柱 19 社会教育を推進する

取組 42 地域の学びを支える人材づくり

取組 43 青少年教育の推進

施策の柱 18

生涯にわたる多様な学びを推進する

(現状と課題)

「人生100年時代」の到来に向け、高齢者を含む全ての人々が健康で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の実現がますます重要となっています。

このような中、県民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送れるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

さらに、近年は、生涯の様々なステージにおいて必要となる能力を着実に身に付ける「学び直し」へのニーズが高まっています。

これらに対応するためには、県民ニーズの多様化・高度化や社会の変化に対応した学習機会を提供すること、学習した成果が社会で適切に評価され、地域活動等で活用されていく環境を整えることが課題です。

また、県民が生涯にわたって学習するための拠点として社会教育施設等の活用にも努める必要があります。

生涯学習の機会とは、教育だけでなく、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味など様々な分野に及ぶことから、学習支援の取組は、関係各部署、市町村、学校、関係団体、民間企業等と連携しながら進めていく必要があります。

一方、読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要となっています。

近年、インターネットやスマートフォンの普及、SNS等情報通信手段の多様化により、読書環境が大きく変化し、読書離れや読解力の低下が懸念されています。

このような中、県立図書館については、市町村立図書館等の支援等、県民に身近な読書環境を整備すること、県民が行う高度・専門的な調査、研究のための調査相談体制の充実を図ることが課題となっています。

学校図書館については、公立図書館との連携を更に強化していくこと、教育活動において学校図書館を積極的、計画的に利用することが課題となっています。

(取組の方向)

- 各部署、市町村、学校、関係団体、民間企業等と連携し、学習機会の充実、社会教育施設の有効活用、読書活動の充実などを通して県民の生涯にわたる多様な学びを支援します。

(主な取組)

取組 39 多様な課題に対応した学習機会の充実

- 地域の課題解決に向けた「課題解決支援講座」など、社会情勢の変化に即した多様な学習機会を提供します。
- 県内各地で開催される講座や講師人材のデータベースなど、県民ニーズに対応した学習情報を提供します。
- 効果的な講座の開催や学習情報の提供を行うため、公民館や高校、大学など関係機関との連携を推進します。
- 県民の学習成果を地域で生かすことができるよう、自主企画講座の開催に関する情報発信や、講師情報の市町村への提供等を支援します。
- 市町村や社会教育団体等と連携し、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ機会を充実します。

取組 40 社会教育施設の有効活用

- 社会情勢の変化に即し、生涯学習の拠点として多くの県民に活用されるよう適切な施設運営に取り組みます。
- 多様な県民ニーズに対応できるよう、施設職員の資質の向上及び施設・設備の計画的な更新・修繕に取り組みます。
- ぐんま天文台では、大型望遠鏡による天体観察などの本物体験の提供と、きめ細やかな教育普及活動を通して、天文・自然科学への興味・関心を高め、天文学のすそ野拡大を推進します。
- ぐんま昆虫の森では、身近な昆虫との触れ合いや自然体験を重視したプログラムの提供を通して、生き物相互の関わり合いや、生命の大切さ、自然環境に対する理解を深められるよう取り組みます。
- 近代美術館では、日本と西洋の近・現代美術を中心に幅広い美術品の収蔵・展示、優れた美術の鑑賞機会を提供する企画展の開催や、教育普及活動の充実などに取り組みます。
- 館林美術館では、「自然と人間」をテーマに作品を収集・展示するとともに、学校教育との連携、幅広い年代層に向けた講演会やワークショップなどの教育普及事業などに取り組みます。
- 歴史博物館では、東国文化の中心であった群馬の特色をアピールするとともに、展示室でのタイムリーなトピック展示や企画展の開催、小・中学校の歴史教育での利用促進を行います。
- 自然史博物館では、地球の誕生から現在まで約46億年の生命進化の歴史や本県の豊かな自然をジオラマ等で紹介するとともに、観察会など各種教育普及事業等に取り組みます。
- 土屋文明記念文学館では、本県ゆかりの文学資料の収集・研究、魅力ある企画展や文学講座の開催、学校と連携して短歌を中心とする文学に関する教育普及活動などに取り組みます。

取組 4 1 読書活動の充実と県立図書館の機能強化

- 全ての県民の読書活動を支援するための環境整備を推進します。
- 子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、学校、家庭、地域で連携した取組を進めます。
- 県民にとって身近な市町村立図書館(室)の充実を図るため、図書館ネットワークの中核館として県立図書館による支援を実施します。
- 県立図書館における県民の課題解決につながる高度な専門的情報サービス(レファレンスサービス)を提供する機能を充実します。
- 身近な読書環境の一つとして、県立高校における学校図書館の一般開放を行います。
- 司書教諭や学校図書館職員の専門性を高め、児童生徒が興味・関心を持って積極的に利用するような学校図書館づくりを推進します。
- 学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の一層の充実を図り、各教科・科目等における学校図書館を利用した指導や、日常生活における読書活動を推進します。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・「まなびねっとぐんま」トップページのアクセス件数	多様な学習機会の情報提供指標として選定する。	58,798 件	73,800 件	毎年 2,500 件の増加を目標として設定する。
・昆虫の森、天文台の入場者数(2所の合計)	自然体験活動への参加促進を図るため、事業の質的向上に努める。	145,110 人 (H27～H29の 平均値)	148,000 人	現状値に対して、年2%の入場者数増加を目標とする。
・県立図書館におけるレファレンスサービス件数(事柄や事実調査、文献調査等の専門的情報提供サービスの件数。利用相談(書架案内や所蔵調査)は除く。)	県内公立図書館の中核館として、高度なレファレンスサービスの機能を充実させていく必要がある。	6,867 件	7,700 件	現状値に対して、年2%の増加を目標とする。

策の柱 19

社会教育を推進する

(現状と課題)

社会教育は、学校教育以外で「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義され、生活課題や地域課題について地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等を通じて、地域づくりや地域の教育力の向上を目指すものです。

社会教育の推進には、地域住民が自主的・自発的に行う学習活動を奨励、援助するなど、地域の学びを支える取組が必要です。特に、社会教育主事、公民館主事、社会教育委員など、地域の学びを支える多様な人材の存在が重要です。一方、社会教育に関係する多様な団体と県が、より幅広く緊密に連携すること、教育委員会以外の各部局が行っている社会教育に関する施策との連携を図ることが課題となっています。

青少年を対象とした社会教育においては、日常生活の中で体験活動が減少しています。青少年が世代を超えて多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等を育むことができるよう、地域において多様な体験活動及び情報提供の充実に努め、青少年を含む地域住民の参加の促進を図ることが課題となっています。

また、社会情勢の変化や価値観の多様化や少子化に伴い、いじめ、不登校・引きこもり・ニートなど青少年が抱える課題も変化しています。それらに対応するためには、個に応じた対応が可能な社会体験や再学習の機会が必要です。

(取組の方向)

- 地域の学びを支える人材を育成し、その成果を発揮できるよう努めるとともに、青少年の健全育成を目指します。

(主な取組)

取組 4 2 地域の学びを支える人材づくり

- 人権教育や青少年教育等、各分野における指導者の育成を進めます。
- 育成した指導者が、公民館や学校等地域で活躍できるよう、市町村等に働きかけます。
- 社会教育主事、社会教育委員、市町村担当職員等、社会教育の中核となる人材の資質能力を向上させます。
- 福祉などの社会教育に関係深い部局との連携や市町村における社会教育の振興を図るとともに、各社会教育関係団体の育成及び団体間の連携を進めます。

取組 4 3 青少年教育の推進

- 自然体験や各種体験活動を通じて、青少年の豊かな人間性や社会性を育みます。
- 親子や異年齢・異世代での体験活動・集団活動を通じて、家庭や地域の教育力の向上を目指します。
- 青少年のボランティアを養成するとともに、ボランティア活動の場を提供します。
- 不登校、非行、ひきこもり等、様々な悩みを抱える青少年及びその保護者等を対象に、相談活動や体験活動を通して自立・再学習支援事業を行うほか、青少年の意欲を高め、自立を促す活動プログラムを効果的に実施します。
- 青少年関係団体の活動の活性化を通じた青少年健全育成を目指し、県内全域で活動する青少年団体との連携や団体への支援を行います。
- 中・高校生が将来の家族形成を含めた人生設計を考えるため、自らのライフデザインを考える機会の創出に取り組みます。

(指標)

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・「青少年ボランティア養成事業」に係る事業への参加者数（県立青少年自然の家3施設+青少年会館の合計）	青少年の社会性、規範意識を育むため、ボランティア養成事業を充実させていく必要がある。	584人	650人	参加者数は、この3年間減少傾向にあるが、回復を図りたい。



本県の社会教育施設は、県民が生涯にわたって多様な学習を行うための拠点となっています。それぞれの施設が県民の学習ニーズに対応した事業を実施するとともに、「本物の魅力」を体験する機会を提供します。

【県立図書館】

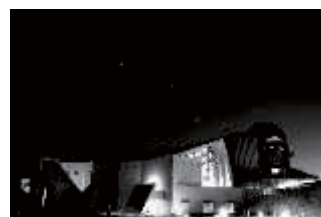
図書や視聴覚資料の貸出しなど、県民の「さまざまな学び」を支援するとともに、県内公立図書館の中核館として、市町村立図書館や図書館未設置町村、学校図書館への支援を行います。



県立図書館

【ぐんま天文台】

天文学を通じて学校・地域と協働し、多様な学習機会を提供する教育施設として、150cm の大型望遠鏡や天体観察会等による本物の体験を提供します。



ぐんま天文台

【ぐんま昆虫の森】

身近な昆虫との触れ合いを通じて、生命の大切さや自然環境への理解を深める、全国的にも珍しい体験型教育施設で、自然観察会や昆虫ふれあいコーナーなど各種プログラムを提供します。



ぐんま昆虫の森

【生涯学習センター】

本県の生涯学習推進の中核的施設として、市町村及び関係機関・団体との広域的連携を図りながら、県民の多様な学習ニーズや社会の要請に応える事業を総合的に推進します。



生涯学習センター
(サイエンスショー)

【青少年教育施設】

北毛、妙義、東毛の各青少年自然の家と、群馬県青少年会館において、それぞれの特色を生かした自然体験や生活文化体験等を実施し、青少年の主体性や協調性、社会性、問題解決能力を育む機会や場を提供します。



青少年自然の家(北毛・妙義・東毛)
(青少年ボランティア養成)

【近代美術館】

学校や市町村で開催する教職員向けの研修会に美術館スタッフを派遣し、美術作品の鑑賞の仕方や児童生徒が社会科見学で美術館を訪れる際のサポートの方法などの講義を行っています。



近代美術館
(アートカードを使った研修)

【館林美術館】

美術館を活用した子どもたちの鑑賞学習を充実させるために、学校と連携して美術館見学や訪問鑑賞授業などのスクールプログラム、教職員の研修会、ワークショップを実施しています。



館林美術館
(先生のための美術館サマーセミナー)

【歴史博物館】

小・中学校を対象に、対話型の展示学習プログラムを行い、群馬の歴史をわかりやすく解説しています。また、浮世絵多色刷り体験や石臼体験などの体験学習プログラムも展開しています。



歴史博物館
(観覧学習「歴史探検」)

【自然史博物館】

小・中・高等学校及び大学と連携して、職場体験や博物館実習などを実施し、博物館業務の体験による児童生徒等の学習支援を行っています。



自然史博物館
(中学生の職場体験)

【土屋文明記念文学館】

小・中・高等学校及び特別支援学校と連携し「小学生の短歌教室」「歌人が学校に！」(全国的に活躍する著名な歌人を県内の学校に派遣し、児童生徒が作った短歌を講評する授業)「群馬県児童生徒短歌展」を実施し、学校の授業を支援しています。



土屋文明記念文学館
(「歌人が学校に！」の様子)

第5 各施策を効果的に推進するための群馬県教育委員会の取組

(1) 群馬県教育委員会の活動の活性化

法律に定められた教育委員会としての責務をしっかりと果たすとともに、総合教育会議をはじめとする知事等との意見交換や、地区別教育行政懇談会、学校訪問等の調査活動を積極的に行い、引き続き教育委員会の活動の活性化に取り組みます。

また、教育行政体制の確立に努め、教育現場の課題に迅速かつ的確に対応していきます。

(2) 広報・広聴の実施

教育施策の実施状況や教育に関する情報について、Web ページや広報紙、報道機関を通じて、適時適切に県民にお知らせします。

また、教育施策に関する県民等からの照会や相談に的確に対応します。

(3) 教育行政の総合的・計画的な推進

本基本計画を実行性あるものとするため、教職員をはじめ、関係機関・団体等に対する周知を徹底します。

また、法律に基づき教育委員会が自ら毎年度実施する点検・評価を本基本計画に沿って行い、その結果を次年度以降の取組に反映させて改善していくことにより、教育行政の総合的・計画的な推進を図ります。

第6 指標一覧

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
基本施策1 時代を切り拓く力の育成				
柱① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する				
(義務) ・小・中学校におけるキャリア教育年間指導計画の作成状況	キャリア教育全体計画を基にした年間指導計画の作成を通して、発達段階に応じたキャリア教育の教科等横断的な充実を図るため	小 47.6% 中 69.3%	小 100% 中 100%	全ての学校で計画的にキャリア教育に取り組むことができるようにする。
(高校) ・公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	インターンシップの推進を通してキャリア教育の充実を図るため。(国立教育政策研究所「インターンシップ実施状況等調査」)	37.9%	60%	平成29年度は前年度比で4.7%増加しているため、同程度の増加を5年間続けることを目標とする。
(特支) ・県立特別支援学校高等部卒業生の一般就労率	社会的自立に繋がる一般就労を推進するため。(文部科学省「学校基本調査」)	31.7%	40%	全国最上位の水準を目標に設定する。
・就労支援員が就業体験先として確保した企業数	多様な就業体験先を確保することで適切なマッチングを図るため。	463件	500件	一般就労する3年生1人当たりが5社程度から体験先を選択できるようにする。
柱② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する				
・尾瀬や芳ヶ平湿地群等、身近な地域の資源を活用した自然環境学習の実施率	尾瀬や芳ヶ平湿地群をはじめ、身近な地域の資源を活用した自然環境学習を実施している学校の割合を増加させるため。	74.7% (H30)	100%	全ての学校で自然環境に係る学習の実施を目指して目標を設定する。
・中学校の歴史的分野の授業において、東国文化副読本を活用した学校の割合	副読本を活用し、郷土学習の充実を図るため。	80.5%	100%	全ての学校現場で活用を図ることを、目指して目標を設定する。
柱③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する				
・公立中学校における英語力がCEFRのA1レベル相当以上の3年生の割合	文部科学省実施の英語教育実施状況調査における英検3級以上(CEFRのA1レベル以上)の数値。	43.3%	50.0%	国がこれまで目指していた英検3級相当以上の生徒の割合であり、平成29年度末時点で未達成の割合でもある。
・公立高校における英語力がCEFRのA2レベル相当以上の3年生の割合 ※同上欄。A2レベルは英検準2級程度以上に相当する。	文部科学省実施の英語教育実施状況調査における英検準2級以上(CEFRのA2レベル以上)の数値。	20.6%	30.0%	H26年度からの5年間で約6%伸びているため、5年間で10%の増加を目標とする。
基本施策2 確かな学力の育成				
柱④ 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学習意欲を高める				
・毎朝、同じくらいの時刻に起きている小・中学生の割合	家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる。	小6 92.7% 中3 93.1%	小6 100% 中3 100%	文部科学省は「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進し、子どもの健やかな成長のための指針としているため。
・公立高校における中途退学率	しっかりとした学習習慣・生活習慣を確立させることは、中途退学を未然に防止することにつながるため。	全日制 0.7% 定時制 11.0%	全日制 0.5% 定時制 9.0%	中途退学の理由のうち、「学校生活・学業不適応」によるものを半減させることを目標として設定する。
・家庭等での学習時間が1日当たり平均1時間以上の小・中学生の割合	家庭学習への取組状況は、自ら学びに向かう学習習慣を客観的に把握する指標となると考えられるため。	小6 66.3% 中3 72.7%	75% 80%	年1%程度の増加を目指して設定する。
・主体的・対話的で深い学びの視点に立った(はばたく群馬の指導プランに基づく)授業改善を実施している小・中学校数	義務教育課が実施する教育課程調査における主体的・対話的で深い学びの視点に立った(はばたく群馬の指導プランに基づく)授業改善を実施している教員の割合が70%以上となっている学校数。	小 292校 (全306校中) (H30) 中 149校 (全161校中) (H30)	小 全校 中 全校	新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善を通じた学力向上に、全ての学校が取り組むことを目標として設定する。

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を実施している県立高校数	高校教育課実施の「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の実施状況調査」における「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を実施している教員の割合」が70%以上となっている学校数。	47校 (全62校中)	全校	現状値を踏まえつつ、新学習指導要領に明記されたことから、全ての学校での実施を目標とする。
柱⑤ 探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育成する				
・理科室で観察や実験をする授業を1クラス当たり週1回以上行った小・中学校の割合	理科室で観察・実験をする割合を高めることで、ものづくりの活動が充実し、学習内容と日常生活や科学技術との関連が図られるようになると考えられるため。	小6 91.6% 中3 94.5%	100% 100%	全ての学校で観察や実験を通して、実感を伴った学習を行うため。
・授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員の割合	児童生徒の情報活用能力を育成するためには、ICTを使った学習活動に繰り返し取り組むことが効果的であり、授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員の育成に努める必要があるため。	76.1%	100%	全ての教員が指導できる体制を目指して設定する。
・インターネット利用時に守るべきルールやマナーを身に付けている小・中学生の割合	守るべきルールやマナーを身に付けることで、トラブルや犯罪被害等を防止し、適切にインターネットの活用ができるようにするため。	小 95.4% 中 96.6%	100%	全ての児童生徒がインターネットを適切に活用することを目標として設定する。
基本施策3 豊かな人間性の育成				
柱⑥ 自他を大切にすることや自己肯定感を育み、規範意識を高める				
・教職員の人権意識を高めるための研修に取り組んだ学校の割合	児童生徒を指導する際には、教職員の高い人権意識が不可欠であるため。	小 97% 中 99% 高 68% 特 80%	100% 100% 100% 100%	全ての学校における研修実施を目指して目標を設定する。
・「児童生徒は、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている」と回答した学校の割合(全国学力・学習状況調査学校質問紙調査「当てはまる」と回答した学校の割合)	言われたからやるのではなく、自ら考え、行動する力を身に付けることが大切なため。	小 88.8% 中 85.1% (H30)	100% 100%	全ての学校で、同回答が得られることを目指して目標値を設定する。
・母校の小学校におけるボランティア活動に参加している高校生の人数	ボランティア活動への参加体験を促進するため、第2期計画から継続して設定し、参加人数を維持する。	241人	280人	おおむね70校から4人程度の生徒が参加することを目標として設定する。
柱⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する				
いじめ問題に関する校内研修会を実施した学校の割合	いじめ問題に対する教員一人一人の意識の差をなくすため。	小 53% 中 55% 高 62% 特 38%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%	法に基づいたいじめの対応について理解を図るため。
・児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした学校の割合	児童生徒の自主的ないじめ防止活動の充実を図るため。	小 95% 中 96%	小 100% 中 100%	オール群馬のいじめ防止活動を全ての学校で推進させるため。
基本施策4 健やかな体の育成				
柱⑧ 児童生徒の体力向上を図る				
・全国実施している新体力テストの自校の結果から明らかになった課題を解決するために、学校全体で具体的な方策を講じている小・中学校の割合	各学校における組織的かつ効果的な体力向上にかかる取組の実施を目指す。	小 91.5% 中 76.1%	小 100% 中 100%	全ての小・中学校において学校全体で具体的な方策を講じるよう目標値を設定する。

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
・運動部活動における外部指導者の活用状況	運動部活動において専門的な知識や技能を有する外部指導者の効果的な活用を目指す。	中 78.5% (512名) 高 65.7% (104名)	中 80.0% (600名) 高 75.0% (150名)	外部指導者を効果的に活用するよう目標値を設定する。
柱⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する				
・朝食を全く食べない小・中学生の割合	家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる。	小6 1.2% 中3 2.1% (H30)	小6 0% 中3 0%	国の「第3次食育推進基本計画」の目標で「朝食を欠食する子どもの割合を0%にする」としているため。
・公立学校における心臓検診の二次検診の受診率	心臓疾患は突然死のおそれがあるため、未受診の解消を目指す指標を設定した。	小 94.93% 中 90.75% 高 88.00%	全校種 100%	未受診の解消を目指す。
・公立学校における腎臓検診の二次検診の受診率	腎臓疾患は将来の重症化に結び付くおそれがあるため、未受診の解消を目指す指標を設定した。	小 82.86% 中 73.72% 高 62.36%	全校種 100%	未受診の解消を目指す。

基本施策5 信頼される学校づくり
柱⑩ 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

(参考指標)		
指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)
・公立特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有状況	特別支援教育の専門性向上に関する参考指標とする。	66.8% (人数 919名)
・県内学校における時間外勤務の縮減	教職員の多忙化解消に関する参考指標とする。 1か月の時間外勤務が ①45時間超の教職員 ②80時間超の教職員	①小 61.0% 中 82.0% 高 44.3% 特支 17.3% ②小 13.5% 中 54.2% 高 16.8% 特支 1.3% (H30)

柱⑪ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する				
・特別支援学校の居住地校交流の実施率	地域での積極的な交流を通じて相互の理解を深めるため。	小学部 29.1% 中学部 16.3%	小学部 35% 中学部 20%	年1%程度の増加を目指して設定する。
・小学校、中学校、高等学校等からの特別支援学校または教育事務所専門相談員への相談件数	特別支援学校や教育事務所の相談機能を表す指標として選定した。	新規 5,159件 継続 9,368件	新規 5,000件 継続 6,000件	相談機能向上による解決により、継続相談件数を年500件程度減らす一方、新規相談は現状を維持する。

柱⑫ 特色ある学校づくりを推進する				
・年間の学習計画に地域の教育力を生かした学習を位置付けている小・中学校の割合	学習指導要領(平成29年3月改訂)が示す「教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくこと」を表す指標として選定した。	90.4%	100%	学校の教育課程を新学習指導要領に合わせて再構築するためには家庭・地域との連携は必要不可欠であるため。

基本施策6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成				
柱⑬ 安全・安心な教育環境を確保する				

・県立学校施設の長寿命化を図るため大規模改修工事を実施した棟数	・県立学校施設に係る教育環境の質的改善、ライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を図るため。	3棟 (H30)	45棟 (2019～2023の累計)	一定規模(1,000㎡)以上の重要度が高い管理棟・教室棟・体育館を対象に計画的に大規模改修を進める。(9棟/年×5年)
・日本語指導が必要な児童生徒に対して、指導についての計画を個別に作成するなどの取組を行っている学校の割合	・小学校学習指導要領(平成29年3月改訂)において、「教師間の連携に努め、指導について計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めることとする(第1章第4の2の(2)のイ)」と示された。	小 52.9% 中 55.2%	小 70% 中 70%	個々の児童生徒に応じて学校全体で組織的・計画的な指導を推進するため、H29年度値から年3%増加を目指す。

(参考指標)		
指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)
(参考指標) ・スクールソーシャルワーカー (SSW)の配置状況	教育と福祉が連携した支援体制の参考指標とする。	巡回型SSWと派遣型SSWにより全県をカバー 巡回型SSW: 指定中学校区を定期的に巡回(36中学校区)(H30) 派遣型SSW: 全県の学校からの要請に応じて派遣。

指標名	定義・選定理由	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	目標値の根拠
柱⑭ 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進する				
・児童生徒等の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や会議を開催している学校	地域ごとの課題解決を図るため、協力的体制整備を進める。	84.5% (H28)	100%	地域によって課題が異なるため、それぞれの地域、学校にあった協力的体制が必要であることから全校での実施を目指す。
・避難訓練の実施に際して、「自分自身が主体的に行動する態度」の重要性について指導した学校の割合	児童生徒が自ら状況を判断し、最善を尽くす自助を身に付けさせる。	96.4% (H28)	100%	避難訓練は消防法で実施が義務づけられているため、全ての学校でより実践的な取組を進めることを目指す。
・児童生徒を対象とした防犯教室を実施している小・中学校の割合	不審者の侵入・盗難等の防止に必要な対策を実施する。	91.9% (H28)	100%	全ての学校で児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるため。
・児童生徒等の自転車事故発生人数	自ら交通マナーを実施し、交通ルールを遵守する意識や態度を育成する交通安全教育を推進する。	1,371人	1,000人以下	群馬県交通安全教育アクション・プログラムにおいてH26を基準とし、H32までに中学生20%、高校生30%削減としているため、H29の事故数から全体で30%削減を目標とする。
基本施策7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進				
柱⑮ 幼児期の教育の充実を図る				
・小学校教育との円滑な接続を図るために、保育者と小学校教員が連携を図っている保育所、認定こども園、幼稚園の割合	子どもの発達と学びの連続性を確保するために、小学校教育との円滑な接続を図る必要があるため。	65%	80%	各研修等で、小学校教育との円滑な接続のための具体的な手立てを示し、15%の増加を目標とする。
柱⑯ 家庭教育支援を推進する				
・親への学びの場を提供している団体数	地域に根ざした家庭教育支援が実施されている指標である。	64団体	103団体	年間10%増加×5年間として設定する。
柱⑰ 学校と地域の連携の協働を推進する				
地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動が行われている小・中学校の割合	学校を核とした地域づくりを推進するために、学校と地域の連携・協働による活動を充実させる必要があるため。	63.7%	90%	現状値に対して、年8%の増加を目標とする。
基本施策8 生涯学習社会の構築				
柱⑱ 生涯にわたる多様な学びを推進する				
・「まなびねっとぐんま」トップページのアクセス件数	多様な学習機会の情報提供指標として選定する。	58,798件	73,800件	毎年2,500件の増加を目標として設定する。
・昆虫の森、天文台の入場者数(2所の合計)	自然体験活動への参加促進を図るため、事業の質的向上に努める。	145,110人 (H27~H29の 平均値)	148,000人	現状値に対して、年2%の入場者数増加を目標とする。
・県立図書館におけるレファレンスサービス件数(事柄や事実調査、文献調査等の専門的情報提供サービスの件数。利用相談(書架案内や所蔵調査)は除く。)	県内公立図書館の中核館として、高度なレファレンスサービスの機能を充実させていく必要がある。	6,867件	7,700件	現状値に対して、年2%の増加を目標とする。
柱⑲ 社会教育を推進する				
・「青少年ボランティア養成事業」に係る事業への参加者数(県立青少年自然の家3施設+青少年会館の合計)	青少年の社会性、規範意識を育むため、ボランティア養成事業を充実させていく必要がある。	584人	650人	参加者数は、この3年間減少傾向にあるが、回復を図りたい。

Ⅲ 資料編

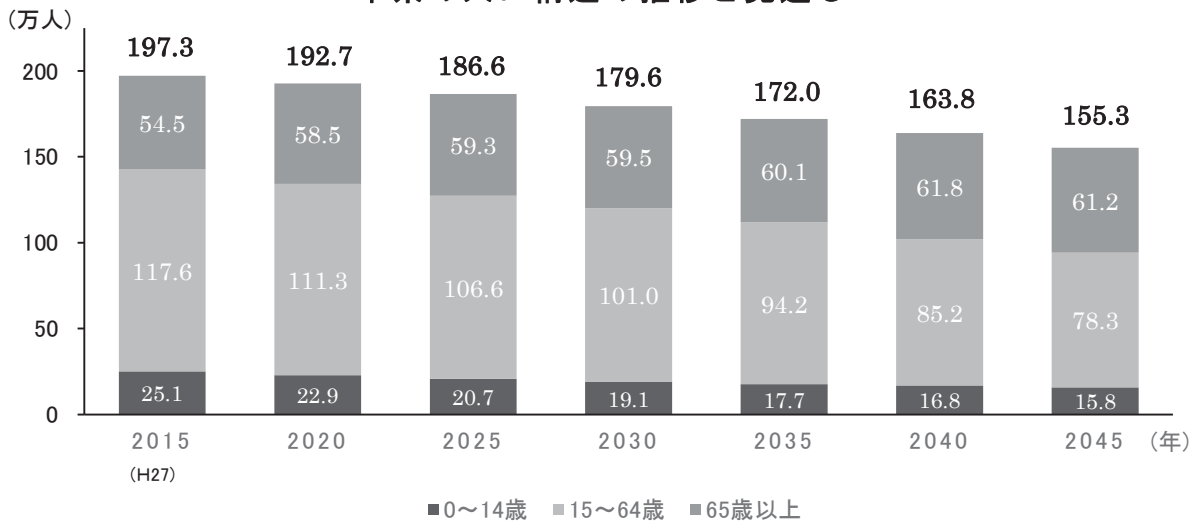
第1 人口の動向

1 年齢別人口の動向

本県人口は、2004(平成16)年をピークに減少に転じ、2012(平成24)年以降は200万人を下回り、今後も人口は減少傾向にあります。

年齢別の内訳では、年少人口及び生産年齢人口が人数及び人口に占める割合とも減少していくのに対して、老年人口は人数及び割合とも増加することが見込まれています。

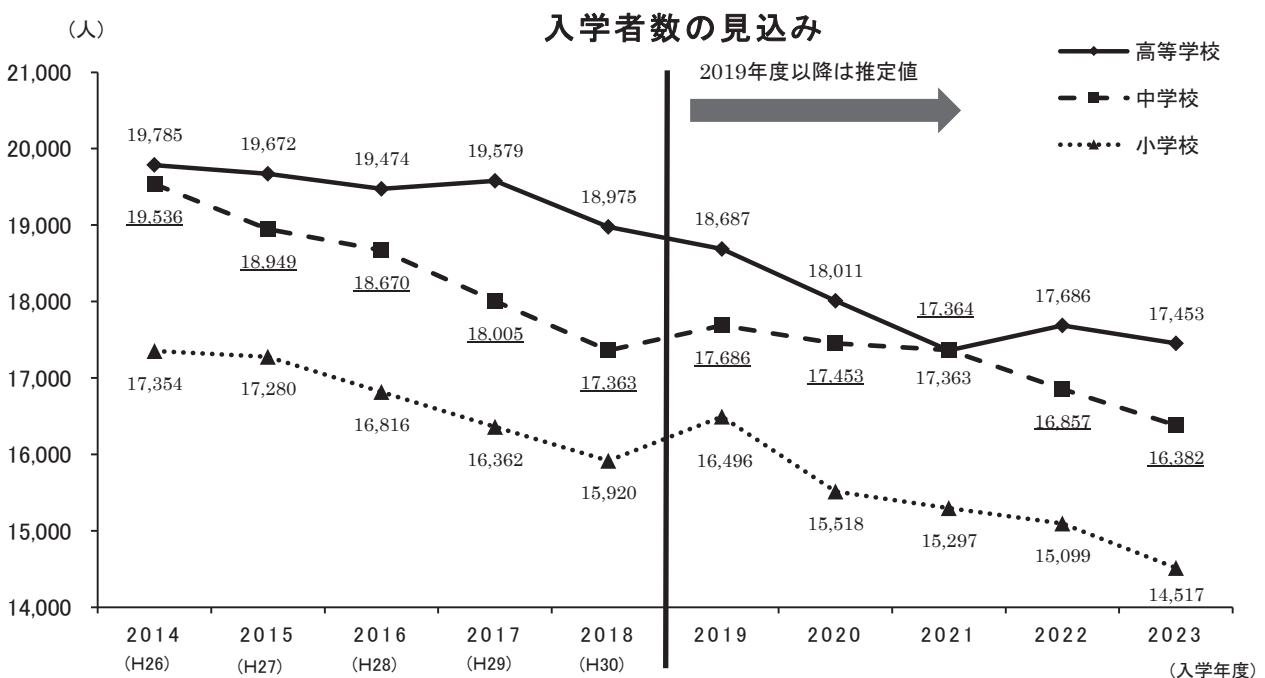
本県の人口構造の推移と見通し



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

2 小・中・高等学校の児童生徒数の動向

第2期計画の期間中(2014～2018(平成26～平成30)年)は、小学校の児童数が大きく減少し、学校の統廃合も行われました。第3期計画期間においても、小学校の児童数の減少が続くとともに、中学校の生徒数が大きく減少していきます。



* 特別支援学校及び中等教育学校の児童生徒数を含む。
 * 平成31年以降は平成30年度学校基本調査及び義務教育就学前幼児数調査の本年度在籍児童生徒数による推定値。
 * この表における高等学校入学者数は、中学校(中等教育学校前期課程、特別支援学校小・中学部)卒業見込者数を使用。

学校数及び在学者数の変化

区分	平成 25 年5月		平成 30 年5月	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数
幼稚園	207 園(国 1・公 83・私 123)	21,502 人	155 園(国 1・公 71・私 83)	12,652 人
小学校	327 校(国 1・公 325・私 1)	109,718 人	312 校(国 1・公 308・私 3)	100,922 人
中学校	176 校(国 1・公 169・私 6)	57,732 人	168 校(国 1・公 161・私 6)	52,809 人
特別支援学校	29 校(国 1・公 27・私 1)	2,121 人	28 校(国 1・公 26・私 1)	2,289 人
中等教育学校	2 校(公 2)	1,387 人	2 校(公 2)	1,508 人
高等学校	82 校(公 69・私 13)	53,331 人	79 校(公 66、私 13)	52,160 人
専修学校	69 校(公 3・私 66)	10,181 人	69 校(公 3・私 66)	10,100 人
工業高専	1 校(国 1)	1,108 人	1 校(国 1)	1,076 人
短期大学(部)	9 校(私 9)	2,061 人	8 校(私 8)	1,988 人
大学	13 校(国 1・公 4・私 8)	29,233 人	14 校(国 1・公 4・私 9)	33,730 人

※学校数は、分校を含む。高校は全日制及び定時制課程

学校基本調査(文部科学省)

第 2 公立学校の環境整備の状況

1 耐震化の状況

本県の公立学校施設の耐震化については、平成 29 年度末までに、ほとんどの学校施設の耐震化が完了しています。

また、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、各設置者が計画的に撤去等の対策を講じています。

(1) 校舎等の耐震化の状況 (対象：非木造で 2 階建以上又は延床面積 200 m²超の建物)

	左列：耐震化率(%) 右列：今後耐震化が必要な建物(棟)					
	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
公立幼稚園	92.7	6	94.8	4	94.8	4
公立小・中学校	99.0	18	99.7	5	99.9	2
公立高等学校	99.9	1	99.9	1	99.9	1
公立特別支援学校	100.0	0	100.0	0	100.0	0
県 計	99.2	25	99.7	10	99.8	7
うち県立学校	100.0	0	100.0	0	100.0	0

(2) 屋内運動場等におけるつり天井の設置状況等について

	全棟数	うち、つり天井を有する棟のうち対策未実施の棟	
		棟数(棟)	割合(%)
公立小・中学校	538	24	4.5
公立高等学校	156	2	1.3
公立特別支援学校	28	1	3.6
県 計	722	27	3.7
うち県立学校	166	0	0.0

公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査(文部科学省、平成 30 年 4 月 1 日現在)

2 空調（冷房）設備の設置状況

厳しい暑さに対応し、安全な学習環境を確保するため、各学校設置者が地域の実情に応じて、空調設備の設置を進めています。

(1) 普通教室（幼稚園は保育室）

(単位：室、%)

	平成 26 年4月1日			平成 30 年9月1日		
	保有室数	設置室数	設置率	保有室数	設置室数	設置率
公立幼稚園	344	204	59.3	304	271	89.1
公立小・中学校	6,552	3,776	57.6	6,303	5,786	91.8
公立高等学校	1,083	560	51.7	1,055	1,055	100.0
公立特別支援学校	546	424	77.7	601	601	100.0
県 計	8,525	4,964	58.2	8,263	7,713	93.3
うち県立学校	1,445	819	56.7	1,482	1,482	100.0

公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況調査（文部科学省）

(2) 特別教室（幼稚園は保育室以外の諸室）

(単位：室、%)

	平成 26 年4月1日			平成 30 年9月1日		
	保有室数	設置室数	設置率	保有室数	設置室数	設置率
公立幼稚園	219	119	54.3	185	105	56.8
公立小・中学校	8,263	2,451	29.7	7,626	3,316	43.5
公立高等学校	2,307	859	37.2	2,034	738	36.3
公立特別支援学校	359	249	69.4	371	352	94.9
県 計	11,148	3,678	33.0	10,216	4,511	44.2
うち県立学校	2,387	894	37.5	2,127	867	40.8

公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況調査（文部科学省）

(3) 体育館等（アリーナ、武道場、剣道場等）

(単位：室、%)

	平成 30 年9月1日		
	保有室数	設置室数	設置率
公立小・中学校	591	4	0.7
公立高等学校	160	1	0.6
公立特別支援学校	23	4	17.4
県 計	774	9	1.2
うち県立学校	168	4	2.4

公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況調査（文部科学省）

3 ブロック塀等の安全点検等の状況

安全対策が必要な塀のうち、建築基準法で定められた高さを超過しているもの、通学路に面しているもの、特別支援学校及び避難所に指定された学校に設置されているものなど早急に対応が必要なものについては、優先的に安全対策を講じています。

	ブロック塀等を有する学校数	ブロック塀等の全長(m)	外観に基づく安全点検					点検を踏まえた安全対策	
			外観に基づく安全点検が完了している学校数	点検結果				応急対策が完了している学校数	安全上対策が必要なブロック塀等の全長(m)
				高さ・控え壁等について問題がある学校数	うち、高さについて問題がある学校数	劣化・損傷がある学校数	安全性に問題があるブロック塀等があった学校数		
公立幼稚園	19	1,295	19	14	5	5	14	14	723
公立小学校	178	28,909	178	144	71	77	150	150	17,805
公立中学校	75	12,968	75	47	27	25	52	52	6,490
公立高等学校	52	14,648	52	51	34	44	51	51	13,812
公立中等教育学校	1	222	1	1	1	1	1	1	222
公立特別支援学校	12	2,551	12	12	5	11	12	12	2,526
県計	337	60,593	337	269	143	163	280	280	41,578
うち県立学校	61	16,677	61	60	36	53	60	60	15,841

学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査（文部科学省、平成30年7月27日）

（県立学校については、平成30年8月6日時点）

第3 グローバル化の状況

1 県内企業の海外進出の状況

本県に本社を置く企業においても、様々な業種で中国を中心に海外に進出している状況が見られます。

国別事業所数一覧

	国名	事業所数	構成比(%)
1	中国	256	41
	タイ	63	10.1
3	ベトナム	41	6.6
4	フィリピン	36	5.8
5	インドネシア	31	5
6	韓国	18	2.9
7	マレーシア	14	2.2
8	インド	14	2.2
9	シンガポール	10	1.6
10	台湾	7	1.1
11	モンゴル	4	0.6
12	ミャンマー	2	0.3
13	カンボジア	1	0.2
14	パキスタン	1	0.2
15	バングラデシュ	1	0.2
	アジア計	499	80
16	オーストラリア	2	0.3
	大洋州計	2	0.3
17	アメリカ	57	9.1
18	カナダ	1	0.2
	北米計	58	9.3

	国名	事業所数	構成比(%)
19	ドイツ	8	1.3
20	フランス	6	1
21	イギリス	5	0.8
22	イタリア	5	0.8
23	ハンガリー	3	0.5
24	ポーランド	3	0.5
25	チェコ	2	0.3
26	ベルギー	2	0.3
27	スペイン	2	0.3
28	ロシア	1	0.2
29	オランダ	1	0.2
30	スウェーデン	1	0.2
31	リトアニア	1	0.2
	ヨーロッパ計	40	6.4
32	メキシコ	14	2.2
33	ブラジル	4	0.6
34	ペルー	1	0.2
	中南米計	19	3
35	アラブ首長	2	0.3
36	イラン	1	0.2
37	トルコ	1	0.2
	中東計	4	0.6
38	ナイジェリア	1	0.2
39	モロッコ	1	0.2
	アフリカ計	2	0.3
	総計	624	100

平成30年3月 群馬県産業経済部調査

2 県内の外国人住民数の状況

県内の外国人住民数は、平成29年12月末には過去最多の人数となり、県人口の約2.7%を占めています。

- ・外国人住民数 53,510人
- ・国数 109カ国

順位	国名	県内住民数
1	ブラジル	11,786人
2	フィリピン	7,753人
3	中国	7,459人
4	ベトナム	7,017人
5	ペルー	4,490人

平成29年12月 群馬県生活・文化スポーツ部調査

第4 文化財の状況

1 群馬県内の指定文化財一覧

県内では古代東国文化に着目し、歴史的価値ある文化財の活用に取り組んでおり、郷土群馬の歴史や文化への興味関心が高まっています。

(点)

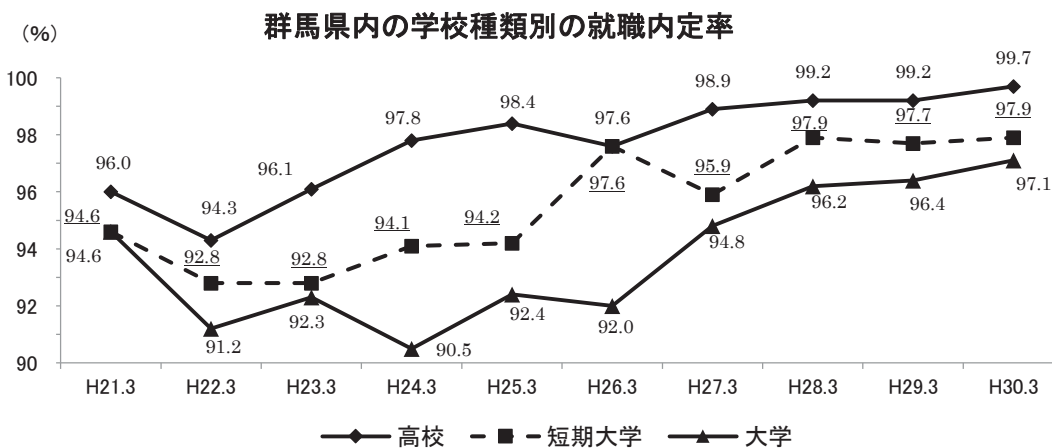
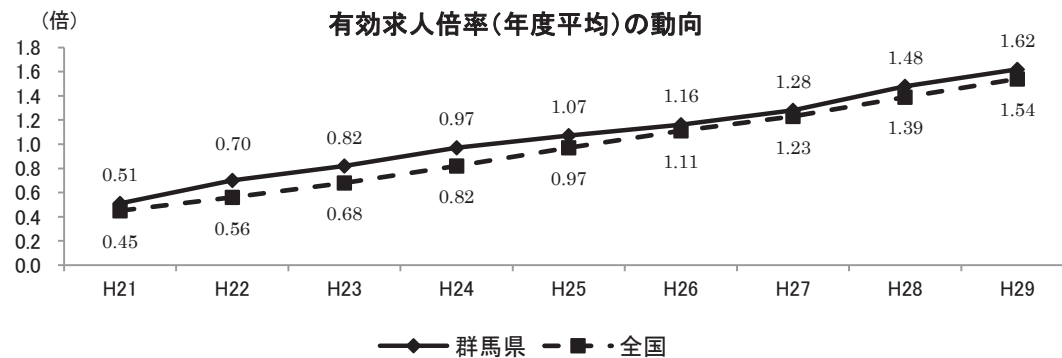
種別		国	県	計
重要文化財		59	214	273
重要無形文化財		1	0	1
民俗文化財	重要有形民俗文化財	3	7	10
	重要無形民俗文化財	4	20	24
記念物	史跡	50	87	137
	名勝	7	2	9
	天然記念物	19	98	117
重要伝統的建造物群保存地区		2		2
重要文化的景観		1		1
文化財の保存技術		0	1	1
登録有形民俗文化財		2		2
登録有形文化財(建造物)		334		334
選択文化財	無形民俗文化財	10	1	11
	無形文化財	1	0	1
計		493	430	923

平成30年11月1日現在

第5 経済の状況

1 雇用情勢

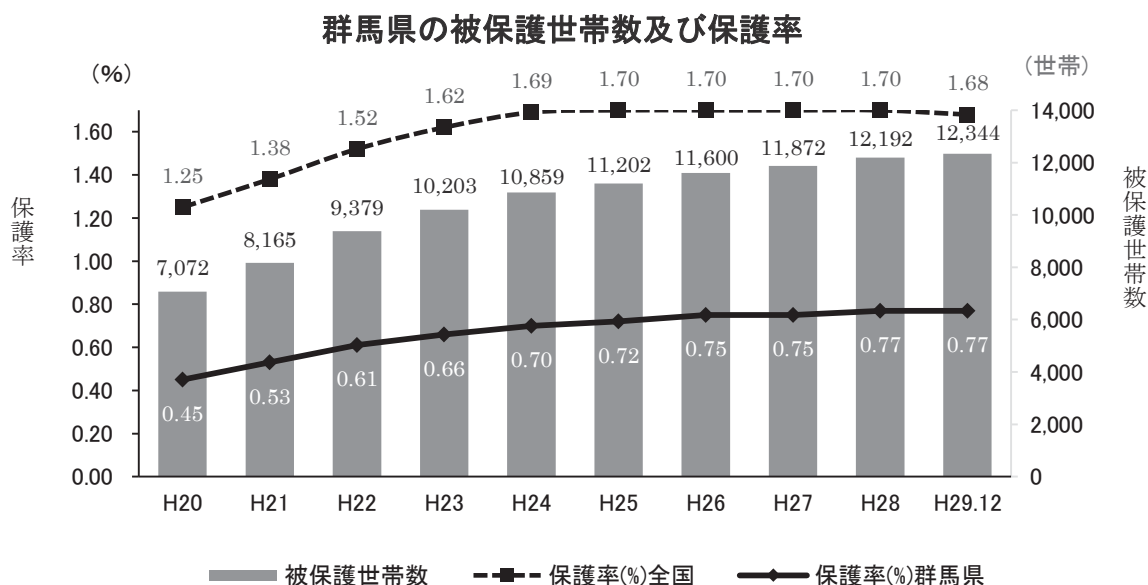
県内経済の回復により雇用情勢も改善傾向で推移しており、特にここ数年は好調な景気状況を受け、企業の採用意欲も旺盛ですが、業種や職種により人手不足感が高まっています。



群馬労働局

2 生活保護世帯数の状況

本県の保護率は、全国的には低い方から7番目の水準ですが、被保護世帯数は増加の傾向が続いています。



3 高校生等への就学支援金の支給及び奨学のための給付金給付実績

平成26年度から、国公立の高等学校等に在学し、所得要件等を満たす世帯の生徒に対して、授業料相当額を国が就学支援金として支給し、授業料の負担軽減を図っています。

また、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、高等学校等に在学する生活保護世帯や住民税所得割非課税世帯の生徒の保護者等に対し、国及び都道府県が奨学のための給付金を給付しています。

就学支援金（公立分）支給実績

	受給者数(A)	対象生徒数(B) ※	支給割合(A/B)
平成26年度	12,050人	14,281人	84.4%
平成27年度	24,046人	27,934人	86.1%
平成28年度	35,928人	41,558人	86.5%
平成29年度	36,125人	41,812人	86.4%

※対象生徒数は、県内公立高等学校の生徒数

奨学のための給付金（国公立分）給付実績

	受給者数(A) ※1	対象生徒数(B) ※2	支給割合(A/B)
平成26年度	1,802人	14,491	12.4%
平成27年度	3,571人	28,353	12.6%
平成28年度	5,249人	42,188	12.4%
平成29年度	5,255人	42,438	12.4%

※1 受給者数には、保護者が群馬県に在住する県外高校等在籍者を含む

※2 対象生徒数は、就学支援金（公立分）の対象生徒数と群馬工業高等専門学校の生徒数とを合計した人数

第6 児童生徒や教員の状況

1 学力等の状況

(1) 公立小・中学校

ア 学力の状況

全国学力・学習状況調査の結果は、平成30年度もこれまでと同様の傾向を示しています。

小学校においては、国語の「知識」「活用」及び理科は、全国平均と同程度です。また、算数の「知識」「活用」は、全国平均を下回っています。

中学校においては、全ての教科で、全国平均を上回っています。また、本調査の対象となった中学校3年生は、平成27年度の小学校6年生ですが、小学校6年当時と比較し、今回の調査では全体的に学力が伸びています。

平成30年度 全国学力・学習状況調査の平均正答率（％）

<小学6年生>

教科		年度	H28	H29	H30
国語	A 知識	本県	71.7	75	71
		全国	72.9	74.8	70.7
	B 活用	本県	56.5	57	54
		全国	57.8	57.5	54.7
算数	A 知識	本県	77.9	78	62
		全国	77.6	78.6	63.5
	B 活用	本県	45.9	44	50
		全国	47.2	45.9	51.5
理科	A 知識・ B 活用	本県			61
	全国			60.3	

<中学3年生>

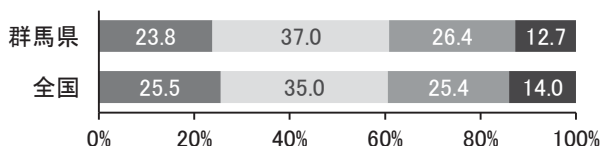
教科		年度	H28	H29	H30
国語	A 知識	本県	77.4	79	77
		全国	75.6	77.4	76.1
	B 活用	本県	69.3	75	63
		全国	66.5	72.2	61.2
数学	A 知識	本県	63.0	65	67
		全国	62.2	64.6	66.1
	B 活用	本県	45.6	50	48
		全国	44.1	48.1	46.9
理科	A 知識・ B 活用	本県			69
	全国			66.1	

イ 学習意欲の状況

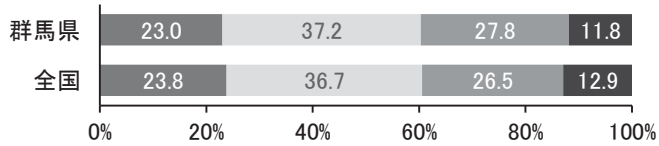
本県の児童生徒の学習意欲の状況は、国語・算数の勉強が好きな児童生徒の割合は全国と同程度ですが、数学・理科の勉強が好きな児童生徒の割合は全国を上回っています。

国語の勉強は好きですか

<小学6年生>

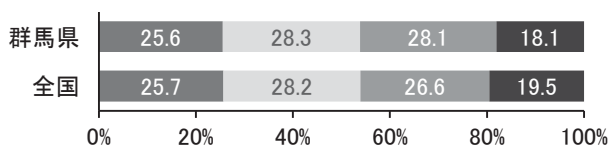


<中学3年生>

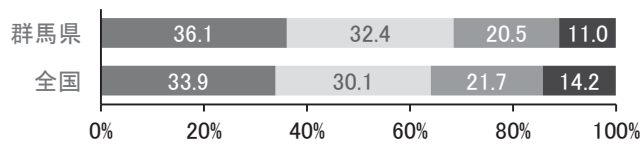


算数・数学の勉強は好きですか

<小学6年生>



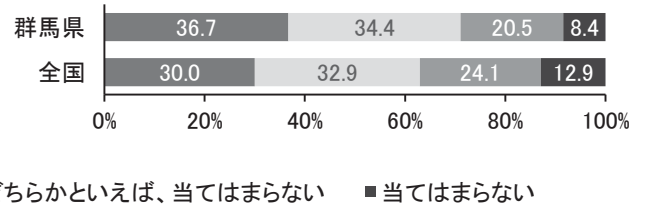
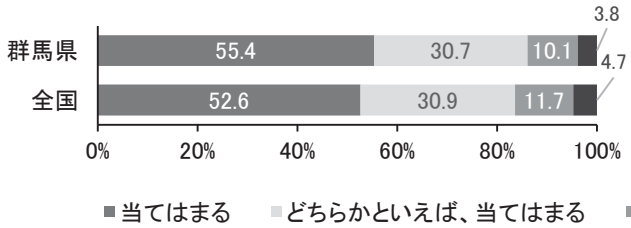
<中学3年生>



理科の勉強は好きですか

<小学6年生>

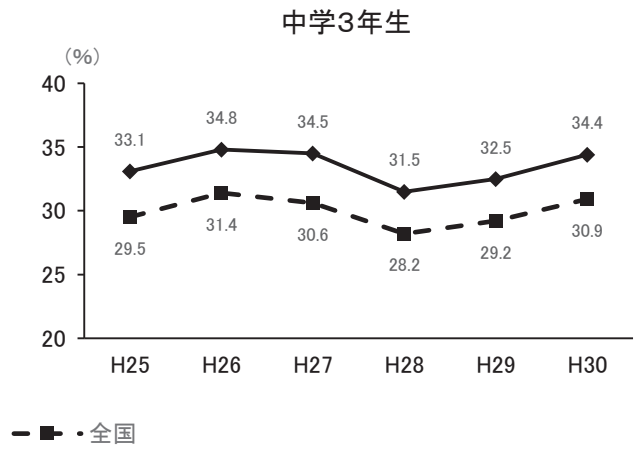
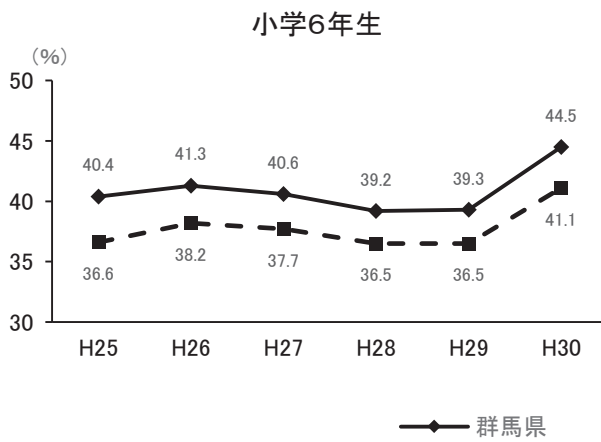
<中学3年生>



平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

ウ 読書の状況

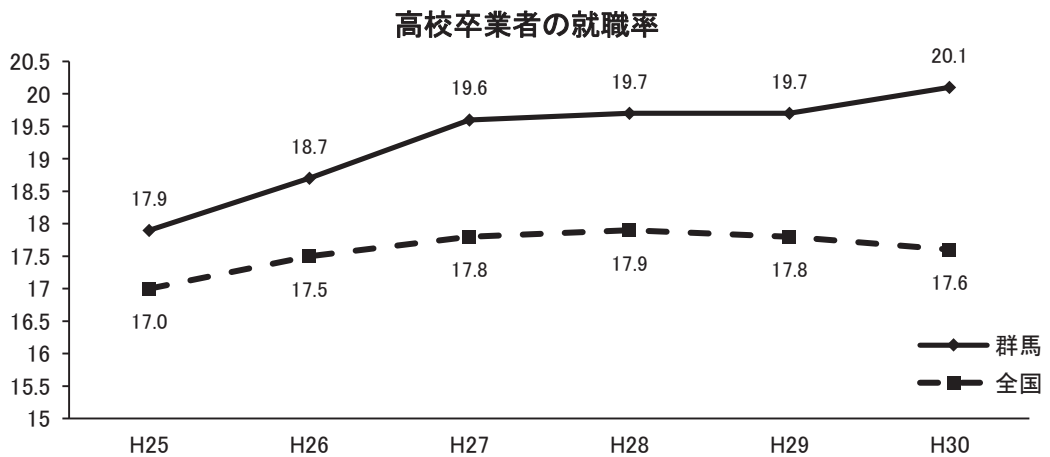
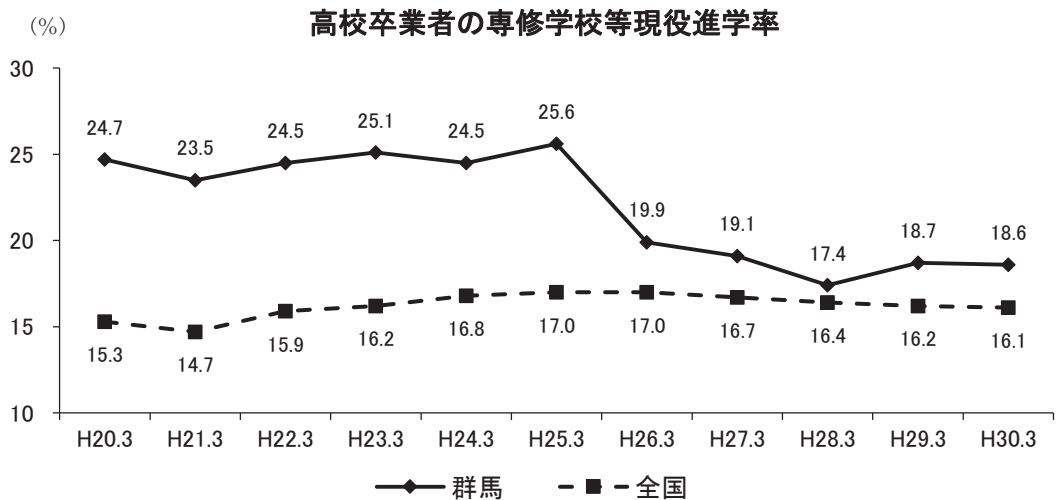
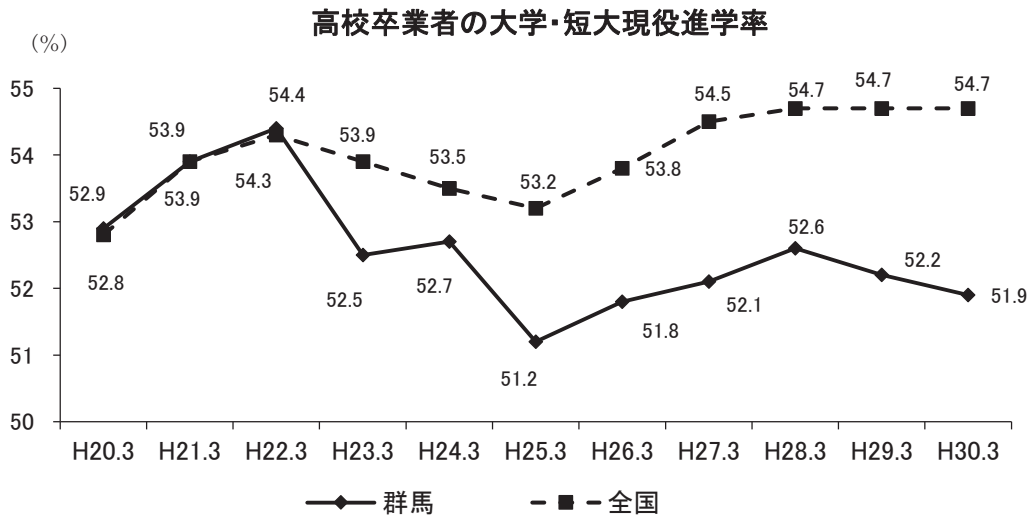
1日当たり30分以上の読書をしている小・中学生の割合は、減少傾向にありましたが、平成30年度は増加しました。



平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

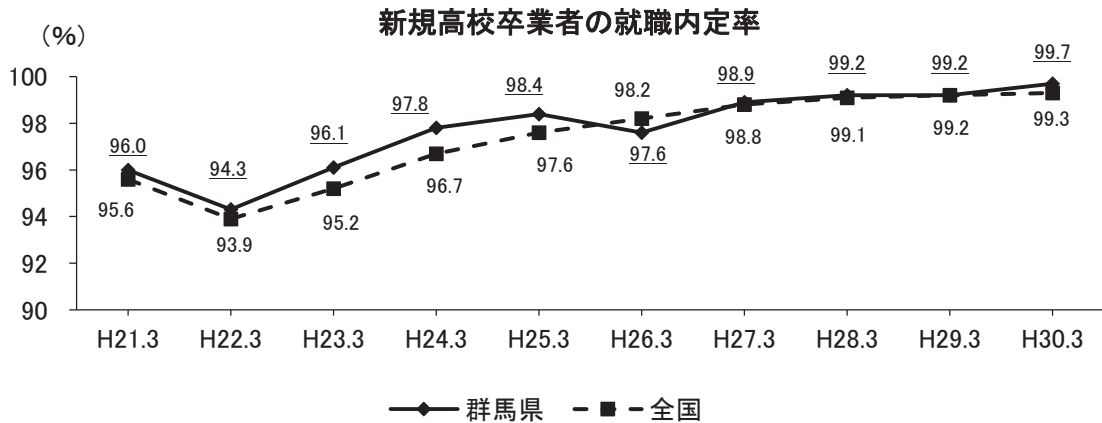
(2) 高等学校
ア 進路の状況

高校卒業者の大学・短大への現役進学率は平成22年度末（平成23年3月）から全国平均を下回っています。また、専修学校等への進学率及び就職率は全国平均を上回っています。



イ 就職の状況

本県における新規高校卒業者の求職者に対する内定率は、平成22年度末（平成23年3月）から上昇傾向にあり、平成29年度末（平成30年3月）には、平成9年3月以降、最も高い水準となりました。



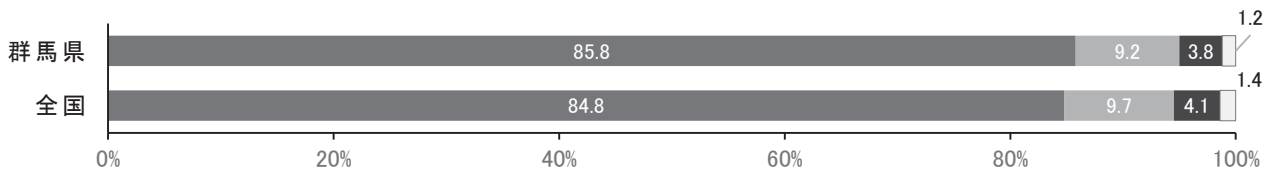
2 生活習慣・生活規律の状況

(1) 朝食の習慣

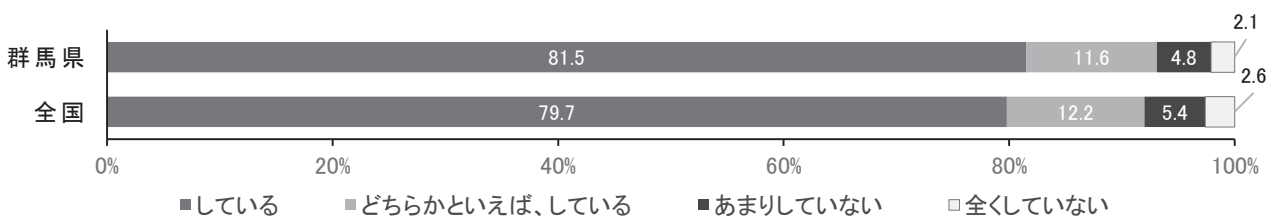
本県の児童生徒の朝食を食べている割合は、引き続き全国平均を上回っていますが、朝食を全く食べない児童生徒の割合は増加傾向にあります。

朝食を毎日食べていますか

<小学6年生>

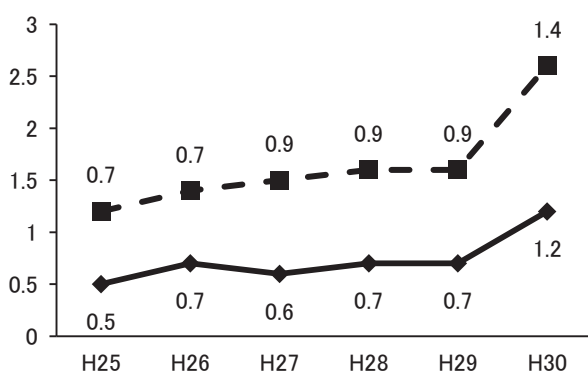


<中学3年生>

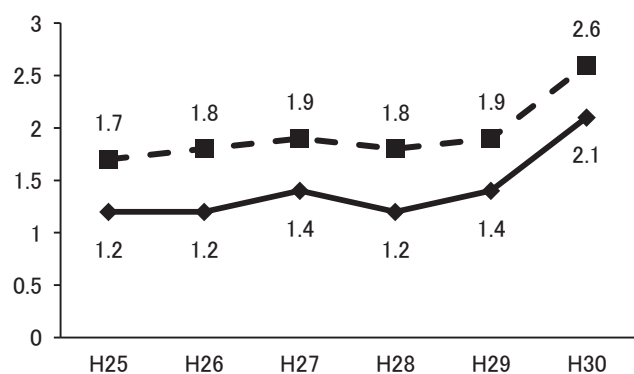


朝食を全く食べない児童生徒の割合

<小学6年生>



<中学3年生>



◆ 群馬県 -■- 全国

全国学力・学習状況調査（文部科学省）

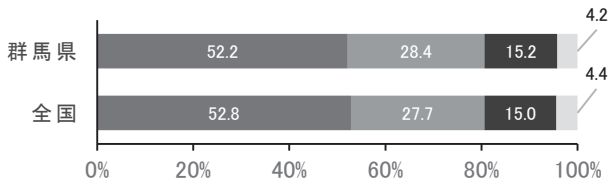
(2) 家庭でのコミュニケーション

本県の「家の人と学校での出来事について話をしている」児童生徒の割合は、増加しており、全国平均を上回っています。また、本県、全国平均ともに中学校へ上がると、家庭でコミュニケーションを取る割合が低くなる傾向にあります。

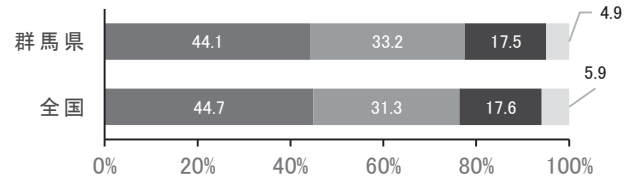
なお、平成30年度全国学力・学習状況調査の結果では、家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の方が、正答率が高い傾向が見られます。

家の人（兄弟姉妹を除く）と学校での出来事について、話をしますか

<小6>



<中3>



■ 話をしている ■ どちらかといえばしている ■ あまりしていない ■ 全くしていない

平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

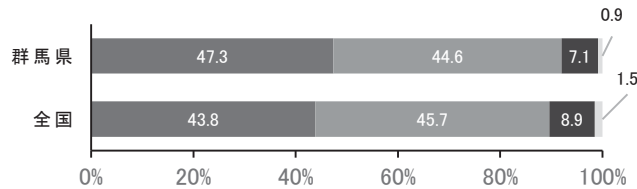
(3) マナーやルールを守る意識

本県の児童生徒のきまり・規則を守る割合は、引き続き全国平均を上回っています。

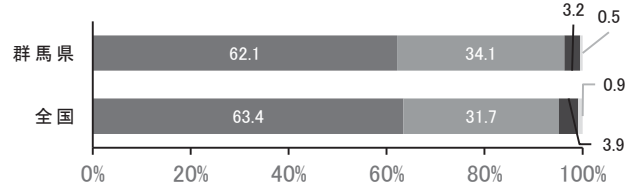
なお、本県、全国平均ともに小学校よりも中学校の方が「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答している児童生徒の割合が多い傾向があります。

学校のきまり・規則を守っていますか

<小6>



<中3>



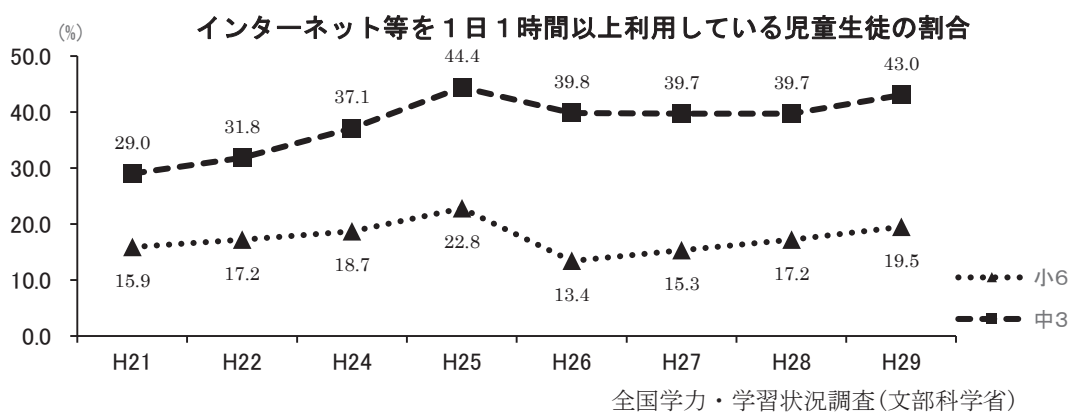
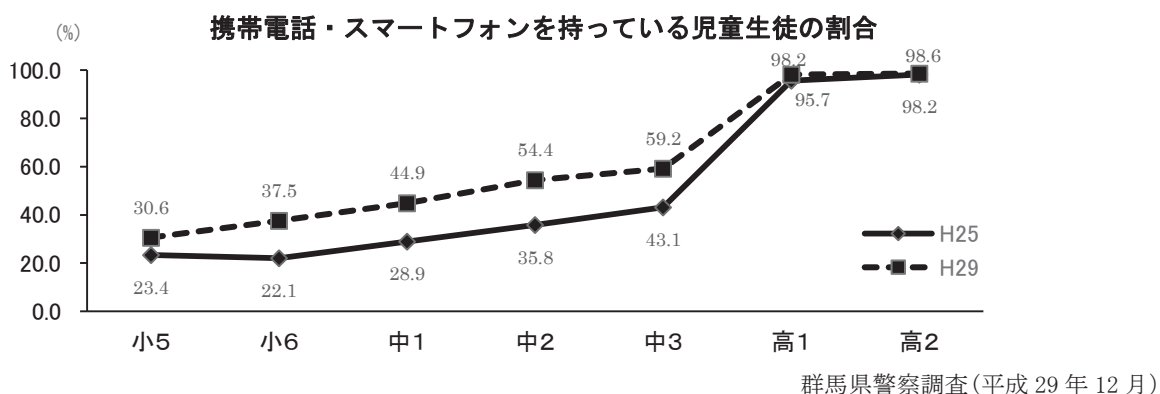
■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない

平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(4) 児童生徒の携帯電話・インターネット利用の状況

携帯電話・スマートフォンを持っている児童生徒の割合について、平成29年度は平成25年度に比べ、小学5年生から高校2年生までの全学年で所持率が高くなっています。

また、インターネット等を1日1時間以上利用している児童生徒の割合について、平成21年度と平成29年度を比較すると、小学生は約1.2倍、中学生は約1.5倍に増加しています。



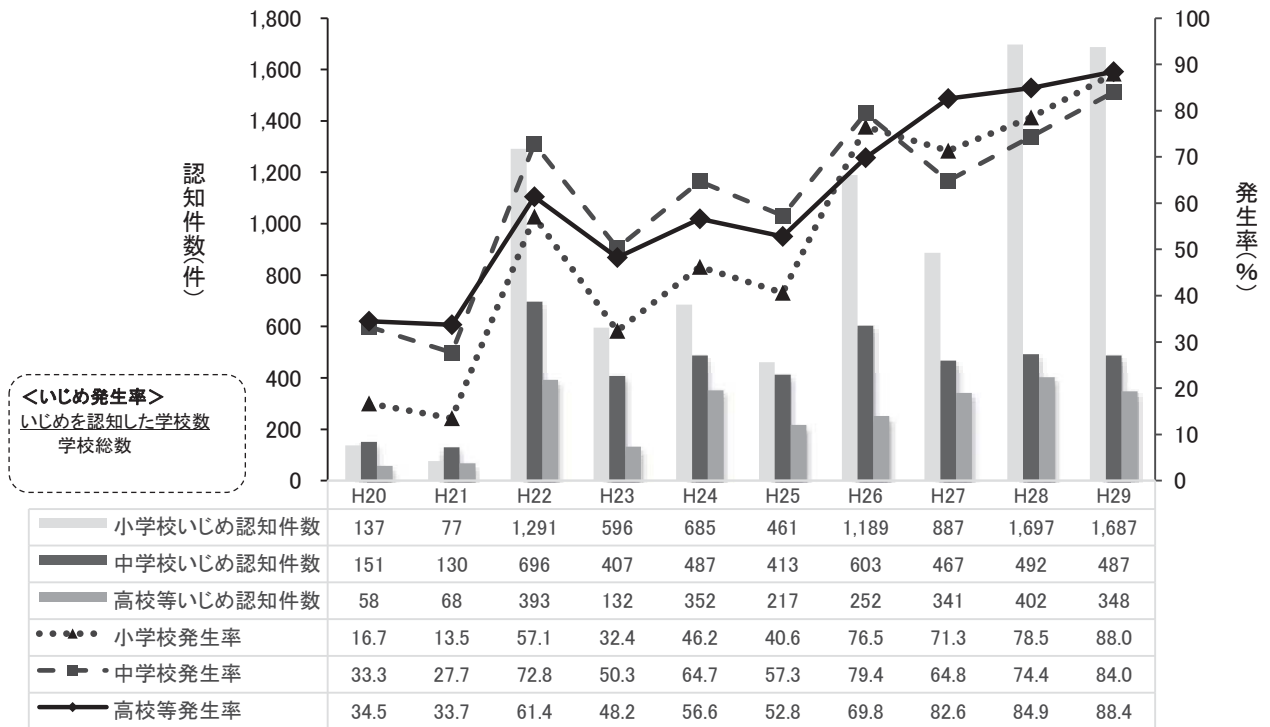
※設問文については、以下のとおり年度毎に異なる。

- ・H21～H22：「1日当たりどれくらいの時間、インターネットをしますか」
- ・H24：「1日当たりどれくらいの時間、インターネット(携帯電話を使ったインターネット含む)をしますか」
- ・H25：「1日当たりどれくらいの時間、インターネット(携帯電話やスマートフォンを使う場合含む)をしますか」
- ・H26～H29：「1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンを使って通話やメール、インターネットをしますか(携帯電話やスマートフォンを使ってゲームをする時間は除く)」

(5) いじめの状況

平成25年10月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義が示されたことや、いじめ防止に対する意識向上が進んだこと等により、公立学校におけるいじめの認知件数及びいじめを認知した学校数（発生率）は、おおむね増加傾向にあります。

群馬県におけるいじめの認知件数の推移（公立）

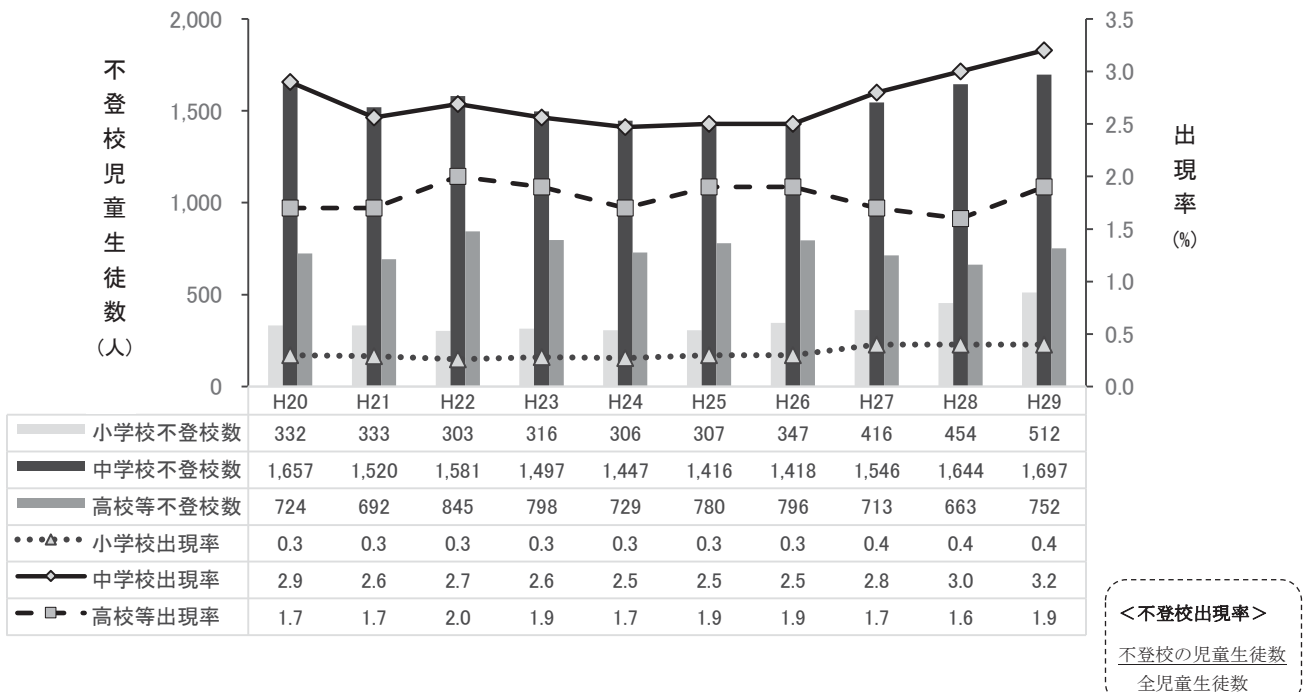


児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

(6) 不登校の状況

不登校の出現率は小学校と高校等において、おおむね横ばい、中学校においては増加傾向にあります。

群馬県における児童生徒の不登校の推移（公立）

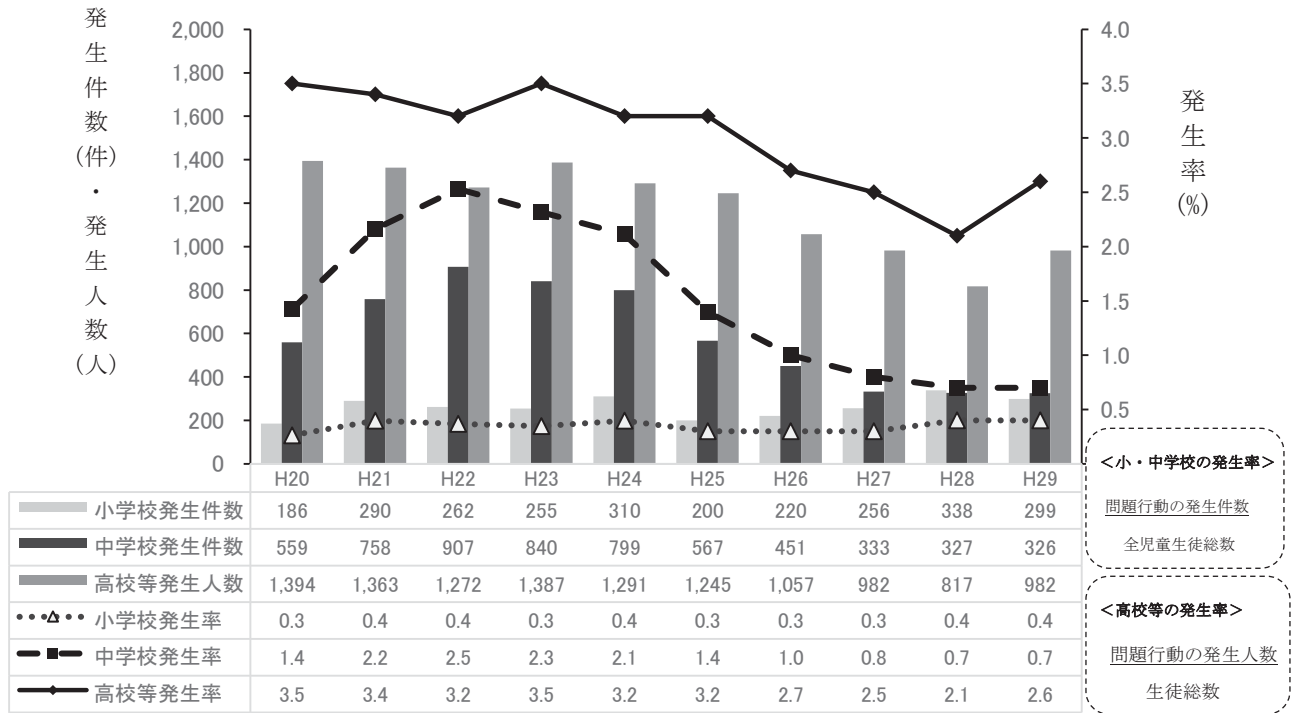


児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

(7) 問題行動の状況

児童生徒の問題行動は、中学校及び高校等において、おおむね減少傾向にあります。特に、中学校については、発生率・発生件数ともにピークの平成23年度（2.5%・840件）と比較すると、平成29年度は0.7%・326件であり、半数以下となっています。

群馬県における児童生徒の問題行動の推移(公立)



※高校は全日制のみの数値。「問題行動」とは、万引・窃盗、喫煙、飲酒、生徒間暴力、暴行傷害、家出、夜遊び、校則違反、交通違反等。

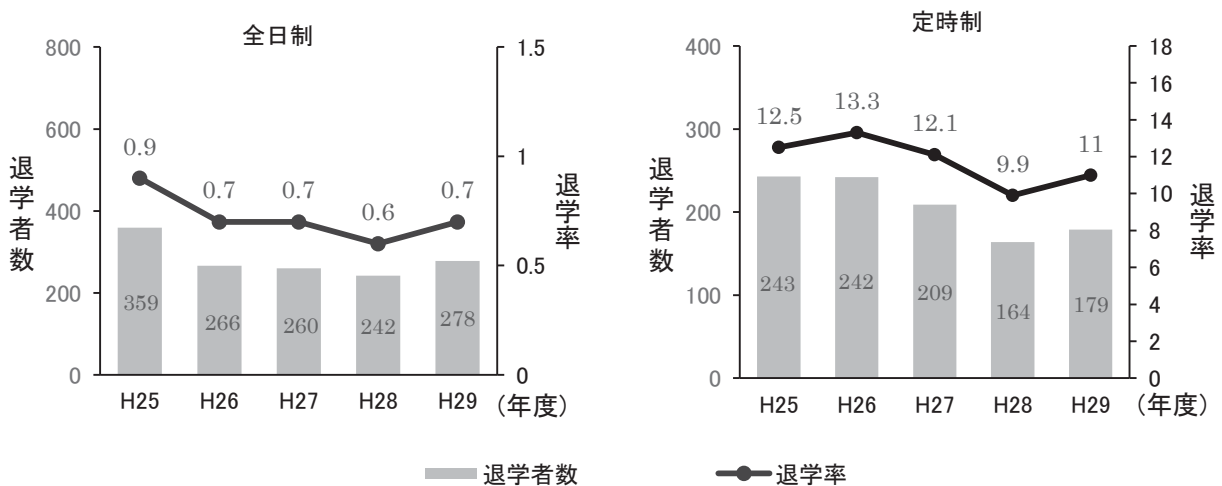
小・中学校：児童生徒の問題行動等に関する月例報告(群馬県教育委員会)

高校等：生徒動向等調査(群馬県教育委員会)

(8) 中途退学者の状況

公立高校等における中途退学者数については、おおむね減少傾向にありましたが、平成29年度は全日制、定時制ともに増加しました。

群馬県における中途退学者の推移(公立)



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

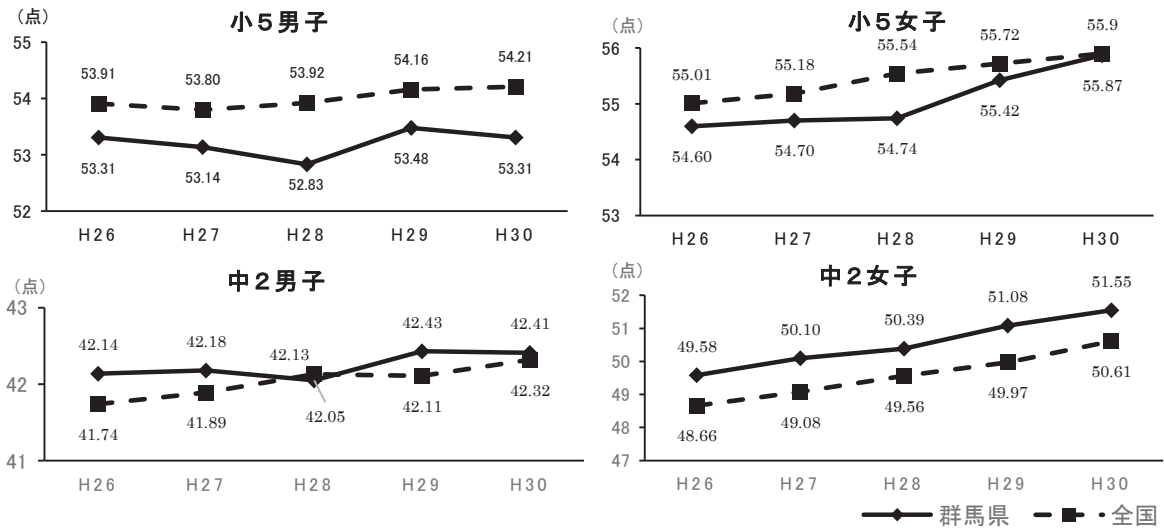
3 体力・運動能力の状況

本県の児童生徒の体力は、小学校では男女ともに全国平均を下回っていますが、平成25年度から29年度にかけて向上傾向が見られます。中学校では、平成28年度の男子以外は、男女とも全国平均を上回っており、平成25年度から29年度にかけて向上傾向が見られます。

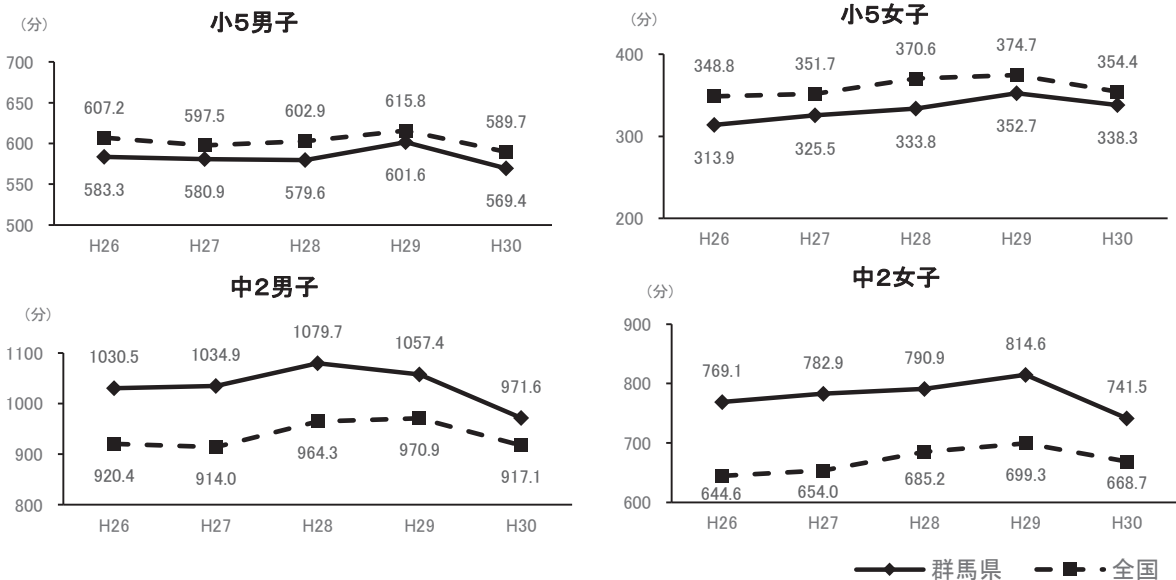
また、1週間の総運動時間については、全国平均と比べて、小学校では男女とも少なく、中学校では男女とも多い傾向が見られます。

一方、肥満傾向児の出現率は、小学校、中学校とも全国平均を上回っています。

全国体力・運動能力、運動習慣調査における体力合計点の推移

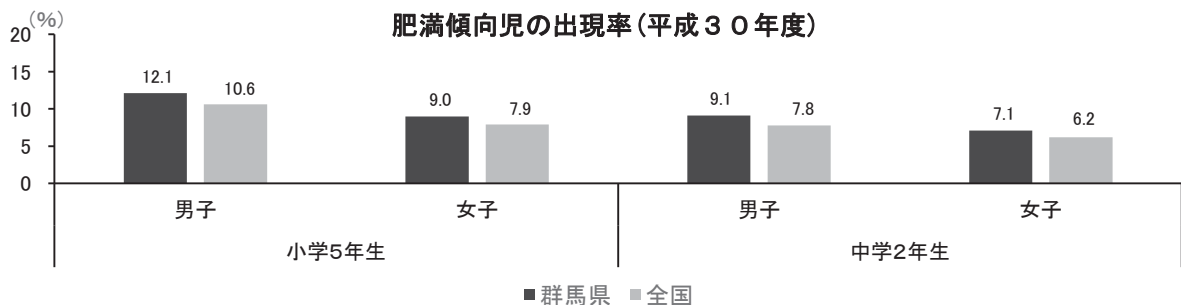


1週間の総運動時間（体育の授業時間を除く）



※（参考）

スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）に則り、群馬県教育委員会において「適正な部活動の運営に関する方針」（平成30年4月）を策定。

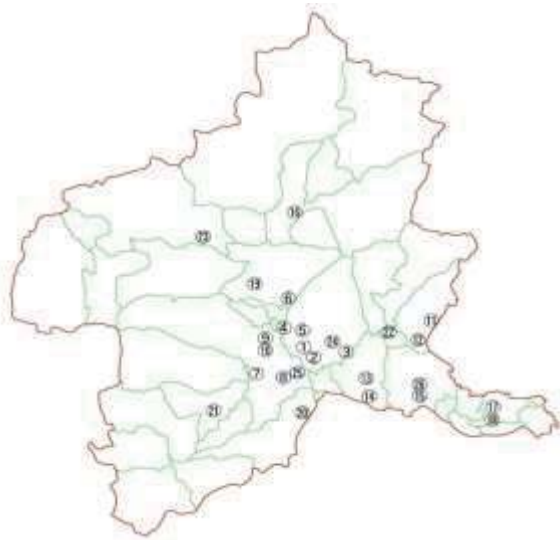


全国体力・運動能力、運動習慣調査(スポーツ庁)

4 特別支援教育の状況

(1) 特別支援学校の配置状況

第2期計画期間中には、平成26年4月に藤岡特別支援学校（小学部・中学部）が、平成27年4月に吾妻特別支援学校（小学部・中学部）が開校しました。さらに、平成30年4月、沼田、藤岡、富岡、吾妻の各特別支援学校に高等部が開校したことにより、小学部から高等部段階まで身近な地域で学べる環境を整えました。



○市町村立特別支援学校

番号	学校名	所在地	障害種	設置学部
24	前橋市立前橋特別支援学校	前橋市	知的	小中
25	高崎市立高崎特別支援学校	高崎市	知的	小中
26	太田市立太田養護学校	太田市	知的	小中

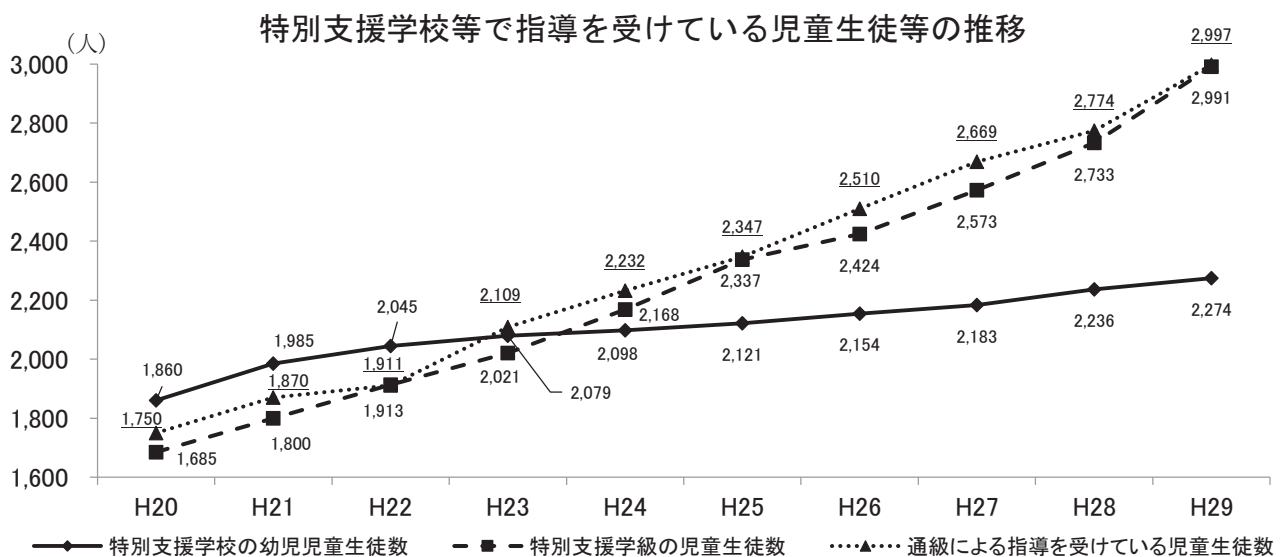
○県立特別支援学校

番号	学校名	所在地	障害種	設置学部
①	盲学校	前橋市	視覚	幼小中高
②	聾学校	前橋市	聴覚	幼小中高
③	しろがね特別支援学校	前橋市	知的	小中高
④	前橋高等特別支援学校	前橋市	知的	高
⑤	赤城特別	本校	病弱	小中高
⑥	支援学校	小児医療センター校		小中
⑦	高崎特別支援学校	高崎市	知的	小中高
⑧	高崎高等特別支援学校	高崎市	知的	高
⑨	二葉特別支援学校	高崎市	肢体	小中
⑩	二葉高等特別支援学校	高崎市	肢体	高
⑪	桐生特別支援学校	桐生市	知的	小中
⑫	あさひ特別支援学校	桐生市	肢体	小中高
⑬	伊勢崎特別支援学校	伊勢崎市	知的	小中
⑭	伊勢崎高等特別支援学校	伊勢崎市	知的	高
⑮	太田高等特別支援学校	太田市	知的	高
⑯	沼田特別支援学校	沼田市	知的	小中高
⑰	館林特別支援学校	館林市	知的	小中
⑱	館林高等特別支援学校	館林市	知的	高
⑲	渋川特別支援学校	渋川市	知的	小中高
⑳	藤岡特別支援学校	藤岡市	知的	小中高
㉑	富岡特別支援学校	富岡市	知的	小中高
㉒	渡良瀬特別支援学校	みどり市	知的	小中高
㉓	吾妻特別支援学校	中之条町	知的	小中高

幼：幼稚園 小：小学部 中：中学部 高：高等部

(2) 特別支援学校、特別支援学級及び通級指導の状況

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数並びに小・中学校の特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒数は、いずれも増加傾向にあります。特に、特別支援学級の児童生徒数と通級による指導を受けている児童生徒は、10年間で約1.7倍に増加しています。



学校基本調査（文部科学省）

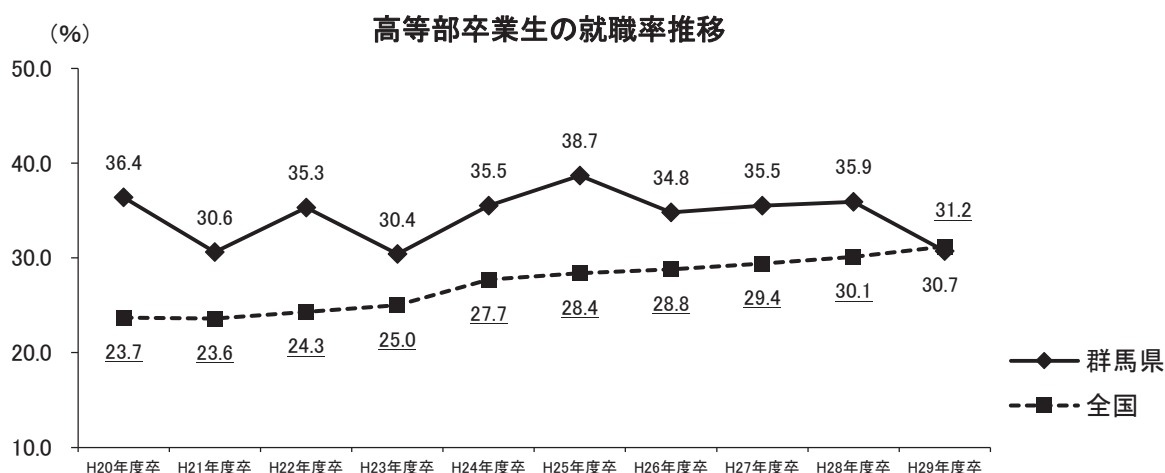
通級による指導実施状況調査（文部科学省）

※通級による指導とは、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間、通級指導室で行うこと

(3) 就労の状況

ア 特別支援学校高等部卒業生の一般就労率

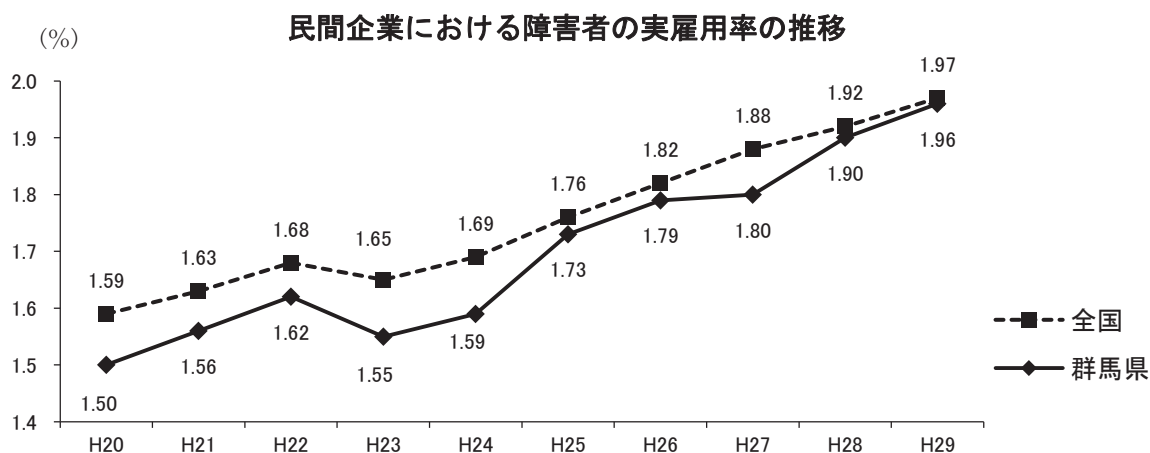
就労支援員と進路指導に関わる教員が連携し、就業体験先や新たな職域の開拓、現場実習等における巡回指導を行うなど、進路指導の充実に努めております。



学校基本調査（文部科学省）

イ 県内企業の障害者雇用率の状況

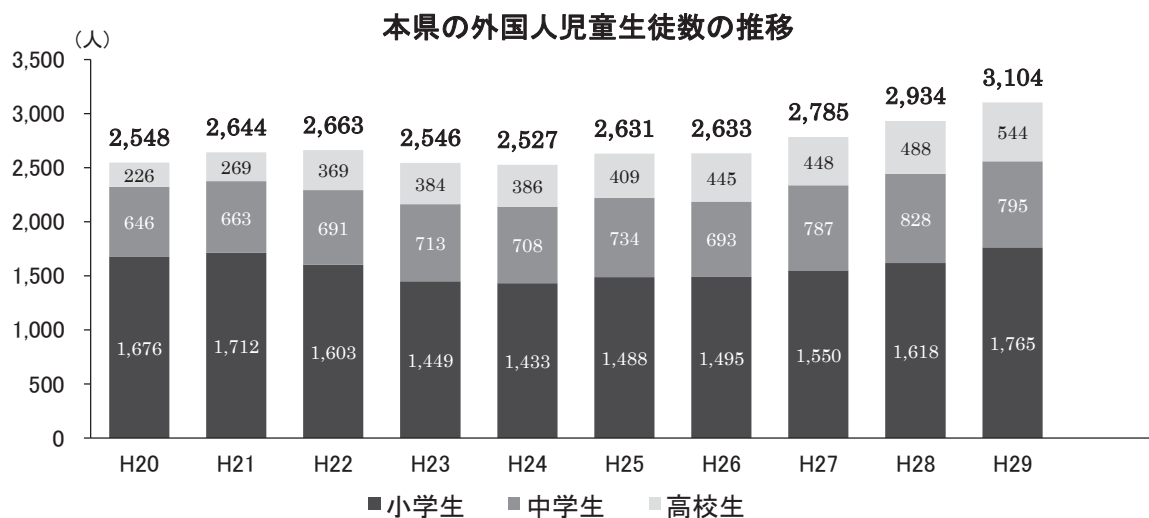
県と関係機関が連携して企業訪問やセミナーを行うなど企業への働きかけを強化したことから、県内企業の障害者雇用率は上昇を続けているものの、依然として全国平均を下回っており、更なる取組の強化が必要です。



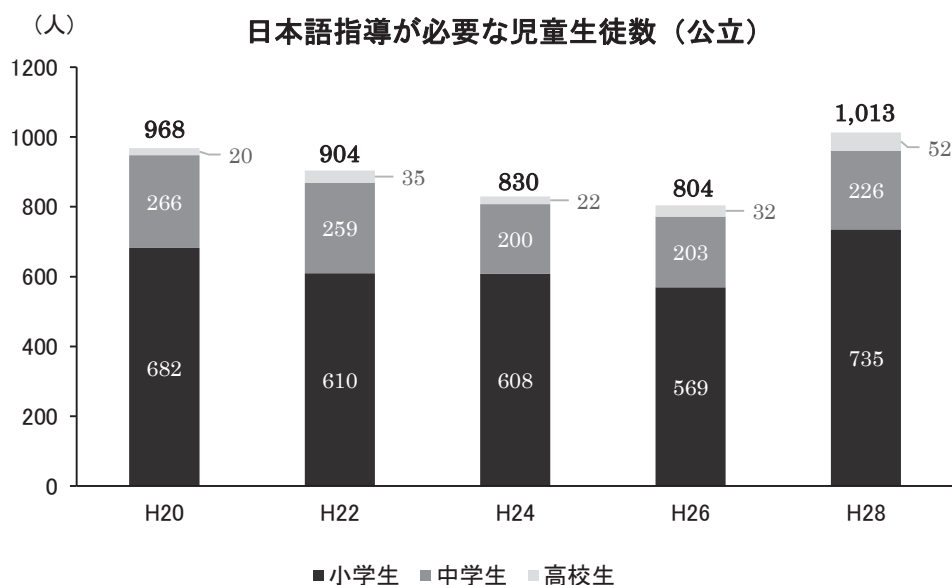
厚生労働省調査

5 外国人児童生徒の状況

県内には、人口比で外国人の占める割合が全国的に見て高い市町村があります。また、県全体の外国人児童生徒の数は平成25年度以降増加傾向にあり、現在、公立・私立を含め3,000人を超えています。



学校基本調査(文部科学省)

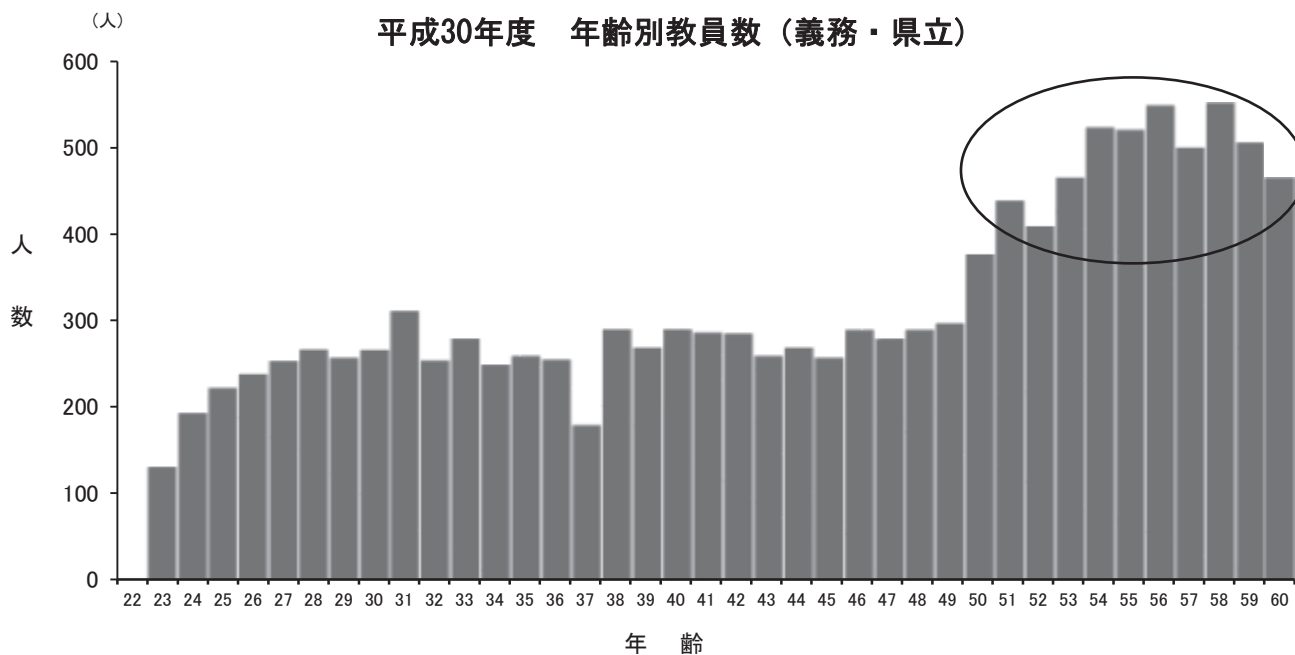


日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(文部科学省)

6 教職員の状況

(1) 教員の年齢構成

本県では、今後10年間に教員の退職者がピークを迎えます。



年齢	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	合計
人数	1	132	194	223	239	254	268	258	267	312	255	280	250	260	256	180	291	270	291	287	286	260	270	258	290	280	290	298	377	439	409	465	523	520	548	500	551	506	464	12,302

(2) 教職員の病気休職者の状況

教職員の病気休職者数は100人を超える状況が続いており、そのうち約半数が精神疾患による休職者となっています。

過去5年間の教職員の病気休職者数

(人、%)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
病気休職者数 (a)	123	109	117	111	119	126	112	105	111	109
比率 (a/c)	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8
うち精神疾患患者数 (b)	59	47	52	51	59	51	46	50	45	52
比率 (b/c)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4
教職員総数 (c)	15,224	15,194	15,142	15,149	15,124	14,861	14,738	14,635	14,501	14,365

※教職員総数には臨時的任用職員を含まない。

第7 学校と地域の連携の状況

1 学校支援センターの実施状況

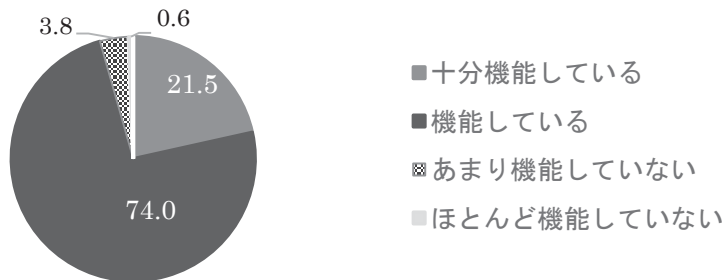
本県では、学校支援センターをすべての小・中学校に設置し、地域の教育力を活用して、児童生徒を育成する取組を行っており、多くのボランティアに参画いただいています。しかし、約2割の学校で「機能していない」など、学校により取組に差が見られます。

ア 設置状況

100% } [

- ・スペースを確保 42.6%、機能のみ 57.4%
- ・コーディネータ等の位置付け あり 43.9%、なし 56.1%

イ 運営状況



ウ 学校支援ボランティア数（平成29年度実績）

延べ人数 約74万人（実質人数 約9万2千人）

エ 学校支援ボランティアの内容

<授業>

- ・総合的な学習の時間（環境、国際理解等）
- ・家庭科（ミシン操作、調理実習等）
- ・生活科（公共物や公共施設を利用する活動等）
- ・社会科（社会科見学等） 等

<授業以外>

- ・読み聞かせ、図書館整備
- ・安全パトロール
- ・環境整備
- ・あいさつ運動 等

平成30年度学校支援センター運営推進状況調査（平成30年6月群馬県教育委員会）

2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況

本県では、県内の16の小・中学校にコミュニティ・スクールが導入されています（平成30年度現在）。平成31年度には新たに19校が導入予定で、今後更に導入が進む見込みです。

県内のコミュニティ・スクール・・・16校（平成30年度）

○高崎市3校 ○伊勢崎市11校 ○藤岡市1校 ○館林市1校

3 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施状況

本県では、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、文部科学省所管の「放課後子ども教室」と厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」の一体的又は連携した運営による、総合的な放課後対策を実施しています。

平成30年度放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施状況

（箇所）

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ	実施形態	
			うち一体型で実施	うち連携型で実施
教室数・クラブ数	153	501	44	53

※平成30年度小学校数（306校）

※放課後子ども教室：すべての児童を対象に、学校の空き教室や校庭等を利用して、地域住民の協力を得て、学習やスポーツ、文化活動を行う事業

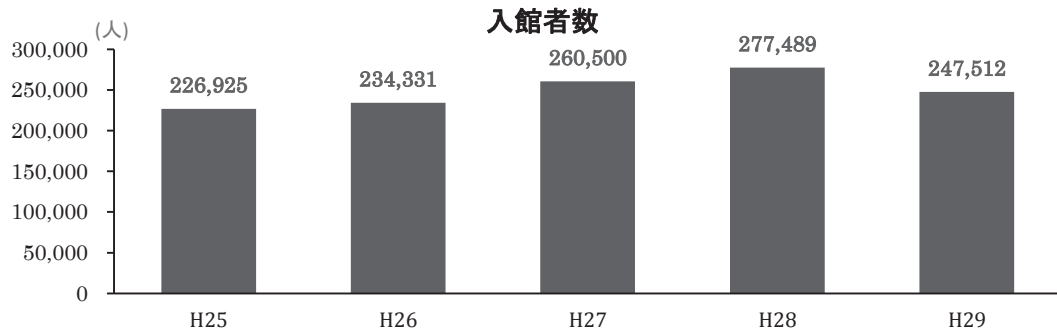
※放課後児童クラブ：共働き等で昼間家庭に保護者がいない児童を放課後預かり、遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る事業

第8 生涯学習の状況

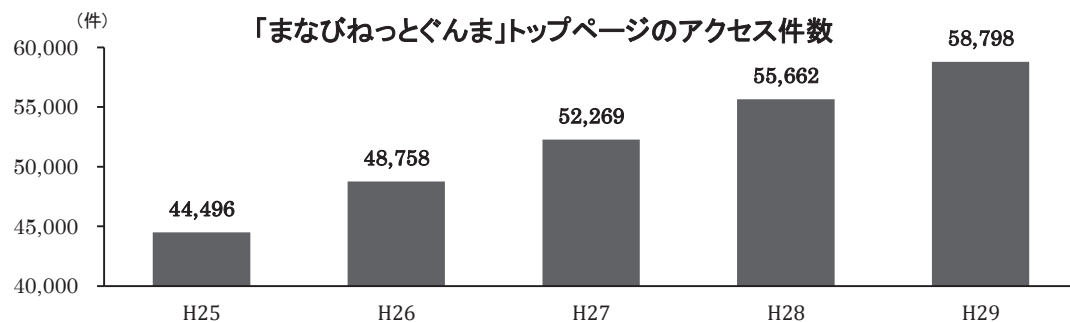
1 生涯学習センターの利用状況

生涯学習センターの入館者数は、増加傾向にあります。

また、県民がインターネットにより生涯学習情報を入手できる生涯学習情報提供システム「まなびねっとぐんま」のトップページのアクセス件数は着実に増加しています。



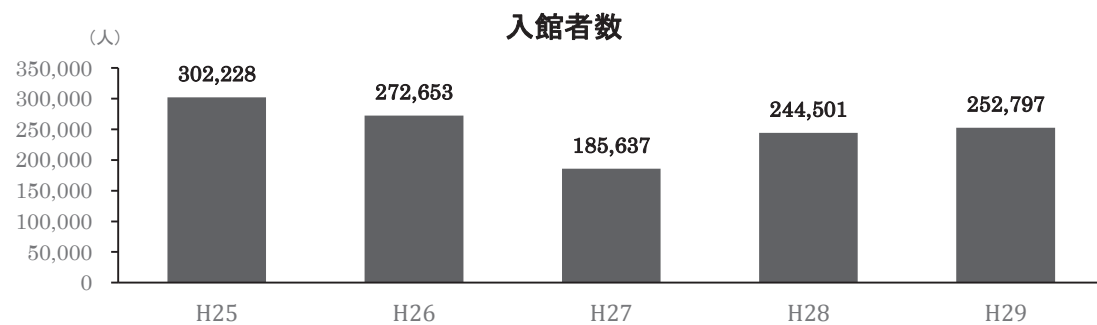
※平成27年度～28年度は、他館の改修工事に伴う休館による影響等により、一時的に増加



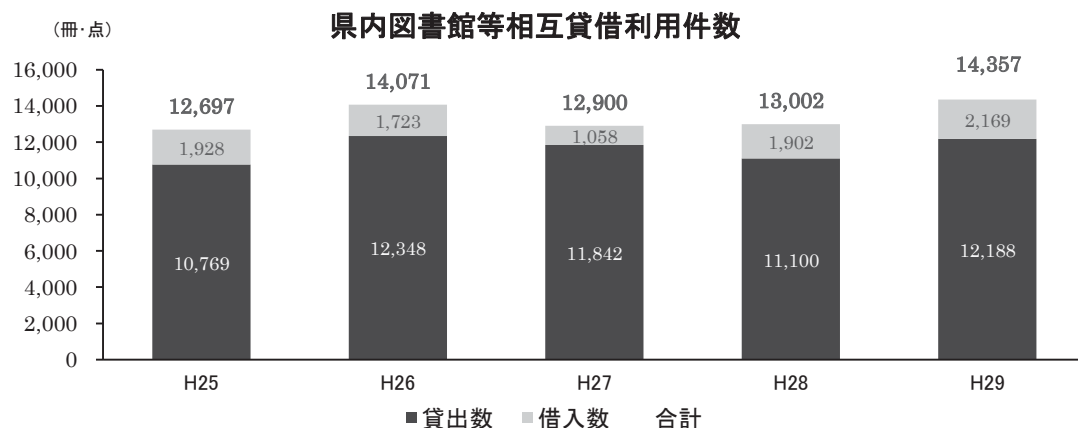
2 県立図書館の利用状況

県立図書館の入館者数は、平成16年度以降減少が続いていましたが、平成28年度以降回復基調にあります。

また、インターネットを利用して県内の各図書館が保有する資料を検索し、借り入れることができる相互貸借制度の利用件数は、増加傾向にあります。



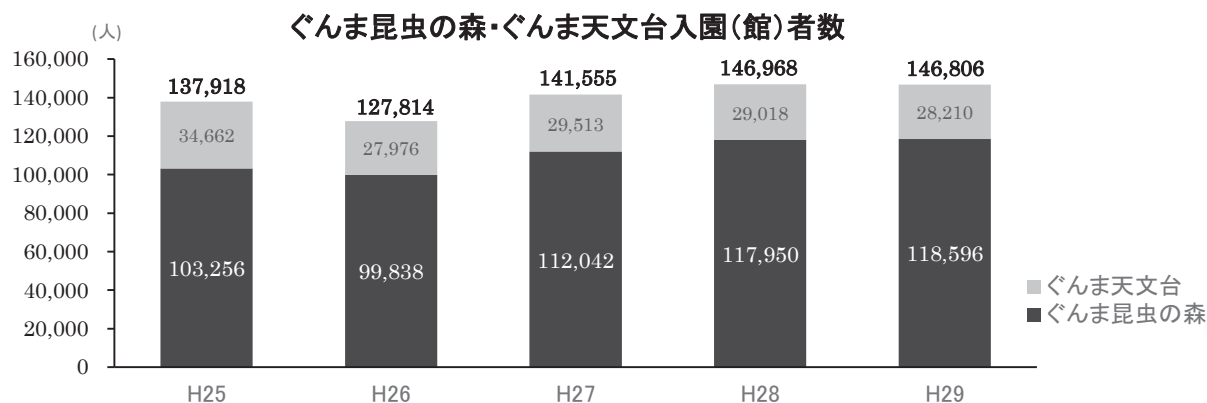
※平成27年度は、耐震工事のため一時休館



3 めんま昆虫の森及びめんま天文台の入園(館)者数

めんま昆虫の森は、平成27年度以降入園者数が増加しており、平成29年度には年間入園者数が過去最高を達成しました。

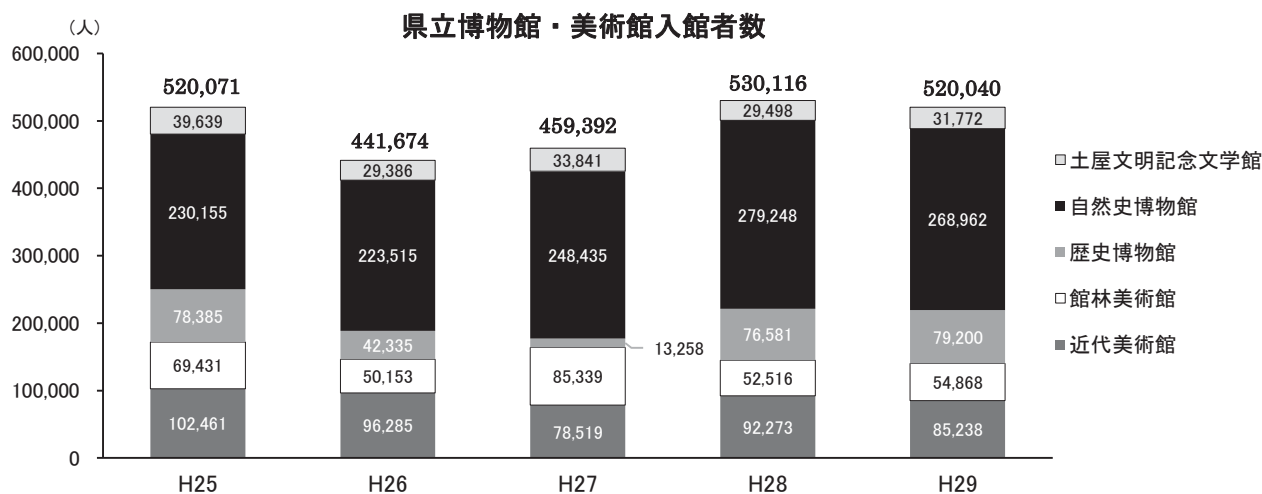
めんま天文台は、平成16年以降おおむね3万人程度の入館者数で推移していましたが、夜間の天気の影響を受けやすく、平成26年度以降入館者数が伸び悩んでいます。



4 県立博物館・美術館の入館者数

県立博物館・美術館の入館者数は、おおむね50万人前後で推移しています。

各施設とも魅力ある企画や展示等に取り組んでいます。特に、自然史博物館は、小・中学生や学校団体利用が好調であり、入館者数が増加傾向にあります。なお、歴史博物館は改修工事による休館があったものの、東国古墳文化展示室を新設するなど、平成28年7月のリニューアルオープン後は堅調に推移しています。

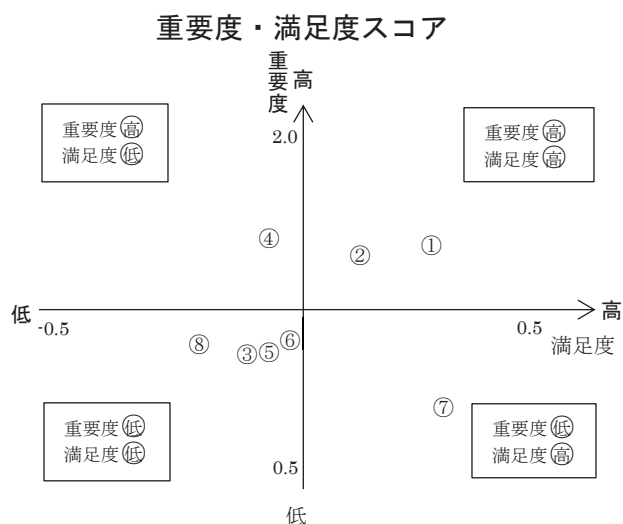


※平成26年度～平成27年度は歴史博物館が改修工事のため一時休館

第9 平成30年度県政県民意識アンケートの結果（関連項目抜粋）

平成30年度県政県民意識アンケートの選好度調査（37項目の施策の重要度・満足度調査）では、教育に関連する8項目のうち、「子どもの社会性の育成」が全体の平均よりも「重要度が高いのに満足度が低い」結果でした。また、「大学等の地域貢献」、「生涯学習」、「産業人材の育成」についても「満足度が低い」状況です。

一方で、「小・中学校教育」、「高校教育」については平均よりも「重要度、満足度とも高い」結果でした。



番号	施策	重要度	満足度
①	小・中学校教育	1.45	0.27
②	高校教育	1.40	0.18
③	大学等の地域貢献	1.04	-0.03
④	子どもの社会性の育成	1.51	-0.02
⑤	生涯学習	1.05	0.02
⑥	地域力	1.09	0.06
⑦	郷土への誇り	0.83	0.31
⑧	産業人材の育成	1.09	-0.17
平均値	37項目の平均値	1.20	0.07

(注)縦軸と横軸の交点は、全37項目の平均値(重要度1.20、満足度0.07)

平成30年度県民意識アンケート(群馬県総務部)

※ 各施策のスコアは、回答を以下の方法で数値化し、回答者全員の平均値を算出したものです。

- ・重要度：重要2点、やや重要1点、どちらとも言えない0点、あまり重要でない-1点、全く重要でない-2点
- ・満足度：満足2点、やや満足1点、どちらとも言えない0点、やや不満-1点、不満-2点

第10 群馬県教育振興基本計画（第2期：平成26年度～平成30年度）の実施状況

第3期の群馬県教育振興基本計画を検討するに当たっては、第2期計画に掲げた40の取組について、各取組の課題ごとに、平成29年度末までの対応状況、残っている課題、新たな課題を検証しました。

また、第2期計画は、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施している教育委員会の点検及び評価の中で、取組実績の点検及び評価を行い、県議会に報告するとともに公表しています*。

第3期計画の各取組の課題は、これらの検証や点検・評価の結果を踏まえて設定しました。

※教育委員会の点検・評価の詳細は、県ホームページを御参照ください。

(ページアドレス：http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001307.html)

(参考) 策定の経緯

1 策定経過

計画策定に当たっては、教育長及び知事部局を含む関係課長で構成する「第3期群馬県教育振興基本計画策定委員会」及び外部の有識者等の意見聴取の場として「第3期群馬県教育振興基本計画策定懇談会」を設置し、計画原案を策定しました。

また、検討の各段階において、教育委員会委員の協議を行ったほか、県議会文教警察常任委員会に報告しました。

なお、策定に当たっては、企画会議等に報告し、全庁的な合意形成を図っています。

期日	内容
平成29年 10月23日	県教育委員協議会で第3期計画の策定について協議
平成30年 2月14日	県市町村教育長協議会で第3期計画の策定について説明
3月16日	第1回策定委員会で第3期計画の方向性を検討
3月23日	第1回策定懇談会で第3期計画の方向性を検討
5月22日	県教育委員協議会で骨子案について協議
6月 8日	県議会第2回定例会文教警察常任委員会で第3期計画の方向性を説明
4月25日	第2回策定委員会で骨子案を検討
6月11日	第2回策定懇談会で骨子案を検討
8月21日	県教育委員協議会で進捗状況を報告
8月29日	第3回策定委員会で素案を検討
9月10日	策定懇談会【可能性をはぐくむ環境づくり部会】で施策体系と各論を検討
9月13日	策定懇談会【学びのセーフティネット部会】で施策体系と各論を検討
9月18日	第3回策定懇談会で素案を検討
10月 1日	県議会第3回前期定例会文教警察常任委員会で素案を説明
10月23日	県教育委員協議会で素案について協議
11月 2日	第4回策定委員会で原案を検討
11月 6日	教育事務所長と教育委員との意見交換会で原案を説明
11月 8日	県市町村教育長協議会で素案を説明
11月14日	県企画会議で原案を説明
11月19日	第4回策定懇談会で原案を検討
11月21日	県教育委員協議会で原案について協議
12月 7日	県議会第3回後期定例会文教警察常任委員会で原案を説明
12月11日	原案についてパブリックコメントを実施（～1月8日）
平成31年 1月15日	県教育委員協議会で案について協議
1月30日	第5回策定懇談会で案を検討
2月12日	県教育委員会会議で知事による議案上程について同意（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく知事からの意見聴取）
2月13日	県市町村教育長協議会で案を説明
2月18日	県議会平成31年第1回定例会に議案を上程
3月 4日	県議会平成31年第1回定例会文教警察常任委員会で審議・採決
3月12日	県議会平成31年第1回定例会本会議で可決

3月19日	県教育委員会会議で「第3期群馬県教育振興基本計画案」を決定
3月25日	第3期群馬県教育振興基本計画決定

2 群馬県教育委員会委員名簿

氏名	役職等
笠原 寛	教育長
小池 啓一	※H30. 9. 30 教育委員会委員(教育長職務代理者)任期満了退任
藤原 重紀	教育長職務代理者(H30. 10. 1～)
平田 郁美	
青木 章子	
武居 朋子	
益田 裕充	(H30. 10. 1～委員就任)

3 第3期群馬県教育振興基本計画策定懇談会委員名簿 (五十音順)

氏名	役職等
朝倉 剛太郎	群馬県高等学校PTA連合会 会長 (第2～5回懇談会)
飯塚 敏雄	群馬県中学校長会 書記 (前橋市立大胡中学校 校長)
飯塚 宗夫	日本防災士会群馬県支部 支部長
今井 美砂	高崎市吉井公民館 社会教育指導員
今泉 友一	公益社団法人群馬県医師会 理事
岩村 隆志	群馬県PTA連合会 会長
雅楽川 陽子	有限会社COCO-LO 代表取締役
大河原 眞美	高崎経済大学地域政策学部 教授【座長】
大栗 勇一	群馬県高等学校長協会 会長 (群馬県立前橋高等学校 校長)
大島 佳織	群馬県特別支援学校PTA協議会 会長
樺澤 徹二	元群馬県スクールカウンセラースーパーバイザー
佐藤 真人	NPO法人ぐんま若者応援ネット(アリスの広場) 理事長
関口 雅弘	株式会社上毛新聞社 編集主幹【副座長】
高木 恵一	群馬県小学校長会 書記 (前橋市立駒形小学校 校長)
辻 裕里	サンデンホールディングス株式会社 執行役員 IT本部長
土橋 恵津子	群馬県特別支援学校長会 書記 (群馬県立あさひ特別支援学校 校長)
中野 秀人	群馬県高等学校PTA連合会 会長 (第1回懇談会)
野本 彰一	公益財団法人群馬県スポーツ協会 理事長 (第1回懇談会)
長谷川 和俊	長谷川農園 代表
堀口 美奈子	一般社団法人群馬県介護福祉士会 副会長
松原 眞介	群馬音楽協会 会長
松本 博崇	公益財団法人群馬県スポーツ協会 理事長 (第2～5回懇談会)
宮川 亮子	群馬県市町村教育委員会連絡協議会 会長 (伊勢崎市教育委員)
森本 純生	公益財団法人群馬県私学振興会 理事長

4 第3期群馬県教育振興基本計画策定委員会委員名簿

部局	職
総務部	学事法制課長
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課長
	文化振興課長
	スポーツ振興課長
こども未来部	子育て・青少年課長
健康福祉部	健康福祉課長
	障害政策課長
環境森林部	自然環境課長
産業経済部	労働政策課長
	産業人材育成課長
教育委員会	教育長【委員長】
	教育次長【副委員長】
	教育次長（指導担当）【副委員長】
	総合教育センター所長
	総務課長
	管理課長
	福利課長
	学校人事課長
	義務教育課長
	高校教育課長
	特別支援教育課長
	生涯学習課長
	文化財保護課長
	健康体育課長
群馬県警察本部	少年課長

第 3 期 群馬県教育振興基本計画

平成 3 1 年 3 月 発行

発 行 群馬県

編 集 群馬県教育委員会事務局総務課

T E L 0 2 7 - 2 2 6 - 4 5 2 7

F A X 0 2 7 - 2 4 3 - 7 7 8 6

E-mail kisoumuka@pref.gunma.lg.jp

